

6月企画運営委員会次第

日 時 平成30年6月14日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 1階 身体障害者集会室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について

(2) 保育士等キャリアアップ研修（保育実践分野）について

・「保育の質の向上のための取り組み」研修会

・「保育環境を考える、子どもの遊び研修会①」

(3) その他

・県営水道減免見直し要望の回答について

・神奈川県保育会ブロック別理事名簿

4 報告事項

(1) 全保協情報 18-5、18-6、18-7、18-8

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※7月企画運営委員会(予定)

平成30年7月19日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第1会議室

平成30年6月14日

企画運営委員 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

時下、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添FAX用紙にて、7月2日(月)までにご回答いただきますようお願いいたします。（6月企画運営委員会の開催時に配布します。）

1 日 時 平成30年7月19日(木) 14:00～19:30

2 場 所 ホテルプラム

横浜市西区北幸2-9-3 横浜駅西口より徒歩約7分

Tel 045-314-5546 (代)

3 連絡協議会（3階ジョルジュサンクイースト）

(1) 主催者挨拶

(2) 出席者自己紹介

(3) 議題 神奈川県の待機児童対策について 次世代育成課 深石 GL ほか

・保育士のキャリアアップ研修について

・保育士の人材活用と確保について

・幼児教育の無償化について ほか

(4) その他

4 情報交換・懇親会（3階ジョルジュサンクウエスト）

5 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

(1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円

(2) 情報交換・懇親会 参加費 5,000円

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

氏名() 保育園名()

① 出欠について

連絡協議会 出席 欠席

情報交換・懇親会 出席 欠席

(いずれかに○をお願いします)

※ 7月2日(月)までに、県保育会事務局あてにご返送下さい。

平成30年度 「保育士等キャリアアップ研修(県事業名:保育エキスパート等研修)」指定一覧 (神奈川県保育会主催分:保育実践分野)

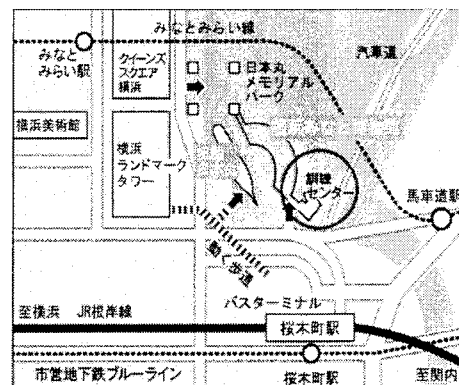
研修名	講師名	内容	研修形態	時間	開催日程	会場	定員
1 保育の質の向上のための 取り組み	湘南ケアアソシエーション研究所 所長 増田 まゆみ 元 東京家政大学教授	保育所保育指針の理解と保育 の更なる質の向上	講義及び実技 グループ討議	8時間	8月29日(水) 9時00分～18時00分	帆船日本丸訓練センター 第1・第2教室	100人
2 保育環境を考える ～子どもの遊び①	エール株式会社 安田式体育遊び研究所 代表指導員 居間 達彦	子どもの発達に応じた身体や言 葉、音楽や玩具等を使った遊び の実践方法	講義及び実技	4時間	9月21日(金) 13時00分～17時00分	厚木市保健福祉センター 6階ホール	100人
3 保育環境を考える ～子どもの遊び②	神奈川県ゆりの会会員等	子どもの発達に応じた言葉遊び の実践方法	講義及び実技	4時間	平成30年11月(予定) 13時00分～17時00分	未定	100人

※ 保育士等キャリアアップ研修の修了証の交付を受けるためには、1～3の研修を全て受講する必要があります。

平成 30 年度「保育の質の向上のための取り組み」研修会開催要領

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に対する理解を深め、保育士の資質向上及び保育士全体の専門性の向上を図る。

この研修は神奈川県「キャリアアップ研修
(保育実践分野)」に該当します。



- 2 日時 平成 30 年 8 月 29 日 (水) 9 時～18 時
受付 9 時 00 分～

- 3 会場 帆船日本丸訓練センター 第 1・2 教室
横浜市西区みなとみらい 2-1-1

TEL045-221-0282

JR 根岸線、横浜市営地下鉄「桜木町駅」から徒歩 5 分

みなとみらい線「みなとみらい駅」「馬車道駅」から徒歩 5 分

- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
5 定員 100 名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
6 参加費 保育会会員 2,000 円 それ以外の方 6,000 円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて 8/23 (木) までに手続きください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 8 月 9 日(木) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

- 8 日程

研 修 内 容	
9 : 1 5	開会・主催者あいさつ 講義 講師 湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長 増田 まゆみ 氏 (元東京家政大学 教授) 質疑・応答
1 7 : 3 0	レポート作成
1 8 : 0 0	閉 会

- 9 その他 ・この研修はキャリアアップ研修(保育実践分野)8時間相当に該当します。
修了書希望の方は、残り8時間受講(合計16時間中)下さい。
・昼食は各自ご用意下さい。

平成30年度「保育環境を考える、子どもの遊び研修会①」開催要領

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の理解を深め、保育の質の向上と教育・保育環境を考える。
この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。

- 2 日時 平成30年9月21日（金）
13時から17時まで
受付 12時30分～
- 3 会場 厚木市保健福祉センター6階ホール
厚木市中町1-4-1
TEL046-225-2525
小田急線本厚木駅東口から徒歩5分



- 4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
- 5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、9/13（木）迄に手続きください

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 ^{はぎわらけいぞう}萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 9月7日(金)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義と実技 講師 (株) エル安田式体育遊び研究所 代表指導員 居関 達彦 氏
16:30	質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

- 9 その他 ・この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）合計16時間中の4時間相当に該当します。
・当日は実技を伴いますので、運動できる服装及び体育館履・ビニール袋（外履き入れ用）をご持参ください。

企経営第 1294 号
平成 30 年 6 月 5 日

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三 様

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 大竹 准一

県営水道事業の運営につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成 29 年に行った民間社会福祉施設の減免制度の見直しに係る影響調査にご協力いただきありがとうございます。これに関連し、平成 30 年 1 月 25 日付けでご要望書をいただいていたので、その後の状況についてお知らせします。

この調査の中で、社会福祉施設の経営全般が厳しい状況にあることを確認させていただき、県の関係部局にも伝えたところです。

また、県議会にその調査結果を報告するとともに、負担の公正性や地域間の不均衡是正、水道使用者間の負担の公平性を確保するという目的で、減免制度を見直したことを改めてご説明しました。

県議会からは、水道料金収入等も減少している中で、人口減少等の様々な課題があるので、水道料金体系そのものを見直しが必要という指摘があり、企業庁では、これからの社会状況にふさわしい水道料金体系について検討を始めていくことといたしました。

こうした状況をご理解くださいますようお願い申し上げます。

問合せ先

企業局水道部経営課

営業指導グループ 富所、村上

電話 045-210-7223

神奈川県保育会ブロック別理事名簿

ブロック名	保育所数	理事数	理事名(市町村・保育園)	市郡名
県東	62	3	宮田 丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園) (総務・予算) 渡部 俊賢(横須賀市・和順保育園)	横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市 三浦郡
			※富田 知敬(鎌倉市・オランダエ)	
県央	92	4	萩原 敬三(伊勢原市・大原保育園) (調査・人材) 藤田 理恵(厚木市・岡田保育園)	厚木市、座間市 海老名市、伊勢原市 大和市、綾瀬市 愛甲郡、高座郡
			新 ※磯野 一途(座間市・いその保育園)	
			新 笹野 つる子(綾瀬市・吉岡保育園)	
県南	92	4	伊澤 昭治(藤沢市・五反田保育園) (利用者) 岩澤 貞之(茅ヶ崎市・中海岸保育園)	平塚市、藤沢市 茅ヶ崎市
			新 近藤 幹夫(藤沢市・わかたけ保育園)	
県西	64	3	新 ※鈴木 和代(平塚市・大町保育園) 都築 顕道(小田原市・山王保育園) (組織、渉外・研修) ※山本 昇(秦野市・やまゆり保育園)	小田原市、秦野市 南足柄市、足柄下郡 足柄上郡
			新 ※相馬 正覚(二宮町・二宮保育園)	
計	310	14		

・理事数は各ブロック20施設当たり1名を目安に。
・※印の理事については、地域の責任者として取りまとめ等を行う。

市町村名	公立	民間	計			
横須賀	10	21	31			
鎌倉	5	16	21			
逗子	2	4	6			
三浦市	0	4	4			
三浦郡	1	0	1			
計			63			
厚木	4	20	24			
座間	9	8	17			
海老名	5	10	15			
伊勢原	3	9	12			
大和	4	5	9			
綾瀬	2	6	8			
愛甲郡	6	0	6			
高座郡	0	3	3			
計			94			
平塚	9	22	31			
藤沢	15	20	35			
茅ヶ崎	6	22	28			
計			94			
小田原	5	22	27			
秦野	5	17	22			
南足柄	1	4	5			
足柄下郡	0	2	2			
足柄上郡	0	6	6			
中郡	2	3	5			
計			67			
総計			318			

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 第1回が開催される
（厚生労働省）…………… 1
- ◆ 2018（平成30）年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース 受講者募集
（全社協・中央福祉学院）…………… 2
- ◆ 平成30年度 幼稚園教員資格認定試験のご案内（教職員支援機構）…………… 3
- ◆ 社会保険制度及び労働保険制度の周知について（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語募集（厚生労働省）…………… 4
- ◆ 日本赤ちゃん学会 第18回学術集会（東京大学）…………… 4
- ◆ ボランティア・市民活動シンポジウム2018
（「広がれボランティアの輪」連絡会議）…………… 5

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 第1回が開催される（厚生労働省）

平成30年5月18日、第1回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が開催されました。座長には、汐見稔幸氏（東京大学名誉教授）が選任され、汐見座長から大豆生田啓友氏（玉川大学教授）が座長代理として指名されました。

本検討会では、保育の質を「内容」「環境」「人材」の3つの観点からとらえ、主として保育の「内容」面から具体的な方策を検討することとされています。検討事項の一つに、改定保育所保育指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しが含まれています。

今回は、3名の構成員（大豆生田啓友氏、古賀松香氏、野澤祥子氏）から「保育の質」に関する意見表明がありました。資料の詳細は、本会ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。第2回は、6月12日（火）に開催予定であり、その後に3～4回の検討会を開催し、関係者ヒアリングも予定されています。そして8～9月をめどとして、論点整理が行われます。詳細は、資料1をご参照ください（資料1は抜粋です。全資料は全保協ホームページ「全保協ニュースNo.18-05」のコーナーに掲載いたします）。

◆2018（平成 30）年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース 受講者募集(全社協・中央福祉学院)

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の 2018（平成 30）年度受講者を募集いたします。本課程は、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に社会福祉主事任用資格を取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、保育所や児童養護施設などの児童福祉施設等の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として準用され広く取得されています。

特に保育所等では、子どもたちの日々の様子から障害や虐待の疑いがあるなどを察知したり、保護者あるいは地域からの多様な相談に対応したりするため、福祉専門職として幅広い知識が求められます。社会福祉の基礎的な資格である社会福祉主事任用資格を取得することで、児童福祉分野のみならず関係分野である高齢者福祉・障害者福祉・社会保障分野・社会福祉援助技術等の知識も深めていただけますので、個別ニーズに迅速かつ適切に広い視野で対応いただく一助となります。

本課程は約 40 年の実績があり、社会福祉法人や民間企業等を含め、年間約 5,000 名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、地域子育て支援拠点等において相談援助業務に 2 年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院のホームページから「受講案内」をご覧ください。皆さまのお申し込みを心よりお待ちしております。

《本通信課程の概要》

- (1) 受講期間； 2018 年 10 月～2019 年 9 月（1 年間）
- (2) 学習内容； 自宅学習による答案作成（16 科目）、面接授業（5 日間）
- (3) 受講料； 87,400 円（消費税等込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途ご負担ください。
- (4) 受講資格； 社会福祉法に基づく第 1 種・第 2 種社会福祉事業の民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること（詳しくは「受講案内」をご覧ください。）
（なお、公立保育所等の行政職員は本コースをご受講いただけません。2019 年 3 月頃に『2019 年度春期コース・公務員課程』をご案内いたしますのでご承知おきください。）
- (5) 申込期限； 2018 年 7 月 2 日（月）【当日消印有効】※定員に達し次第締め切ります。
- (6) 詳細・申込； 中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/info/students/info7837.html>
- (7) 問合せ； 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 電話 046 - 858 - 1355

◆平成 30 年度 幼稚園教員資格認定試験のご案内 (教職員支援機構)

文部科学省において、規制改革推進 3 か年計画（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士等として一定の勤務経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として、「幼稚園教員資格認定試験」を実施しています。

今年度から試験実施事務は、(独) 教職員支援機構が行っています。

「幼稚園教員資格認定試験」は、受験者の学力等が大学または短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

出願期間は、平成 30 年 6 月 8 日まで（受験願書等の請求は 6 月 1 日まで）です。

なお、本試験は保育士資格を有する者に幼稚園教諭免許状の取得を義務付けるものではありません。

詳細は、資料 2 をご参照ください。証明書等は、(独) 教職員支援機構のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/h30/yochien.html>

《問い合わせ》

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター調査企画課免許企画室

E-mail: shiken@ml.nits.go.jp 電話(ダイヤルイン) 03-4212-8455、03-4212-8456

◆社会保険制度及び労働保険制度の周知について (厚生労働省)

厚生労働省から標記周知依頼がありました。この資料は、主に新規事業者には社会保険、労働保険を周知するためのものですが、下記の Q&A が追記されていますので、本会会員の皆さまにもお知らせいたします。

詳細は、資料 3 をご参照ください。

※追記された Q&A (資料 3 の 6 ページ目、一番下に掲載)

事業所で雇用する従業員とは別に、業務委託や請負により業務を行う者がいる場合、従業員と同様に社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させなければなりませんか？

◇業務委託契約や請負契約に基づき、事業所で働く方については、原則として、個人で国民年金・国民健康保険に加入していただくこととなります。

ただし、勤務先事業所からの指示や指揮監督のもとで働いているなど、従業員と同様の勤務

実態がある場合は、勤務先事業所において社会保険や労働保険に加入が必要となる場合があります。

社会保険等への加入手続は、次の場所で行っておりますので、ご不明な点をご相談ください。

社会保険：年金事務所

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

お近くの年金事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の所在地は、以下のホームページで確認できます。

年金事務所 → <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集 (厚生労働省)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成 16 年度から実施）。

平成 30 年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。募集期間は 6 月 19 日までです。詳細は、資料 4 をご参照ください。皆さまからのご応募をお待ちしております。

※厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203559.html>

◆日本赤ちゃん学会 第 18 回学術集会（東京大学）

平成 30 年 7 月 7 日～8 日、日本赤ちゃん学会 第 18 回学術集会（主催：東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）が開催されます。「発達の予兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～」をテーマとして、大会企画リレー講演では、小西行郎氏（同志社大学）、柴田悠氏（京都大学）、秋田喜代美氏（東京大学）が登壇されます。

詳細は、資料 5 をご参照ください。学会の内容や、参加登録の方法等は、東京大学 発達保育実践政策学センターのホームページ、日本赤ちゃん学会 2018 のホームページをご覧ください。

※東京大学 発達保育実践政策学センター <http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/>

日本赤ちゃん学会 2018 <https://sites.google.com/view/akachan18-cedep/>

◆ボランティア・市民活動シンポジウム 2018

（「広がれボランティアの輪」連絡会議）

ーボランティア活動を文化として根づかせ、持続可能な社会を実現するために

本会も参画している「広がれボランティアの輪」連絡会議では、平成30年6月6日に標記シンポジウムを開催します。

現在、地域では、社会的孤立や貧困、空き家問題に象徴されるように、さまざまな要素が複雑に絡み合った課題が生じています。こうした地域課題に対して、これからのボランティア活動は、多様な価値観や考え方を相互に尊重しつつ、解決に向けて知恵を出し合うことを通して考えていくことが必要です。

誰も置き去りにしない社会は、社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、互いに支え合っていくことができる地域共生社会につながります。そうした社会をつくることが、私たちの生活、そして地域の持続可能性を高めます。

こうした背景のなかでボランティア活動を考えたとき、ボランティア活動が市民それぞれの日常生活に深く浸透し、生活様式あるいは生活の一部になる＝「文化として根づく」必要があります。本シンポジウムでは、ボランティア活動を文化として根づかせるために必要なことは何か、多様なセクターやボランティア活動に関心のある方々と考え、思いを共有することを目的に開催します。

詳細は、資料6の開催要項をご参照ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
(第1回)
議事次第

平成30年5月18日
13:00～15:00
中央合同庁舎5号館 共用第8会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 座長の選任等について
- (2) 保育所等における保育の質の確保・向上について
- (3) その他

3. 閉 会

<配付資料>

- 資料 1 開催要綱 (構成員名簿を含む)
- 資料 2 - 1 保育の質の維持・向上のためにー検討課題として考えられることー
(大豆生田構成員提出資料)
- 資料 2 - 2 保育の質の向上に向けて ー実施運営の質の向上を中心にー
(古賀構成員提出資料)
- 資料 2 - 3 保育の質とその確保・向上のために (野澤構成員提出資料)
- 資料 3 今後の検討スケジュールについて (案)
- 参考資料 保育所等における保育の質の確保・向上に関する基礎資料

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 開催要綱

1. 目的

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの健やかな育ちを支え、質の高い保育の機会を保障するためには、保育の受け皿整備を進めるとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。

こうした中、保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点と考えられるところ、2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針（以下「改定指針」という。）が適用されたことなどを踏まえ、改定指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることが必要である。このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討することとする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 保育所等における保育の「内容」面に係る質の確保・向上に関すること
（改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し等）
- (2) その他、保育所等における保育の質の確保・向上に関すること

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
構成員名簿

大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
古賀 松香	京都教育大学教育学部准教授
汐見 稔幸	東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属発達保 育実践政策学センター准教授
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
松井 剛太	香川大学教育学部准教授

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

□ 「効果的なリーダーシップ」の四次元

(Siraj-Blatchford & Hallet, 2014)

方向付けの リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">• 共通のビジョンを構築する• 効果的なコミュニケーション
協働的 リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">• チーム文化の活性化• 保護者の協働を促す
他者を力づける リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">• 人の主体性を引き出す• 変わる過程
教育の リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">• 学びをリードする• 省察的な学びをリードする

12

□ 保育・幼児教育施設大規模調査より

(2015年度発達保育実践政策学センター実施)

➤調査方法

- 郵送法による質問紙（アンケート）調査
- 調査時期：2015年12月～2016年3月
- 幼稚園・認定こども園・認可保育所・小規模保育所・認可外保育施設の園長、主任、担任（1・3・5歳担任）に回答を求めた。

13

➤ 設問項目

園長先生	主任の先生	担任の先生 (PT・ST含む)
<ul style="list-style-type: none"> 園環境の評価 安全管理体制 園の課題 特別な支援を必要とする子どもへの支援 保育者・子どもの人数、クラス数、資格 園内研修、園外研修、公開保育、自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者・保護者とのコミュニケーション 保育・教育課程 音や映像の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 保育環境構成 子どもとのかかわり 保育計画・実践
リーダーシップ		
負担感・体調・満足感 自園の保育の質の評価		

14

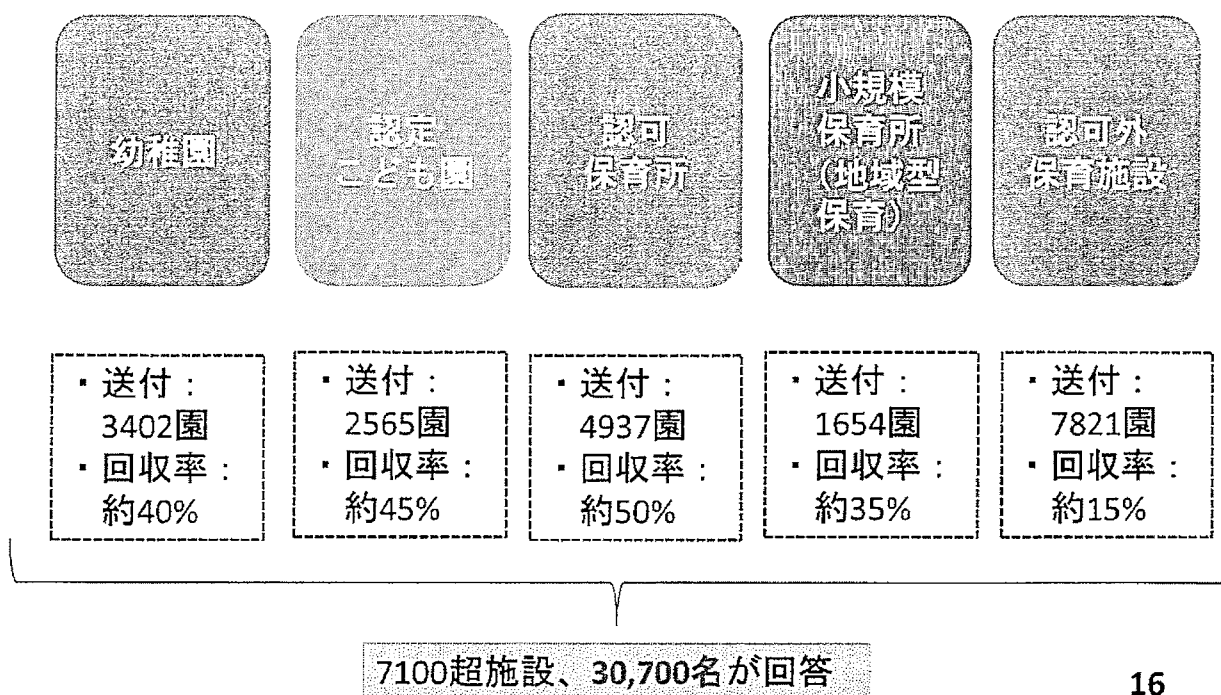
➤ 質問紙の特徴

- ・ 無記名式
- ・ 個別に厳封の上、園単位で返送
- ・ 5件法（「まったくそう思わない」～「とてもそう思う」）

		まったく そう思わない	あまり そう思わない	どちらとも いえない	やや そう思う	とても そう思う
a	クラスは落ち着いてくつろいだ雰囲気である	1	2	3	4	5
b	保育士の子どもたちへの接し方は温かいものである	1	2	3	4	5

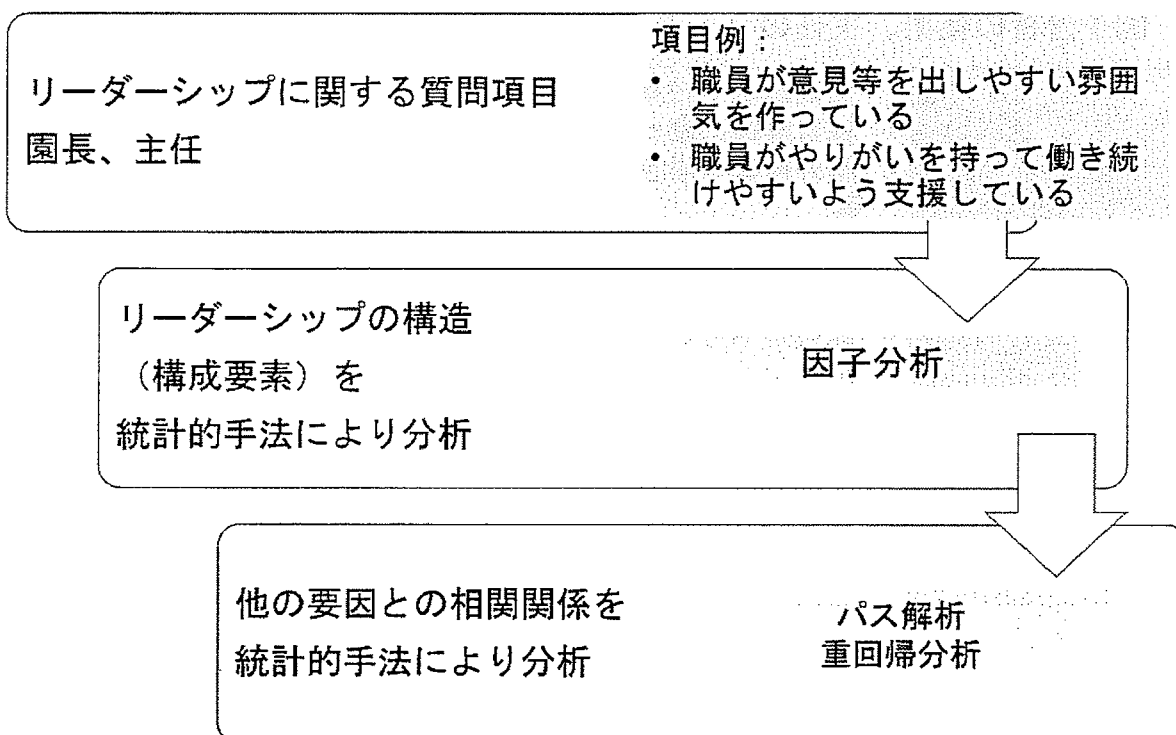
15

➤ 各保育・幼児教育施設の協力者と配布数・回収率



16

➤ 園長と主任のリーダーシップに関する分析方法



17

➤ 園長のリーダーシップ 構造と項目例

- ・ 因子分析の結果、園長のリーダーシップは、5つの因子

組織の運営・園の風土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の仕事に対する意見や要望等を尊重している ・ 職員が意見等を出しやすい雰囲気を作っている ・ 職員がやりがいを持って働き続けやすいよう支援している等
専門性向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育制度や政策に関わる情報収集を積極的に行っている ・ 保育実践に関わる書籍や保育雑誌を積極的に購読している ・ 園外研修や学会等に積極的に参加している等
日々の保育実践の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や保育日誌等の内容を確認している ・ 新任の保育者に子ども等との関わりを指導している ・ 園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている等
方針・理念の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園の経営理念・方針を明確に示している ・ 園の保育理念・方針を明確に示している等
保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの要求・要望に応じている ・ 保護者からの要求・要望に率先して対応している等

18

➤ 主任のリーダーシップ 構造と項目例

- ・ 因子分析の結果、主任のリーダーシップは、3つの因子

専門性向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育制度や政策に関わる情報収集を積極的に行っている ・ 保育実践に関わる書籍や保育雑誌を積極的に購読している ・ 園外研修や学会等に積極的に参加している等
組織の運営・園の風土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の仕事に対する意見や要望等を尊重している ・ 職員が意見等を出しやすい雰囲気を作っている ・ 職員がやりがいを持って働き続けやすいよう支援している等
日々の保育実践の援助・保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や保育日誌等の内容を確認している ・ 園内を回り、子どもや保育者の様子を見ている ・ 保護者からの要求・要望に応じている ・ 保護者からの要求・要望に率先して対応している等

➤ リーダーシップ各因子と保育者の負担感の関連の分析

- ・ 園長・主任のリーダーシップと保育計画、保育実践との関連を検討した。
(重回帰分析)

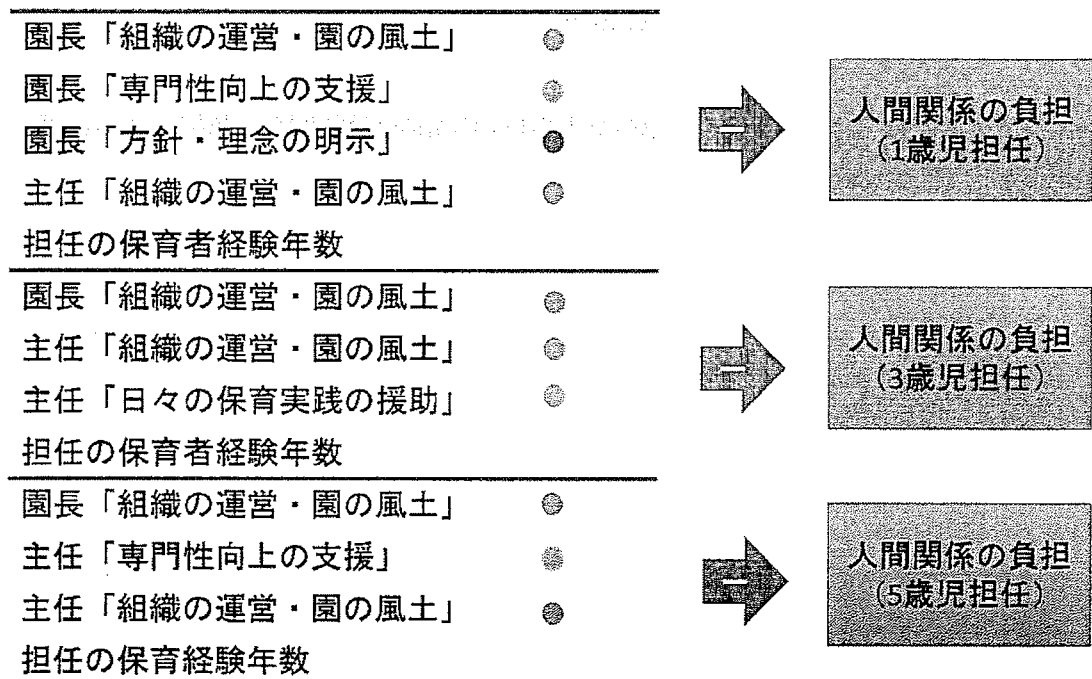
<各要因と質問項目について>

要因	質問項目について
リーダーシップ	※園長各因子に含まれる項目の合計 ※主任各因子に含まれる項目の合計
人間関係に関する負担感	※人間関係に関する負担感に含まれる項目の合計 負担感：どれくらい負担に感じるか ・ 自分以外の、他の同僚同士の関係 ・ 自分と、他の管理職との関係 ・ 自分以外の、他の同僚同士の関係等

20

➤ リーダーシップと担任の負担感に関する重回帰分析結果

- ・ 園長・主任のリーダーシップは、担任の人間関係の負担感を軽減することが示唆された。



21

➤ リーダーシップ、保育計画、保育実践の関連の分析

- ・ 園長・主任のリーダーシップと保育計画、保育実践との関連を検討した。
(パス解析)

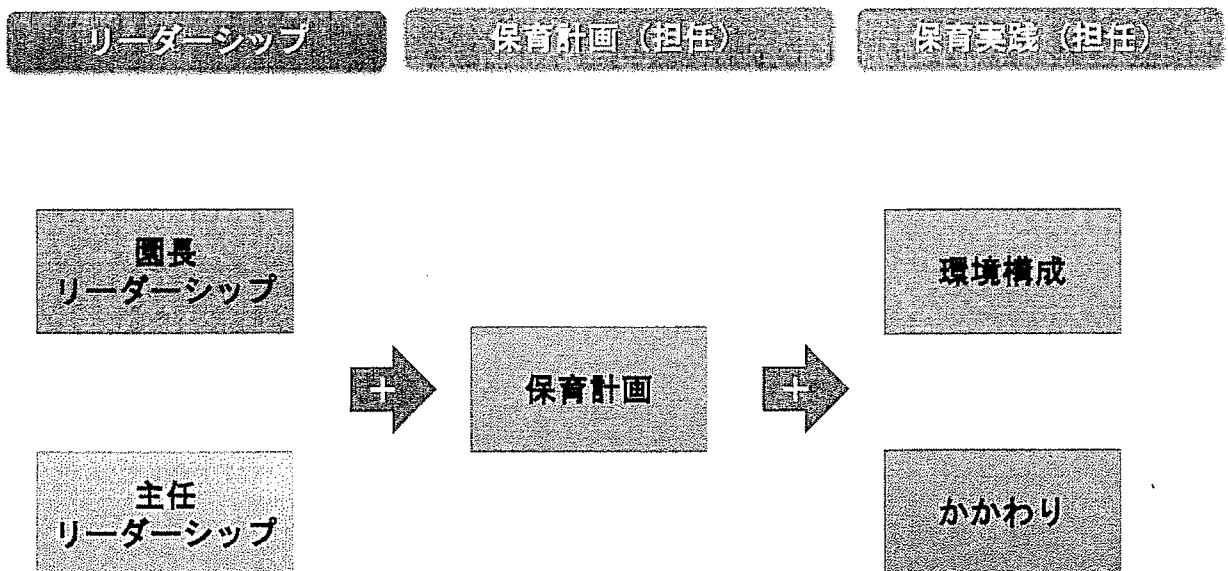
<各要因と質問項目について>

要因		質問項目について
リーダーシップ		※園長全項目、主任全項目の合計
保育計画		※保育計画に関わる項目の合計 ・ 五領域の内容を意識して、保育計画を立てている ・ 子どもたちの月齢や時期を配慮して保育計画を立てている等
保育実践	環境構成	※環境構成に関わる項目の合計 ・ 園庭などの体を動かす遊びのできる環境が確保されている ・ 室内に子どもが体を動かして遊べる空間が確保されている ・ 室内に、くつろぎの場として休んだりできる空間がある等
	かかわり	※かかわりに関わる項目の合計 ・ クラスは落ち着いてくつろいだ雰囲気である ・ 保育士の子どもたちへの接し方は温かいものである ・ 子どもが新しい挑戦をしている時は必要に応じて援助する等

22

➤ リーダーシップ、保育計画、保育実践の関連の分析結果

- ・ 園長・主任のリーダーシップは、担任の保育計画に影響し、さらに保育計画は保育実践に影響することが示唆された。



23

※指針と保育計画

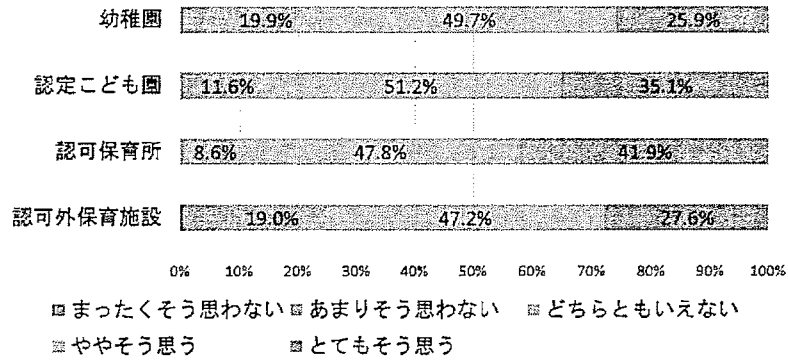
五領域の内容を意識して、保育／指導計画を立てている

1歳児



3歳児

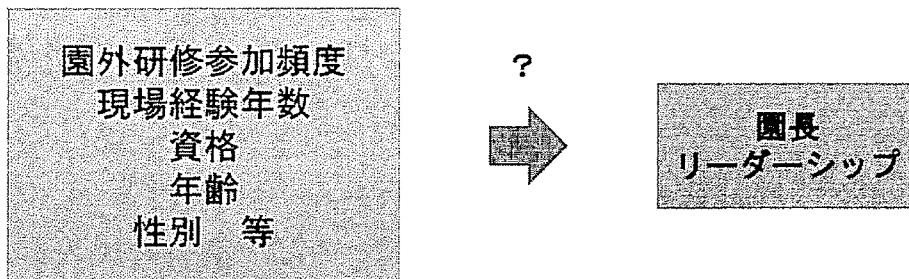
※5歳児も同様の傾向



24

➤ 園長のリーダーシップを予測する要因の分析

- 園長自身の特徴とリーダーシップ得点（全項目の合計）の関連を検討した。（重回帰分析）



25

➤ 園長のリーダーシップを予測する要因に関する分析結果

- 全施設形態において、園長自身の「園外研修参加頻度」がリーダーシップ得点の高さを最も強く予測することが示唆された。

施設形態	園長のリーダーシップを予測する要因
幼稚園	園外研修参加頻度 年齢 現場経験 性別
認定こども園	園外研修参加頻度 性別 現場経験
認可保育所	園外研修参加頻度 現場経験年数 園長経験年数×保育士資格 性別
小規模保育所	園外研修参加頻度 園長経験年数×保育士資格
認可外保育施設	園外研修参加頻度 性別 現場経験の有無

26

まとめ： リーダーシップの重要性

- 園長、主任のリーダーシップの高さは、担任保育者の負担感を低減したり、担任保育者の保育計画を介して保育実践に影響したりする可能性が調査結果より示されている。このことから、園長・主任のリーダーシップを高めることの重要性が示唆される。
- また、園外研修参加頻度が多い園長ほど、リーダーシップが高い傾向が調査より見出された。園長のリーダーシップを支える方策の一つとして、園外研修の機会を確保する必要性が示唆される。さらに、他にもさまざまな支え方を検討する必要があると考える。

27

引用文献

- 秋田喜代美・箕輪潤子・高櫻綾子 2007 保育の質研究の展望と課題 東京大学大学院教育学研究科紀要 47, 256-272.
- 秋田喜代美・佐川早季子 2011 保育の質に関する縦断研究の展望 東京大学大学院教育学研究科紀要 51, 217-234.
- 秋田喜代美・淀川裕美・佐川早季子・鈴木正敏 2017. 保育におけるリーダーシップ研究の展望 東京大学大学院教育学研究科紀要, 56, 283-306.
- Dahlberg, G., Moss, P., & Pence, A. 2013 Beyond quality in early childhood education and care: Languages of evaluation, 3rd edition. New York: Routledge.
- Eurofund, 2015 Working conditions, training of early childhood care workers and quality of services. A systemic review. Publication Office of the European Union.
- McDowall Clark, R. & Murray, J. 2012 Reconceptualizing Leadership in the Early Years. Maidenhead: Open University Press.
- OECD 2006 Starting Strong II: Early childhood education and care. Paris: OECD Publishing.
- OECD 2015 Starting Strong IV: Monitoring quality in early childhood education and care. Paris: OECD Publishing.
- OECD, 2013 Leadership for 21st century learning. OECD.
- Raelin, J. 2003 Creating Leadersful Organizations. San Francisco, CA, and London: Sage.
- Rodd, J. 2013 Leadership in Early Childhood: The pathway to professionalism 4th ed., Berkshire, UK: Open University Press.
- Siraj-Blatchford & Hallet, 2014 Effective and Caring Leadership in the Early Years. London: SAGE Publications. (シラージ.&ハレット, E. 2017. 秋田喜代美監訳・鈴木正敏・淀川裕美・佐川早季子訳) 育み支え合う保育リーダーシップ: 協働的な学びを生み出すために 明石書店)
- 淀川裕美・野澤祥子・秋田喜代美 2016. 認定こども園におけるリーダーシップと園の取り組みに関する分析 1—園長のリーダーシップに焦点を当てて— 日本乳幼児教育学会第26回大会
- 淀川裕美・秋田喜代美 2016. 代表的な保育の質評価スケールの紹介と整理. イラム, S., キングストン, D., & メルワイツェン, E. 著. 秋田喜代美・淀川裕美訳 2016 「保育プロセスの質」評価スケール: 乳幼児期の「ともに考え、深めつつけること」と「情緒的な安定・安心」を捉えるために (pp.84-100). 東京: 明石書店.

28

付記

- 本発表で紹介した調査結果は、平成27年度東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターの事業として、秋田喜代美・遠藤利彦・村上祐介・淀川裕美・高橋翠（いずれも東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）とともに実施した大規模調査の一部である。
- 調査にご協力くださった皆様に心より感謝申し上げます。

29

今後の検討スケジュールについて（案）

※下記は、現時点での予定であり、議論の状況等に応じて変更があり得る。

2018（平成30）年5月18日（金）13:00～15:00 第1回検討会

- 座長の選任等
- 構成員発表
 - ・大豆生田構成員
 - ・古賀構成員
 - ・野澤構成員

2018（平成30）年6月12日（火）10:00～12:00 第2回検討会

- 構成員発表
 - ・普光院構成員
 - ・松井構成員
- 関係者ヒアリング



※この間、3～4回程度、検討会を開催

○関係者ヒアリング

○論点整理（案）の検討・整理

2018（平成30）年8月～9月頃 論点整理

※以後、論点整理に基づき、引き続き検討

（適宜、個別論点に係るWGの設置・検討、調査研究、実態調査等を実施予定）

保育所等における 保育の質の確保・向上に関する基礎資料

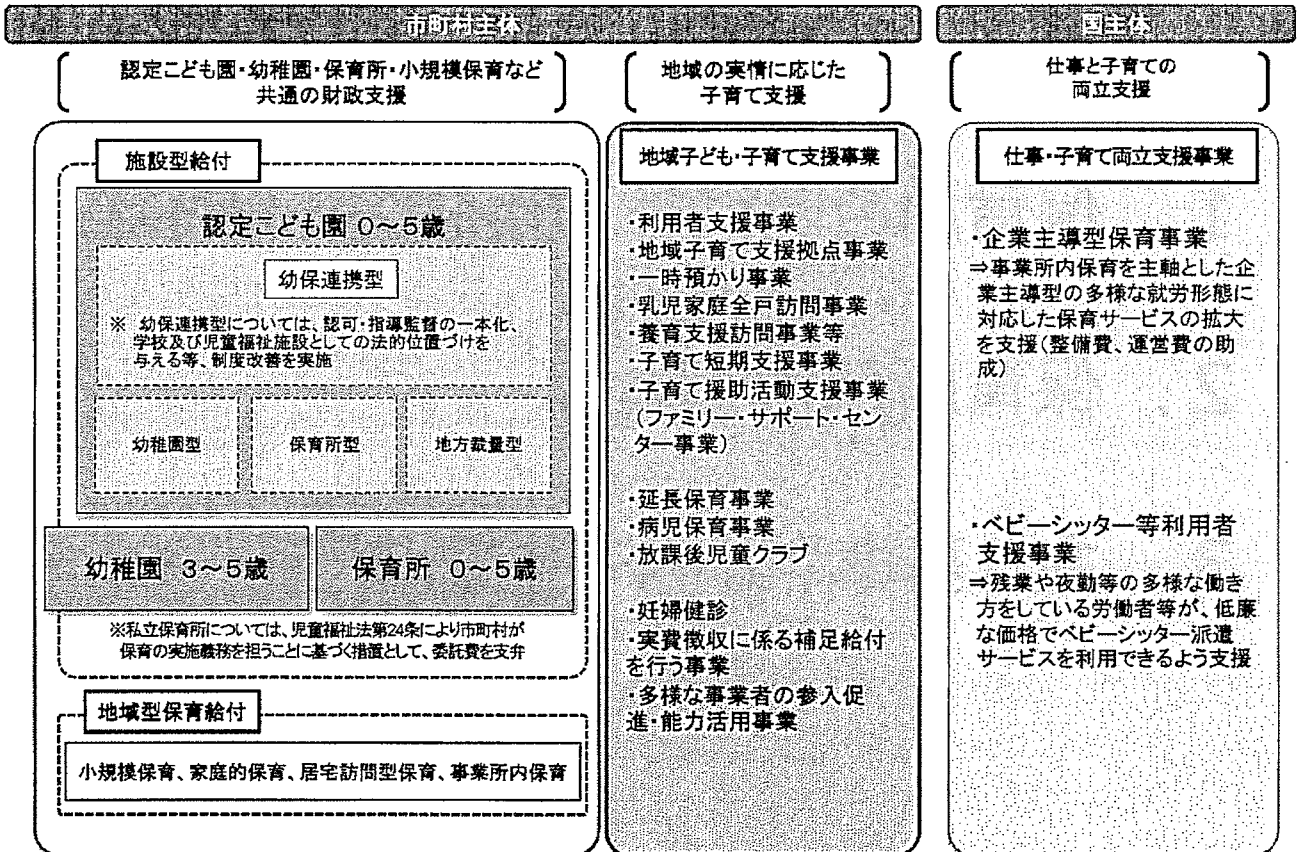
平成30年5月18日

目次

1. 保育所の現状等 3
2. 保育所保育指針13
3. 主な基準やガイドライン18

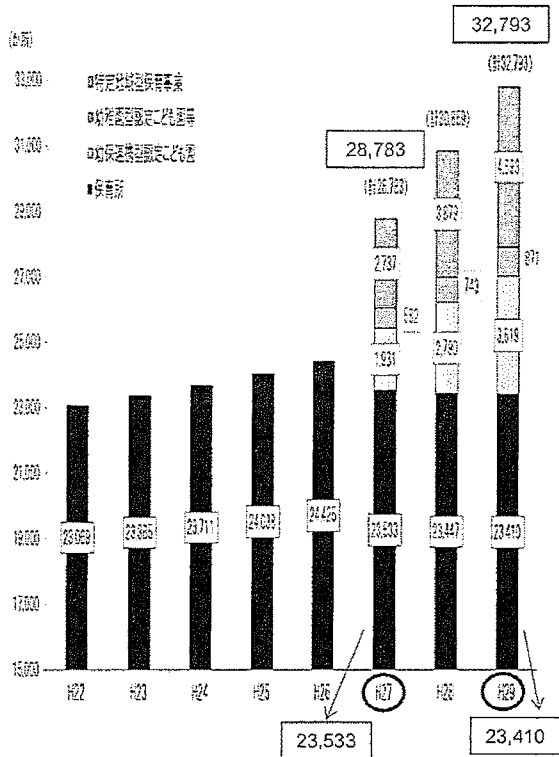
1. 保育所の現状等

子ども・子育て支援新制度の概要

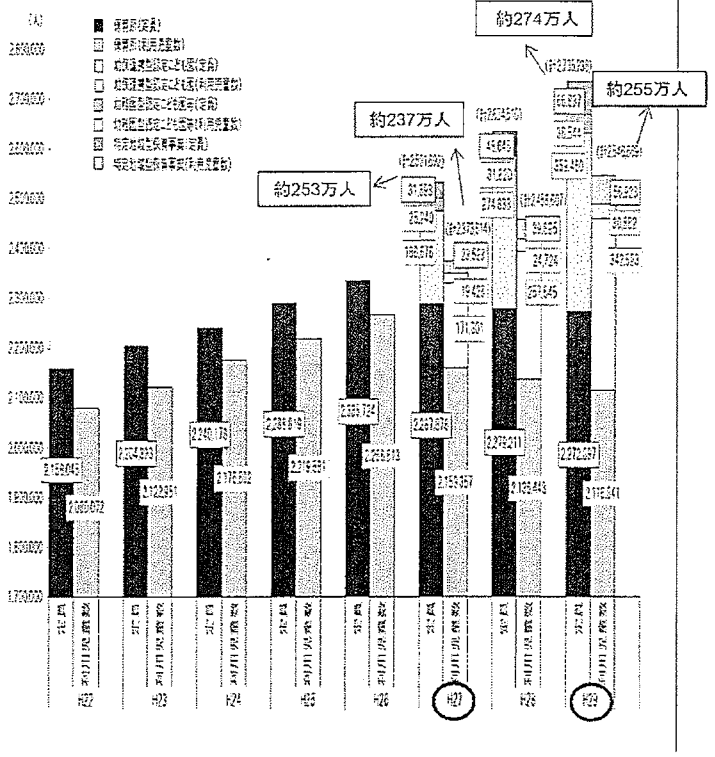


「保育所等数」と「保育所等の定員及び利用児童数」の推移

○保育所等数の推移

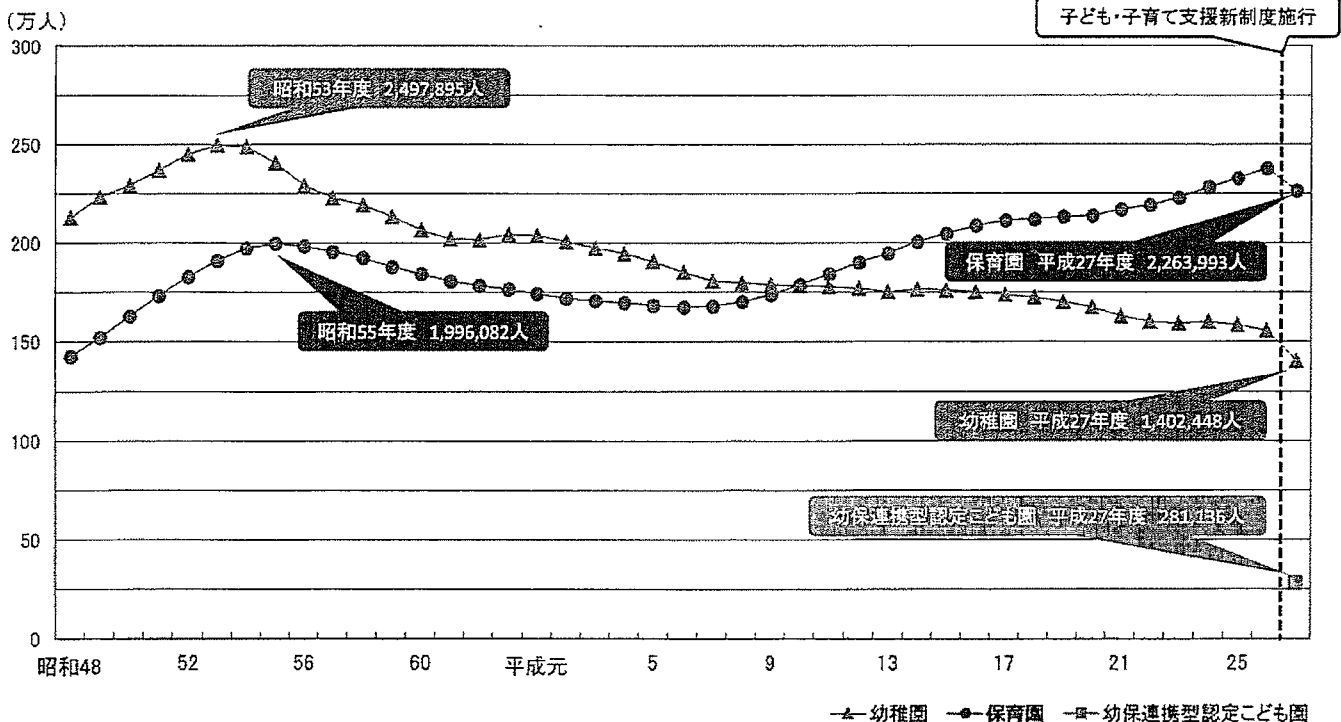


○保育所等の「定員」及び「利用児童数」の推移



(出典) 22年以前、26年 一厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、23年～25年、27年～29年 一厚生労働省保育課調べ
※「保育所」には、保育所の他、保育所型認定こども園を含めて集計している。

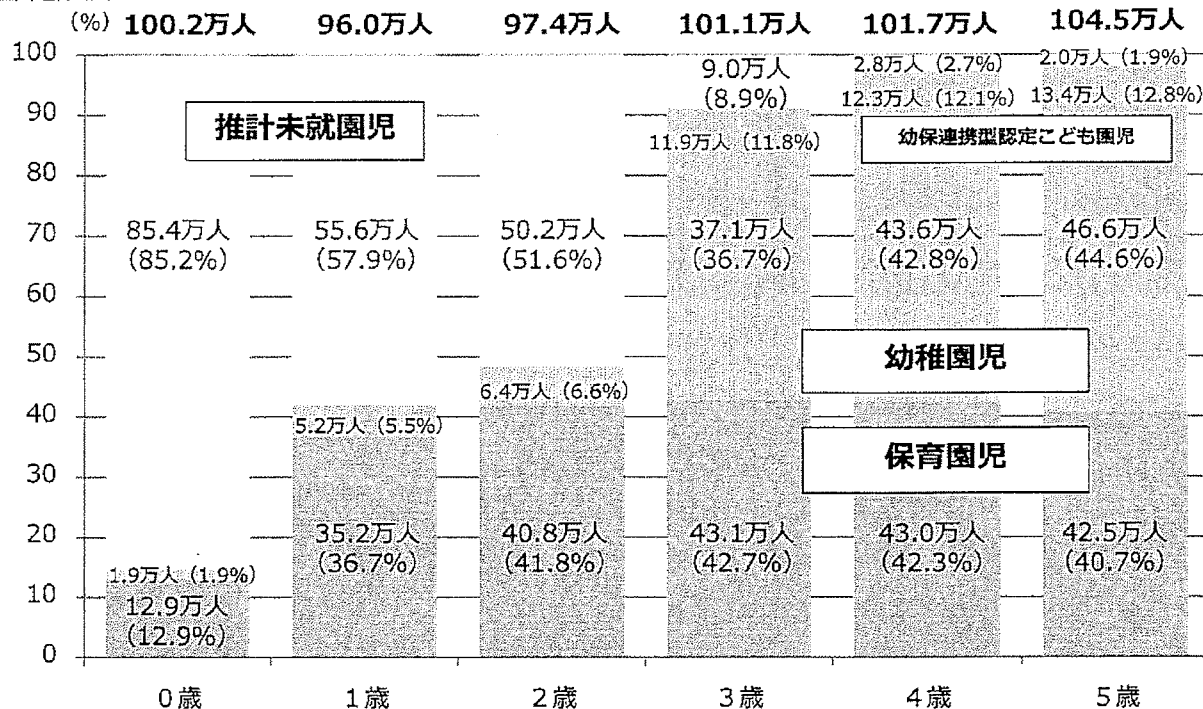
保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園 在園者数年次比較



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育園には保育所型認定こども園を含む。
・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育園にそれぞれ算入。
・平成27年度より、保育園に小規模保育事業所を算入。
・幼稚園、幼保連携型認定こども園は「学校基本調査」より。
・保育園は「社会福祉施設等調査」より推計。

保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園の年齢別利用者数及び割合

該当年齢人口



※保育園の数は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものである。

※幼稚園の数は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

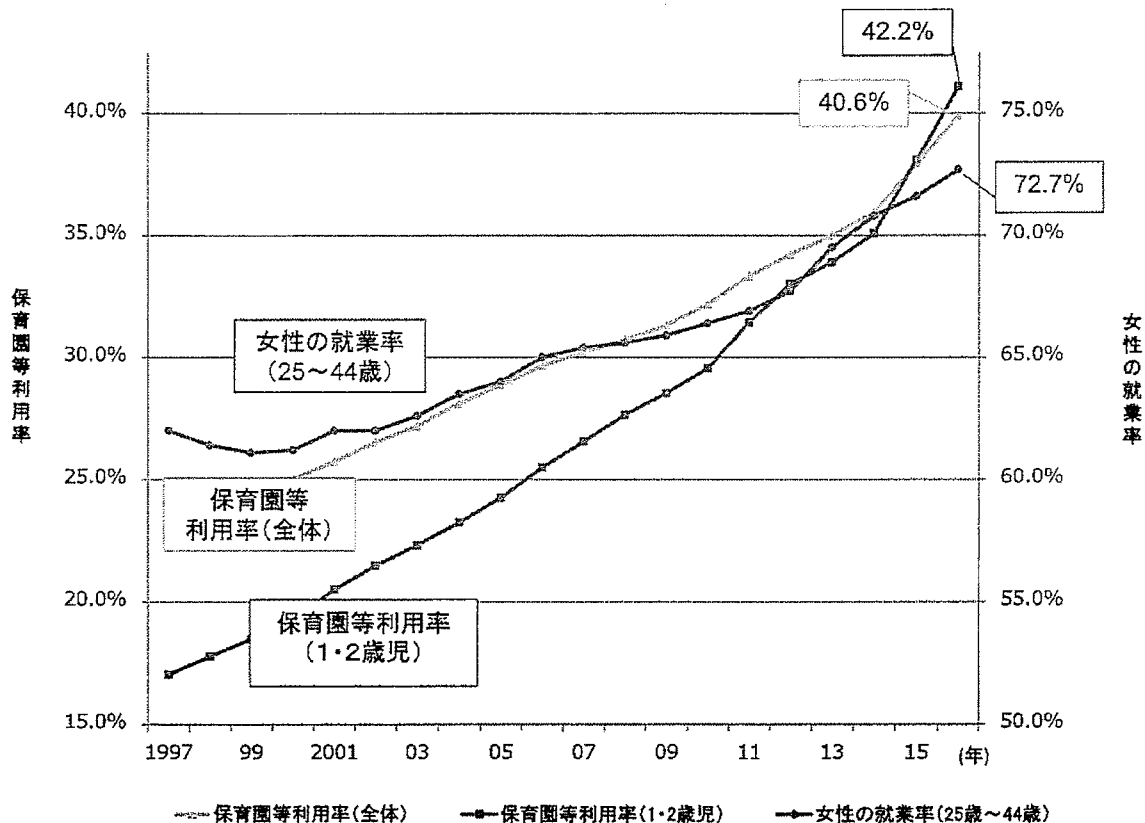
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

6

保育利用率と女性就業率の推移



出典：女性の就業率：総務省「労働力調査」

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

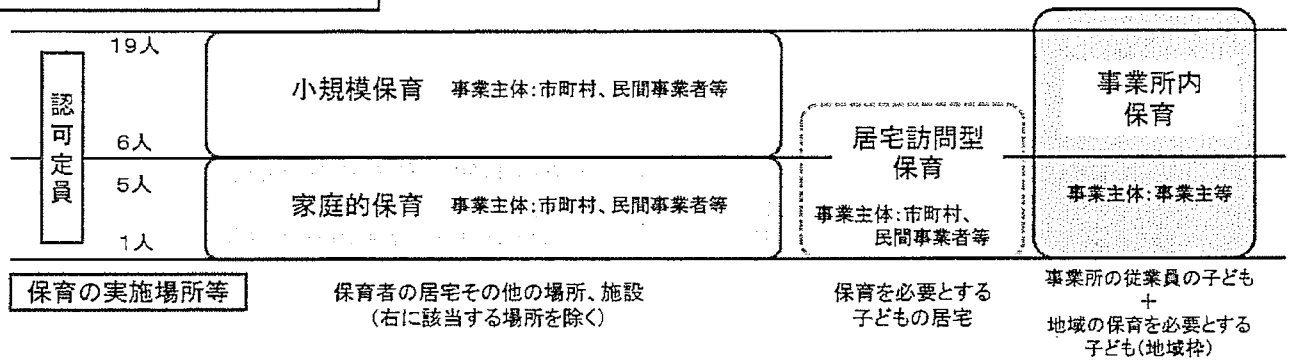
保育園等利用率：厚生労働省調べ

7

地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



8

地域型保育事業の件数について

- 平成28年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で3,719件となり、前年と比べて979件の増加。内訳は、家庭的保育事業958件(27件増)、小規模保育事業2,429件(774件増)、居宅訪問型保育事業9件(5件増)、事業所内保育事業323件(173件増)。

事業	件数	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) (対前年差)			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他
家庭的保育事業	958	117	841	31 [+ 3]	13 [+ 2]	756 [+31]	41 [+ 31]
小規模保育事業	2,429	64	2,365	363 [+143]	1,015 [+456]	470 [0]	517 [+171]
	(A型)	(33)	(1,678)	(290 [+129])	(753 [+434])	(242 [+ 23])	(393 [+162])
	(B型)	(21)	(574)	(57 [+ 13])	(237 [+ 22])	(176 [- 25])	(104 [+ 10])
	(C型)	(10)	(113)	(16 [+ 1])	(25 [0])	(52 [+ 2])	(20 [- 1])
居宅訪問型保育事業	9	0	9	1 [+ 1]	6 [+ 4]	0 [0]	2 [0]
事業所内保育事業	323	2	321	87 [+ 48]	106 [+ 56]	4 [+ 2]	124 [+ 68]
計	3,719	183	3,536	482 [+195]	1,140 [+518]	1,230 [+33]	684 [+270]

【(参考)地域型保育事業の件数の推移】([]内は対前年差)

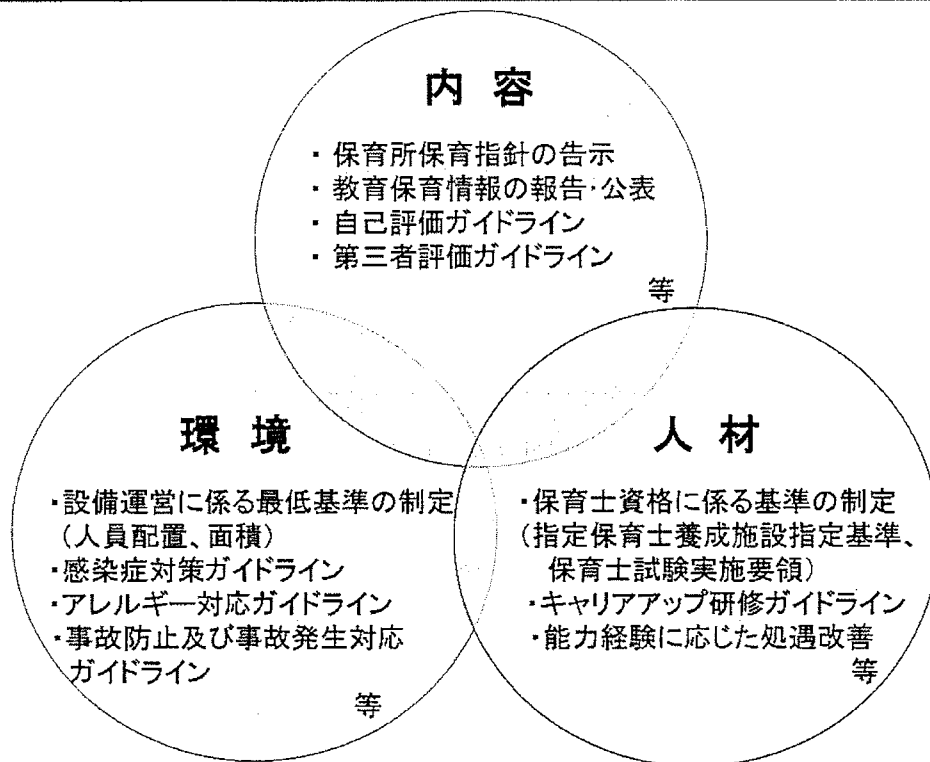
年	家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業	計
		A型	B型	C型			
平成27年	931	1,655	(962)	(572)	4	150	2,740
平成28年	958 [+27]	2,429 [+774]	(1,711) [+749]	(595) [+23]	9 [+5]	323 [+173]	3,719 [+979]

(出典)厚生労働省「保育所の認可状況及び公有施設等を活用した保育所の設置状況の報告(平成28年4月1日現在)」

9

保育の質の3つの観点

○保育の質に関しては、主に「内容」・「環境」・「人材」の3つの観点が考えられ、それぞれの観点に関連して基準等を定め、質の確保を図るとともに、質の向上に資する取組を推進。



10

保育の質の諸側面（OECDによる整理）

保育の質の定義

子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）（「Starting Strong IV」(OECD,2015)）

保育の質の諸側面

① 志向性の質

（法律や政策など、文化や社会情勢を背景として政府や自治体の示す方向性・目標）

② 構造の質

（施設の広さや備えるべき条件、保育者一人あたりの子どもの人数など、物的・人的環境の全般的な仕組み）

③ 教育の概念と実践

（国としてのカリキュラム（日本では保育所保育指針など）により示される、教育の目標や内容の基本的考え方）

④ 相互作用あるいはプロセスの質

（子どもたちの育ちにつながる、保育者と子ども達、子ども同士、保育者同士の相互作用や関係性、環境の構成）

⑤ 実施運営の質

（地域や現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム作りなどのための園やクラスの運営・管理）

⑥ 子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの基準

（子どもたちの現在や将来の幸福（ウェルビーイング）につながる肯定的な成果）

※上記の6つの諸側面は、OECDにより、1990年代後半以降の各国における幼児教育・保育政策に関する議論や調査、先行研究等を踏まえて整理されたもの（「Starting Strong II」OECD,2006）

11

2. 保育所保育指針

12

保育所保育指針の改定について

- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

保育所保育指針について

- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
- 平成30年改定に当たっては、
 - ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化
※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等
 - ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況
※中央教育審議会の下の子育て支援部会においても同時期に審議等を踏まえて検討を行った。
- ※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年改定に向けた検討状況・スケジュール

- 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長: 汐見稔幸白梅学園大学長(当時))を設置。
- 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間において、平成30年度から適用。

13

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,260件(H27)) 等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。)

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用) ※地域型保育事業にも準用。

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

○ 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
○ 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

保育における「養護」と「教育」について

○ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

○ 保育における「養護」とは、
・ 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、
・ その目標は、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること

○ 保育における「教育」とは、
・ 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、
・ 教育に関わる内容である5つの領域ごとの目標は、以下のとおり。

<健康> 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

<人間関係> 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

<環境> 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

<言葉> 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

<表現> 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

(保育所保育指針(H29.3.31厚生労働大臣告示、H30.4.1適用))

16

3. 主な基準やガイドライン

保育所等における情報公開

○ 子ども・子育て支援法（第58条）において、保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、**保育所等（※）から都道府県への報告義務**を課している。また、報告を受けた都道府県は、**当該内容を公表する義務**を負う。

※幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

○ 子ども・子育て支援法施行規則（第50条）において、具体的な報告事項を提示。（下記参照）

○ 児童福祉法（第48条の4）において、保育所は、地域の住民に対して、当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課されている。

＜報告事項（主なもの）＞

○ 運営法人に関する事項

- ・名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・代表者の氏名及び職名
 - ・設立年月日
- 等

○ 施設等に関する事項

- ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・名称、所在地、電話番号その他の連絡先
 - ・事業書番号
 - ・認可を受けた年月日
- 等

○ 従業者に関する事項

- ・従業者の数
 - ・勤務形態、労働時間等
 - ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数
 - ・教育・保育に係る免許、資格の状況
- 等

○ 教育・保育等の内容に関する事項

- ・開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
 - ・教育・保育の内容等
（保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む。）
 - ・個々の乳幼児の発育及び発達のプロセス等に応じた適切な支援、集団保育の提供のための配慮等
 - ・居室面積、園舎面積、園庭の面積等
 - ・利用手続、選考基準等
 - ・利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ・教育・保育の提供内容に関する特色等
- 等

○ 利用料等に関する事項

○ その他都道府県知事が必要と認める事項

18

「保育所における自己評価ガイドライン（平成21年3月）」の概要①

目的

- 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）において、保育士及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられたこと等を受けて、保育所における自己評価の実施に資することを目的として策定。（平成21年3月）
- 保育所における自己評価は、保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価を踏まえて、保育所が施設長のリーダーシップの下、組織的・継続的に保育の計画と実践を評価・検証し、その結果を保育の改善につなげていくことにより、保育の質の向上を図るために行うもの。

自己評価実施の意義

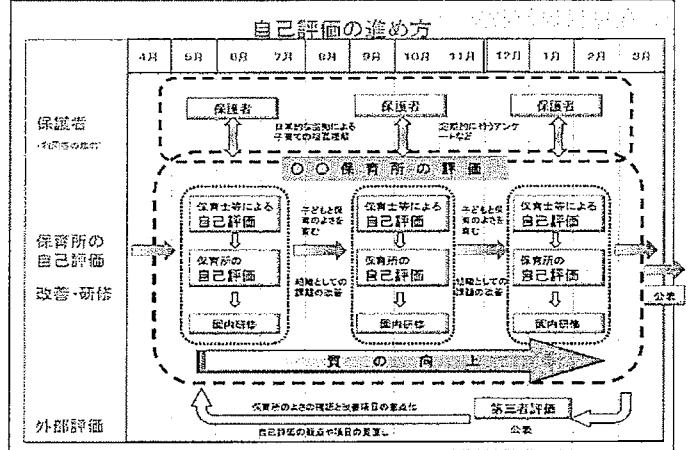
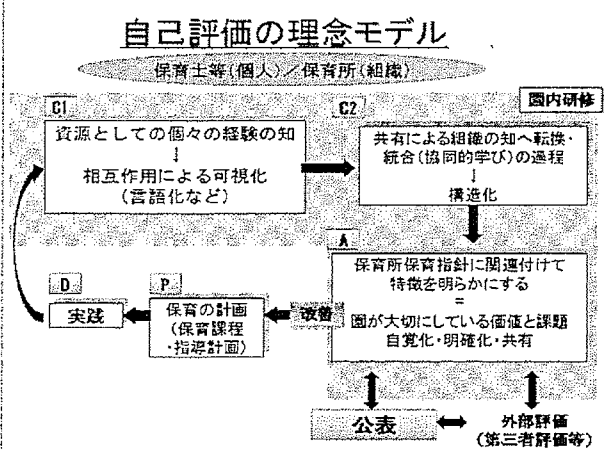
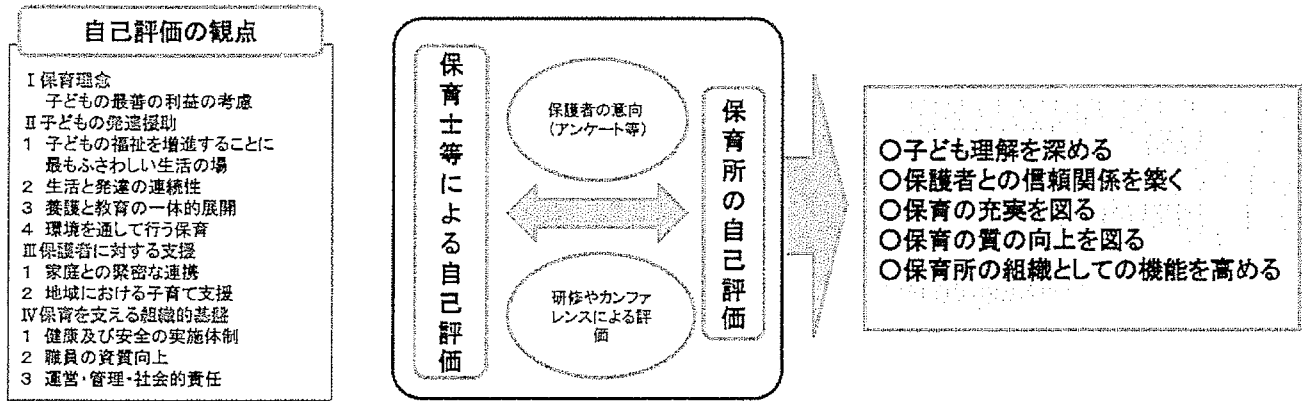
- 保育士等の子どもに対する理解が深まり、保育を改善・充実するための課題や方策が明確化されること
- 職員全体で取り組む中で、保育所の課題について共通認識が深まり、職員の協働性が高まること
- 保育所が、自己評価の結果や保育の改善に向けて取り組む過程などを、保護者や地域住民等に伝えることにより、保育所の施設運営の透明性を高め、保護者等からの信頼を得ることが期待されること
- 自己評価を継続的に取り組むことで、保育士等の保育及び保護者支援の専門性が高まること

※保育所等における自己評価に関する法令上の位置付け

- 保育所等（※）は、その提供する保育の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。（子ども・子育て支援法第33条第5項）
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。
- 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務（＝保育）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（児童福祉施設設備及び運営に関する基準第36条の2第1項）
- 保育所保育指針において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表を努力義務として規定。

19

「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」の概要②



福祉サービス第三者評価事業の概要

目的

- 福祉サービス第三者評価事業(※)は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。
- (※) 福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

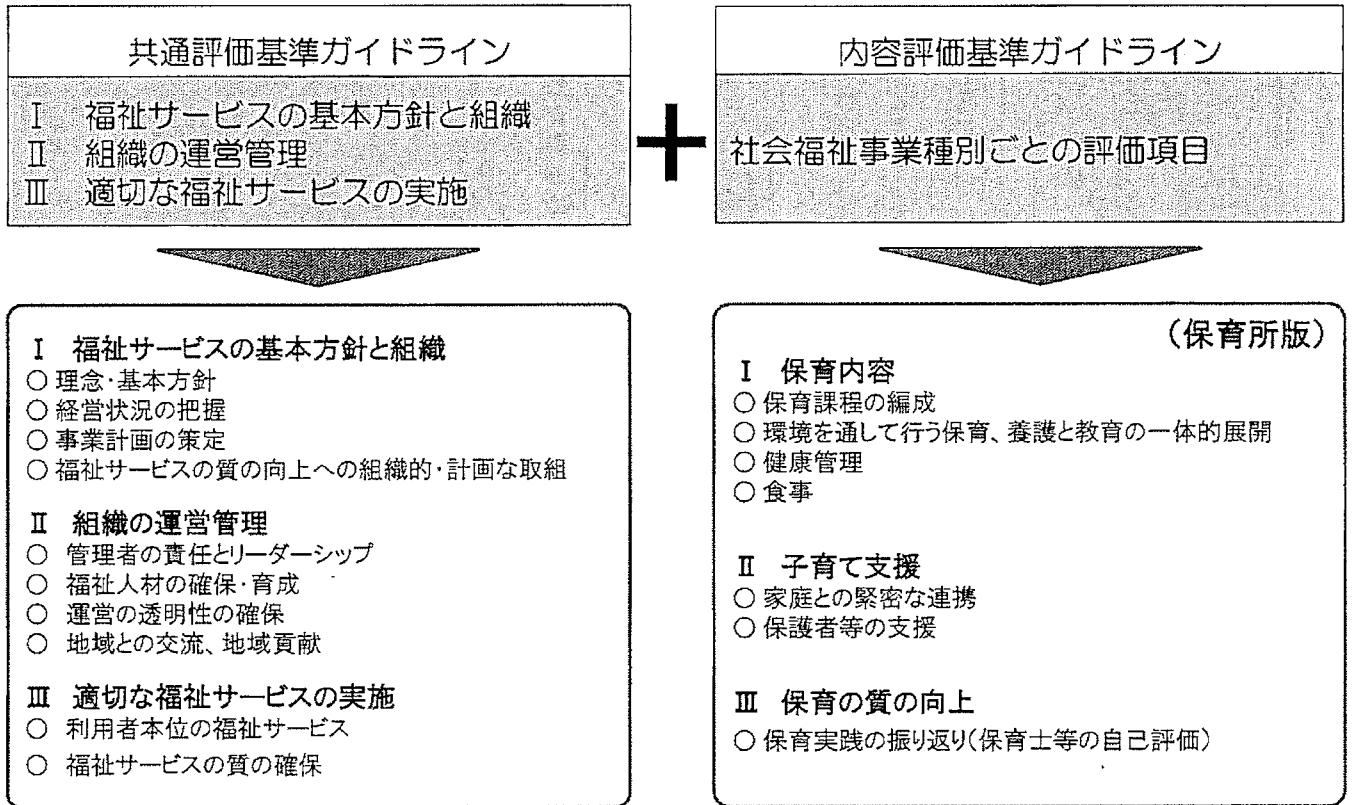
評価基準

- 具体的な第三者評価は
 - ① 保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所(以下、「社会福祉事業」という)に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」(平成17年策定、平成28年最終改訂)
 - ② 社会福祉事業の種別(保育所、児童館、高齢者福祉サービス等)の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」(平成17年策定、平成28年最終改訂)に基づき実施。

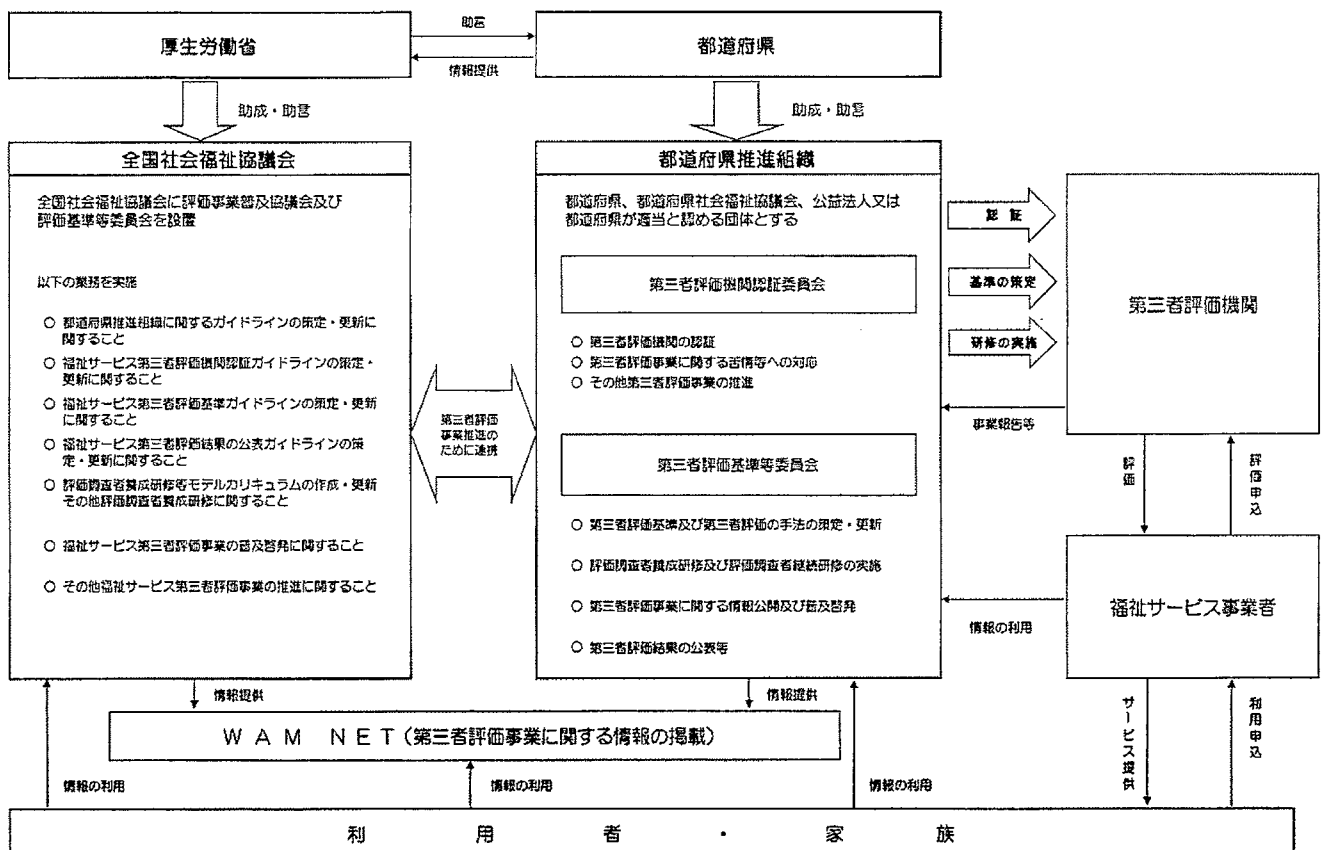
※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業(※)の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。(社会福祉法第78条)
 - (※) 社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
 - ① 第一種社会福祉事業… 婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
 - ② 第二種社会福祉事業… 障害福祉サービス事業、児童厚生施設(児童館)、保育所等を経営する事業
- 保育所等(※)は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項)
 - (※) 幼稚園(子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る)、認定こども園、地域型保育事業を含む。

福祉サービス第三者評価事業に関するガイドラインの概要



福祉サービス第三者評価事業の推進体制



(参考)諸外国における保育の質に関する評価スケール

	ECERS-R ITERS-R	CLASS	S SITEW	CIS	SIGS
対象	ECERS-R =幼児(2.5歳~5歳) ITERS-R =乳児(誕生~2.5歳)	乳児~小学3年生 (乳児用(infant用、 toddler用)、幼児用 (Pre-K用))	2歳~5歳	乳児	乳幼児
評価の 対象	保育者の取組	保育者と子どもの関わり	保育者と子どもの関わり	子どもの主体的経験	子どもの経験
評価の 項目	(1) 空間と家具 (2) 個人的な日常のケア (3) 言葉-推理 (4) 活動 (5) 相互関係 (6) 保育の構造 (7) 保護者と保育者	[infant] (1) 関係性の風土 (2) 保育者の敏感さ (3) 支えられた探求 (4) 言葉のサポート [toddler] (1) 情緒・態度のサポート (2) 学びの直接的サポート [Pre-K] (1) 情緒的サポート (2) クラスのサポート (3) 教授的サポート	(1) 信頼、自身、自立の構築 (2) 社会的、情緒的な安定・安心 (3) 言葉、コミュニケーションを支え、広げる (4) 学びと批判的思考を支える (5) 学び、言葉の発達を評価する	(1) 安心 (2) 夢中	子どもの姿(安心と夢中)を 出発点として (1) 環境 (2) 子どもの主体性 (3) 保育者のかかわりと支援の方法 (4) クラスの雰囲気 (5) 園の運営 (6) 家庭との連携
評価の 段階	7段階	7段階	7段階	5段階	5段階
開発国	アメリカ	アメリカ	イギリス	ベルギー	ベルギー
特徴	・保育の前提条件となる環境の質を数値化できる ・データの蓄積により、改善の有無を明確化できる ・使用している園や地域が多く比較しやすい	・乳児から学童期までを同一の枠組みで連続的に捕捉	・子どもたちの経験を豊かにするための保育者の関わりに重きを置く	・子ども一人ひとりが遊びに没頭し夢中になっている状態に着目	・CISの自己評価ツールとして開発 ・英語に翻訳され各国で利用(日本版も開発) ・一人ひとりについて2分間観察を行いチェックリスト方式で安心度と夢中度について評定(日本版は一人ひとりのエピソードの記録から評定)

参考：淀川裕美・秋田喜代美(2016)『『保育プロセスの質』評価スケール』、明石書店 を基に作成

24

保育所の設備運営基準

○保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

・0歳児 3人に保育士1人(3:1)

・1・2歳児 6:1

・3歳児 20:1

・4歳以上児 30:1

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり
※ただし、保育士は最低2名以上配置

・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室

→ 乳児室の面積：1.65㎡以上/人 ほふく室の面積：3.3㎡以上/人

・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室

→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上/人

[参酌すべき基準の主な内容]

・屋外遊戯場の設置 ・必要な用具の備え付け ・耐火上の基準

・保育時間 ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

地域型保育事業の認可基準

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

	保育所	小規模保育事業		
		A型	B型	C型
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備面積	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めている。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けている。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けている。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0~2歳児 1:1
資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備面積	0歳~2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めている。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けている。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けている。

保育所等に対する行政指導監査の実施

- 児童福祉法施行令において、都道府県に対し、年1回以上、保育所等(※)に実地監査を行う義務が課されている。
(※) 地域型保育事業を含む。
- 具体的な監査事項については、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知)において示されている。(下記参照)

適切な入所者処遇の確保の状況	入所者の生活環境等の確保の状況
(社会福祉施設共通事項) ○入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか ○定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか ○入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか ○苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか (保育所) ○開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか ○入所児童の年齢制限を行っているか ○保育所保育指針を踏まえ、各保育所の実情に応じた適切な保育が行われているか ○保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか ○保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか ○児童の就学に際し、保育所児童保育要録を小学校へ送付しているか ○保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか ○職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか ○定員を超えて私的契約児を入所させていないか ○3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事環境などについて配慮されているか ○食中毒の対策が適切に行われているか ○不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携を図っているか 等	○入所者が安全・快適に生活できる広さ・構造・設備を確保しているか ○障害に応じた配慮がなされているか 等
	施設の運営管理体制の状況
	○入所定員及び居室の定員を遵守しているか ○管理規程等必要な諸規定が整備され、適切に運用されているか ○施設運営に必要な帳簿は整備されているか ○運営費は適正に運用され、弾力運用も適切に行われているか 等
	必要な職員の確保と職員処遇の状況
	○給与規程等の各種規程が適切に整備、運用されているか ○業務体制の確立と業務省力化推進の努力を行っているか ○職員研修等資質向上策について、その推進に努めているか ○職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか 等
	防災対策への取組状況
	○消防法令に基づく設備の整備・点検が適切に行われているか ○非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は確保されているか ○消火訓練及び避難訓練を適切に行っているか 等

※下線部分は、保育の質の確保・向上に関連する主なもの

28

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策(予防接種等)
 - エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携
- (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)	(個別の感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策等)
別添2 保育所における消毒の種類と方法	(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)
別添3 子どもの病気～症状に合わせた対応～	(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)
別添4 医師の意見書及び保護者の登園届	(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)
参考 感染症対策に資する公表情報	(感染症対策に資する公表情報のURL)
関係法令等	(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

29

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年3月)」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー
対応ガイドライン作成
(平成23年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- **保育所におけるアレルギー疾患の実態**
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- **アレルギー疾患各論**
保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- **食物アレルギーへの対応**
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

- **ガイドラインの周知徹底**
→ 各自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPに掲載
・各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請
・さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医会等へ協力要請
- **Q&Aの作成**
→ 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知
- **研修体制の強化**
→ 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込んでいくこと

30

「保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月)」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)等による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1(平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部)
- ※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
(平成24年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- **子どもの「食」をめぐる現状**
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- **保育所における食事提供の現状**
全国調査から保育所における食事の提供の状況(自園調理・外部委託・外部搬入)と課題を明らかにする。
- **保育所における食事提供の意義と具体的なあり方**
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- **保育所における食事提供の評価(チェックリスト)**
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方(実践・運営面)についての評価内容を示す。
- **好事例集**

ガイドラインの活用に向けて

- **ガイドラインの周知徹底**
→ このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。
- **保育所における食事の提供・食育の質の向上**
→ 調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。
→ 乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人(保育所、行政、保護者)が共通理解し取り組む。

31

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの概要

- 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（最終取りまとめ（平成27年12月21日））を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知。（平成28年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省 3課長連盟通知）
- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
 - ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

【① 重大事故の再発防止のための事後的な検証について】

- 検証の実施主体
 - ・市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
 - ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- 検証の対象範囲
 - ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故
- 検証組織による検証
 - ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
 - ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）
- 検証の報告
 - ・検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
 - ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて】

- 事故防止のための取組み～施設・事業者向け～
 - ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
 - ・事故防止のための研修等による体制づくり
- 事故防止のための取組み～地方自治体向け～
 - ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
 - ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施
- 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～
 - ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

32

保育士資格の取得方法

- 保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。（児童福祉法第18条の4）

保 育 士 ※児童福祉法第18条の4

登 録（各都道府県単位） ※児童福祉法第18条の18第1項 （登録者数 1,530,872人：H30.4.1現在）

指定保育士養成施設 ※児童福祉法第18条の6第1項

（1,732,885人
：28年度末累計）
平成28年度資格取得者
42,597人

- ・ 大学 268か所（269か所）
 - ・ 短期大学 237か所（236か所）
 - ・ 専修学校 160か所（144か所）
 - ・ その他施設 4か所（4か所）
 - 合 計 669か所（653か所）
- 【29.4.1現在（ ）内は前年】

保育士試験 ※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9 （460,310人：29年度末時点合格者数累計）

受験申請者数	70,032人	} (29年度実績)
全科目合格者数	20,988人	
うち全部免除者数	7,477人	

※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等 （短大含）	児童福祉施設	幼稚園教諭 免許状有	知事による 受験資格認定
2年以上在学 （62単位以上 取得者等）	実務経験5年 以上 （高校卒業者 は実務経験 2年以上）	（試験一部免 除）	実務経験（※） 5年以上 （高校卒業者 は実務経験 2年以上） ※対象施設 ・へき地 ・保育所 ・家庭的保育 ・認可外保育 施設等

33

「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要） （2017（平成29）年12月4日 保育士養成課程等検討会）

1. 見直しの背景等

- 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程^(※)等の見直しについて検討。（主な検討事項は、以下のとおり）
(※) 指定保育士養成施設（大学、短大、専門学校等）における保育士の養成課程
- (1) 保育士養成課程を構成する教科目（名称、教授内容等）
 (2) 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目（試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等）
- (主な社会情勢の変化) ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行(2015年4月)
 ・ 保育所等利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率: 31.0%(2011年)→45.7%(2017年))
 ・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(59,919件(2011年)→122,575件(2016年))
- 関係告示・省令・通知を改正し、2019年度より適用（保育士試験については、2020年度より適用）

2. 見直しの方向性

(1) 保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育^(※)の充実^(※3歳未満児を念頭) → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、**講義科目の新設**
- ② 幼児教育の実践力の向上 → 計画と評価や生活と遊びの援助に関する内容の充実
- ③ 「養護」の視点重視 → 養護に関する教科目の内容の再編・充実
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした子ども家庭支援に関する教科目の内容の再編・充実
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、実践的な支援に関する内容の充実
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた専門性向上の重要性の明示

※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

(2) 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『児童家庭福祉』⇒『子ども家庭福祉』
 - ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更
 『保育原理』（「乳児保育」「保育相談支援」等 → 「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等）
 『保育実習理論』（「保育の表現技術」等 → 「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等）等
- ※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。
 ※ 保育士資格取得に係る特例措置（幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等）についても、今回の見直し内容を反映。

34

保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築

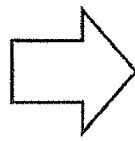
新 キャリアアップ研修の創設

→ 以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善^(※1)
 （園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3^(※2)）

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 ^(※3) エ 副主任保育士としての発令	【要件】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ 4つ以上の分野の研修を修了 ^(※3) エ 専門リーダーとしての発令
--	---

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善^(※1)
 （園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5^(※2)）

【要件】

ア 経験年数概ね3年以上
 イ 担当する職務分野（左記①～⑥）の研修を修了^(※3)
 ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
 ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
 ※2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。
 ※3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目標に、研修受講の必須化を目指すこととしている。
 （2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断）

「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成29年4月)」の概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知))

実施機関

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修申請

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修分野の区分

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

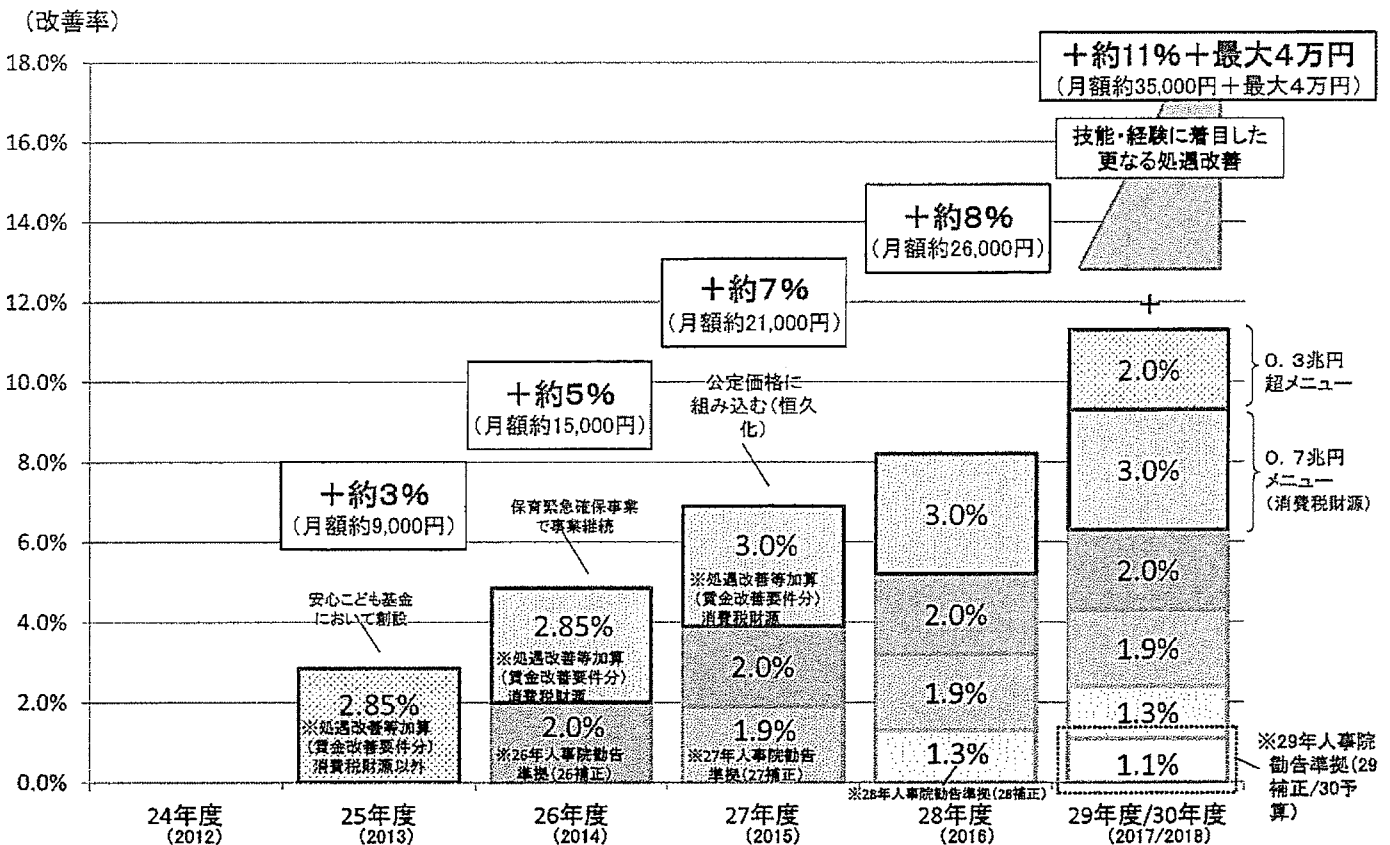
- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の証明

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

36

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

37

平成 30 年度 幼稚園教員資格認定試験の案内

独立行政法人教職員支援機構

※御不明点は、認定試験ホームページの「教員資格認定試験に関するよくある質問」を御覧ください。それでも不明の場合は、末尾記載の試験運営大学にお問い合わせください。
認定試験ホームページ：<http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

I 幼稚園教員資格認定試験制度の趣旨

文部科学省において、規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から保育士等として一定の勤務経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として幼稚園教員資格認定試験を実施しています。今年度から試験実施事務は（独）教職員支援機構が行います。

幼稚園教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

なお、本試験は保育士資格を有する者に幼稚園教諭免許状の取得を義務付けるものではありません。

II 取得できる普通免許状の種類

幼稚園教諭二種免許状

III 認定試験の受験資格

平成10年4月1日までに生まれ、高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む）となる資格を有した後、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する者として3年以上勤務したもの（勤務時間の合計が4,320時間以上である場合に限る）。

(1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において、専ら幼児の保育に従事する職員

「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、幼児の保育に直接携わらない勤務は、従事期間に算入できません。

(2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

(3) 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

① 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条第1項に規定された施設）

② 認定こども園である認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたもの）

③ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を実施する施設）

④ 地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設）を実施する施設）

⑤ 公立の認可外保育施設（へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科発第1279号・雇児発第0305005号の別紙）の別添6の11に規定するへき地保育所）を含む。）

⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定する施設）

⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）別添に示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づく証明書の交付を受けた施設）

ただし⑦は以下の施設を除きます。

- ・利用定員5人以下の施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

(注) (a) 受験資格については以下の点にご留意ください。

① 地方公共団体独自の基準に基づき認証等を受けた施設（いわゆる認証保育園等）や一定の条件を満たす認可外保育施設での勤務も勤務期間に参入できます。

② 勤務時間は一月当たりでなく総時間数であり、一月当たりの勤務時間数に関わらず勤務期間に算入できます。

③ 職務内容が上記に合致していれば、非常勤職員や派遣職員等も含め、雇用形態を問わず勤務期間に算入できます。

(b) 文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下、指定機関）に入学する資格を有する者とは、教員免許状を取得できる学科等に入学する資格を有する者のみ該当します。なお、指定機関の学科等の一覧は文部科学省ホームページを御覧ください。

〔指定機関の学科等の一覧：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm〕

IV 認定試験の実施方法

1 試験運営大学

東京学芸大学 大阪教育大学

(注) 今年度から、北海道教育大学、宮城教育大学、愛知教育大学、岡山大学、福岡教育大学では試験を実施しませんので、御注意ください。

2 実施期日、場所、試験の内容・方法

認定試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて実施します。

なお、災害など不測の事態により、一部又は全部の試験運営大学において直前に試験の実施を中止する場合があります。災害の発生が事前に予想される場合、認定試験ホームページ又は各試験運営大学のホームページにおいて、実施の取扱いについて掲載しますので、御確認ください。

また、本試験は、災害等による中止の場合も含め、いかなる場合も再試験は行いません。

(1) 第1次試験

ア 期 日 平成30年9月2日(日曜日)

イ 場 所 試験運営大学の定める場所

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目 (Ⅰ)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教職の意義等に関する科目」及び「教育の基礎理論に関する科目」における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教職概論、幼児教育教師論、教育行財政、幼児教育学、幼児教育心理学、教育制度論、教育行政学、教育社会学、教育経営論等	筆記試験 (択一式とする。)
教職に関する科目 (Ⅱ)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教育課程及び指導法に関する科目」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に関する専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教育課程論、教育内容論、学習指導論、教育方法・技術論、保育内容指導法、幼児理解、教育相談等	筆記試験 (択一式とする。)

(注) 内容欄に記載した「幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例」はあくまで科目名称例であり、同一名称の図書を例示したものではありません。(第2次試験についても同じです。)

エ 第1次試験の合否結果通知

第1次試験の受験者には、試験運営大学から本人宛てに、試験科目ごとの合否通知を9月25日に発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には合否通知は送付しません。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者及び第1次試験の全ての試験科目を免除された者に限り受験することができます。

ア 期 日 平成30年10月14日(日曜日)

イ 場 所 試験運営大学の定める場所

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目 (Ⅲ)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教職に関する科目(Ⅰ)(Ⅱ)を参照のこと。	筆記試験 (論述式とする。)
指導案の作成に関する試験	共通課題をもとにした指導案(週案、日案)の作成に関する試験	筆記試験 (論述式とする。)

エ 第2次試験の合否結果通知

第2次試験の受験者には、試験運営大学から本人宛てに、合否通知を12月27日に発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には合否通知は送付しません。

(注) 認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介、勉強法についての助言等は行っておりません。過去の問題は認定試験ホームページに掲載しています。

3 合格者の発表等

第1次試験及び第2次試験の全てに合格した者を平成30年度幼稚園教員資格認定試験の合格者とし、合格証書を12月27日に発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ホームページに掲載します。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は第1次試験終了後、認定試験ホームページに掲載します。

4 試験科目等の一部免除

次に掲げる試験科目等については、所定の「試験科目等一部免除申請書」を提出した者について、免除事由及び証明書等を確認の上、その試験科目等の全部を免除します。

(1) 教職に関する科目(Ⅰ)

次のいずれかに該当する者に対しては、教職に関する科目(Ⅰ)の試験を免除します。

ア 平成29年度の幼稚園教員資格認定試験の第1次試験に合格した者

イ 平成28年度以降の幼稚園教員資格認定試験の教職に関する科目(Ⅰ)に合格した者

(2) 教職に関する科目(Ⅱ)

次のいずれかに該当する者に対しては、教職に関する科目(Ⅱ)の試験を免除します。

ア 平成29年度幼稚園教員資格認定試験の第1次試験に合格した者

イ 平成28年度以降の幼稚園教員資格認定試験の教職に関する科目(Ⅱ)に合格した者

(3) 指導案の作成に関する試験

次のいずれかに該当する者に対しては、指導案の作成に関する試験を免除します。

ア 教員免許状を有する者(養護教諭及び栄養教諭は除く。)

イ 大学(短期大学及び指定機関を含む。)において教育実習を2単位以上修得した者(第2次試験が行われる日の14日前までに「学力に関する証明書」を提出した者に限る。養護実習及び栄養教育実習は除く。)

ウ 3月以上の教職経験を有する者(養護教諭及び栄養教諭は除く。)

(注) (a) 試験科目等の一部免除を申請する者は、教員免許状の授与証明書、学力に関する証明書、勤務証明書等の免除事由に該当することを証明する書類(写しの指定のあるものを除き、いずれも写しは不可。)を必ず添付してください。(教員免許状の授与証明書の証明日は、必ず平成30年4月1日以降であること。)

(b) 上記(1)～(3)の各項目に該当する者であっても、期日までに「試験科目等一部免除申請書」及び「免除事由に該当することの証明書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。

V 出願手続

1 出願期間 平成30年5月25日(金曜日)から平成30年6月8日(金曜日)まで(当日消印有効)

2 受験願書等の請求 請求受付期間：平成30年6月1日(金曜日)まで

※請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分御注意ください。



(QRコード)

(1) インターネットで請求する場合(テレメールの資料請求受付サイト)

次のURLにアクセスし、画面に従って必要事項を入力して申し込んでください。

(パソコン) <http://telemail.jp/shingaku/pc/gakkou/kyouin/youtien.php>

(スマートフォン・携帯電話) <http://telemail.jp/?btc=1029296&gsn=6100002>

〔テレメールは、24時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フロムページが運営しています。〕

(2) 電話で請求する場合

IP電話 050-8601-0101 へ電話し、音声ガイダンスに従ってプッシュボタンを押して申し込んでください。なお、その際、受験案内の資料請求番号を聞かれますので、事前に以下のいずれかの番号を選択しておいてください。受験場所ごとに異なるため、番号を間違えないように注意してください。

東京学芸大学 753952 大阪教育大学 754152

① 上記(1)又は(2)のいずれの方法でも、お届けする受験願書等は、受験場所に関係なく同一です。受験場所は請求時の希望でかまいません(出願時に受験場所を決定してください)。

② 請求後概ね1～2日後に届きます(夕方以降に請求した場合や、お届けの地域によっては3日以上かかることがあります)。ただし、平成30年5月6日(日曜日)以前に請求された場合のお届けは、平成30年5月9日(水曜日)頃となります。

③ 受験願書等の到着後、同封される支払方法に従って、料金180円をお支払いください。

④ 願書等に関する不明な点は以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター：IP電話 050-8601-0102 (9:30～18:00)

(注) 願書請求は上記の方法のみであり、試験運営大学では請求を受け付けていませんので、請求締切日に十分御注意ください。

3 出願書類

(1) 受験願書

(注) 障害等のため受験上の配慮を希望する場合は、「受験願書」及び「志願者データ記入票」の所定の欄に配慮を希望する旨を御記入ください。希望内容及び提出書類を審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。

(2) 「振替払込受付証明書(お客さま用)」提出用紙(受験手数料20,000円を郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込み、受付局日附印が押された証明書を提出用紙に貼ること。)

(3) 受験資格を満たす学校の卒業証明書又は在学証明書(高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書)(写しは不可。卒業証書は不可。)

(注) 卒業しても受験資格を満たさない学校(専修学校の一部(一般課程や高等課程の一部)、各種学校、学校教育法以外の法律に特別の規定があるもの(各種大学校など))の卒業証明書は除きます。この場合、高等学校、専門学校(専修学校専門課程)、大学又は短期大学等の卒業証明書等を添付してください。ただし、受験願書の学歴欄には、高等学校卒業以降の学歴を全て記入してください。

(4) 保育士資格を有することを証明する書類(保育士証等の写し)

(5) 勤務先施設による3年以上の勤務証明書(様式1)(現在に引き続き施設である必要はありません。)

(6) 上記(5)の施設がⅢの受験資格に示す施設に該当する旨の証明書(様式2)

(注) 様式1及び様式2は、受験願書に同封されているほか、認定試験ホームページからもダウンロードできます(独自様式での証明は認められません)。

様式1については、当該施設の施設長による証明が必要となります。

様式2については、各都道府県、指定都市又は中核市(地域型保育事業についてはその他の市町村(特別区含む))の各施設の所管課による証明が必要となります。各施設の所管課が不明の場合

は当該自治体の代表窓口にお問い合わせください。指定都市及び中核市の一覧については総務省のホームページを御覧ください。

指定都市：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html

中核市：<http://www.soumu.go.jp/cyukaku/>

証明には10日前後必要な場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。

(7) **試験科目等一部免除申請書及び免除事由に該当することの証明書類**（教員免許状の授与証明書の証明日は必ず平成30年4月1日以降であること。）

(8) **受験票**

(9) **写真票**（出願前3か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.6cmの無帽、正面上半身の写真を貼ること。）

(10) **戸籍抄本又は住民票の写し**（発行後6か月以内のもの、本籍の記載は省略せず、マイナンバーの記載は省略すること。）

（注）各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合や、住民票に本籍の記載のない場合には、戸籍抄本を提出してください。なお、「住民票の写し」とはコピーではありません。

(11) **その他試験運営大学が提出を求める書類**（別途提出を求めた場合のみ。）

（注）平成28年度又は29年度幼稚園教員資格認定試験を受験した場合、受験票の写し又は試験結果通知書の写しの提出により、(3)～(6)の書類の提出が省略できます。

4 出願先及び出願方法

受験を希望する試験運営大学の担当部署（本書の末尾を参照してください。）宛て所定の願書提出用封筒にて「書留」で郵送してください。（注）郵送以外の提出は認めません。

5 受験票の交付

(1) 試験運営大学が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票等を交付します。

(2) 受験票等には受験番号、試験場、免除される試験科目など必要な事項が記載されています。

(3) 受験票は、受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

（注）(a) 受験願書を受理した後は、受験する試験運営大学の変更は認めません。

(b) 受験願書を提出した後、氏名、本籍地又は住所を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを提出してください。

(c) 出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合を除き、受理した提出書類及び受験手数料は、災害など不測の事態による試験の中止も含め、いかなる場合にも返還しません。

VI 免許状の授与申請等

1 認定試験の合格者は、試験運営大学から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課に照会してください。

2 この認定試験は資格試験であり、教員の採用選考試験ではありません。教員として採用を希望するとき、公立学校の場合にあっては都道府県又は指定都市教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれ照会してください。

3 平成21年3月31日以前に授与された他の学校種等の教員免許状（10年間の有効期間が付されていない旧免許状）を所持する者は、免許状更新講習を受講・修了せずに生年月日等によって割り振られた修了確認期限を経過している場合には、本試験に合格し幼稚園教諭二種免許状を取得した場合であっても、免許状更新講習を受講・修了しなければ教員になることはできません。

教員免許更新制ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

VII 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び試験運営大学においてそれぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

1 試験運営大学は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。

2 試験運営大学は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省、独立行政法人教職員支援機構及び試験実施に係るその他の大学に対して提供することがあります。

3 試験運営大学は、上記1の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という。）。ついては、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。

4 独立行政法人教職員支援機構は、教員免許状発行業務のために、各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。

5 試験運営大学及び独立行政法人教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

<試験運営大学の担当部署及び所在地>

東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 電話 042(329)7193
大阪教育大学学務部教務課 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 電話 072(978)3320

<独立行政法人教職員支援機構の担当部署>

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター調査企画課免許企画室

E-mail shiken@ml.nits.go.jp 電話（ダイヤルイン）03(4212)8455、03(4212)8456

年管管発 0427 第 4 号
基徴収発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日

子ども家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長 殿
老健局総務課長

年金局事業管理課長
〔公印省略〕
労働基準局労働保険徴収課長

社会保険制度及び労働保険制度の周知について
(協力依頼)

社会保険制度及び労働保険制度（以下「社会保険制度等」という。）の周知については、「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（平成 29 年 4 月 17 日付け年管管発 0417 第 2 号・基徴収発 0417 第 1 号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知）及び「各業界団体に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について（協力依頼）」（平成 29 年 4 月 17 日付け年管管発 0417 第 4 号・基徴収発 0417 第 3 号年金局事業管理課長・労働基準局労働保険徴収課長通知）により、貴課から各都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長及び貴課所管の業界の団体に対し、社会保険制度等のパンフレットの事業主等への配布等を依頼していただくようお願いしているところである。

今般、社会保険制度等のパンフレットに、業務委託契約等に基づき働いている方についての Q & A を追加し、別添の内容に更新したことから、貴課から各都道府県等民生主管部（局）長及び貴課所管の業界の団体に対し、別添パンフレットの事業主等への配布等を依頼していただき、引き続き、社会保険制度等の周知にご協力いただくようお願いする。

[本取組についての問い合わせ先]

厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険管理係 岸野、野本

TEL : 03-5253-1111 (内線 3566)

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

適用係 高田

TEL : 03-5253-1111 (内線 5156)

[適用要件等、制度一般についての問い合わせ先]

日本年金機構年金事務所照会先一覧 別紙 1

都道府県労働局照会先一覧 別紙 2

社会保険（厚生年金保険・健康保険）への 加入手続はお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
 ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
 ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
 ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、
(b)勤務期間が1年以上見込まれること、
(c)月額賃金が8.8万円以上、
(d)学生以外、
(e)従業員501人以上の企業に勤務、
以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
（例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方）

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

社会保険に加入するメリットは？

①保険料の半分は会社が負担します

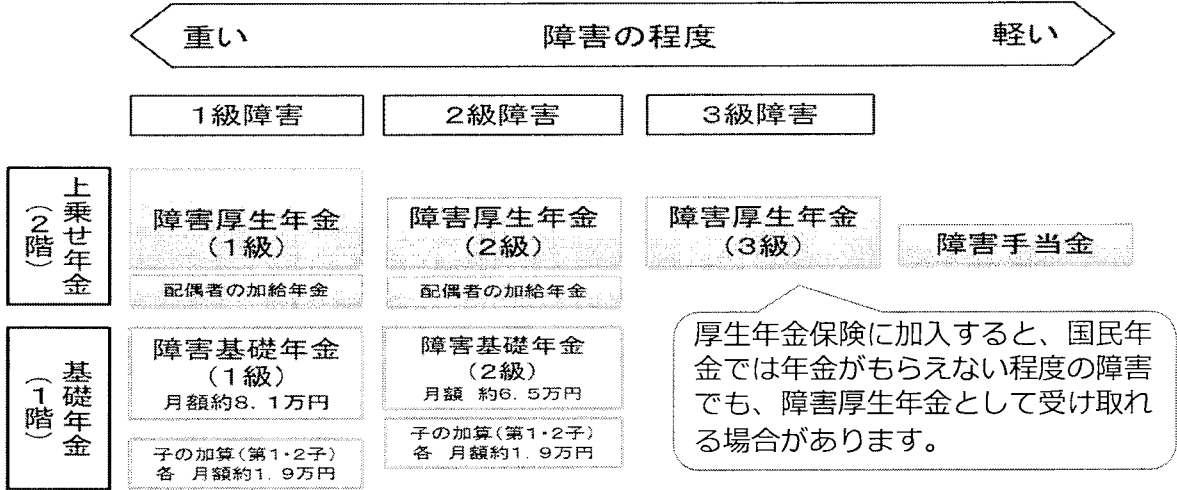
- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、**会社と被保険者が半分ずつ負担します。**
被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、**給付額が増えます。**

③障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの**障害年金の給付額が増えます。**



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、**生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。**

⑤医療保険（健康保険）の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、**賃金の3分の2程度の給付があります。**
(傷病手当金、出産手当金)

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

- ◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

**労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※ その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の昼間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

- ◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護する**
ための給付等を受けられます。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と**
就職の促進を図るための給付等を受けられます。

- ◆ 保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

※ 労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

○ 適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

よくある質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりませんか？

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所（一部業種を除く）は、社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業所は、加入することが義務づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか？

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか？

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか？

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手順はどうすればよいのですか？

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続を怠っているとどのような問題がありますか？

(社会保険)

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

(労働保険)

◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。

◇雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

事業所で雇用する従業員とは別に、業務委託や請負により業務を行う者がいる場合、従業員と同様に社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させなければなりませんか？

◇業務委託契約や請負契約に基づき、事業所で働く方については、原則として、個人で国民年金・国民健康保険に加入していただくこととなります。
ただし、勤務先事業所からの指示や指揮監督のもとで働いているなど、従業員と同様の勤務実態がある場合は、勤務先事業所において社会保険や労働保険に加入が必要となる場合があります。

社会保険等への加入手続は、次の場所で行っておりますので、ご不明な点をご相談ください。

社会保険：年金事務所

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

お近くの年金事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の所在地は、以下のホームページで確認できます。

年金事務所

→ <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

労働基準監督署

→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所

→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

日本年金機構年金事務所照会先一覧

平成30年4月2日現在

通番	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	011-832-0830
2	札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-1	011-271-1051
3	新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	011-892-1631
4	函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3	0138-82-8000
5	旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2	0166-72-5002
6	釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2	0154-61-6002
7	室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	0143-50-1002
8	苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	0144-56-9003
9	岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3	0126-38-8002
10	小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	0134-65-5004
11	北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21	0157-33-6005
12	帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1	0155-65-5003
13	稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	0162-74-1003
14	砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目1-1	0125-28-9000
15	留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3	0164-43-7211
16	青森年金事務所	030-8554	青森県青森市中央1-22-8 青森第一生命ビルディング1・2階	017-734-7495
17	むつ年金事務所	035-0071	青森県むつ市小川町2-7-30	0175-22-4947
18	八戸年金事務所	031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	0178-44-1742
19	弘前年金事務所	036-8538	青森県弘前市外崎5-2-6	0172-27-1339
20	盛岡年金事務所	020-8511	岩手県盛岡市松尾町17-13	019-623-6211
21	花巻年金事務所	025-8503	岩手県花巻市材木町8-8	0198-23-3351
22	二戸年金事務所	028-6196	岩手県二戸市福岡字川又18-16	0195-23-4111
23	一関年金事務所	021-8502	岩手県一関市五代町8-23	0191-23-4246
24	宮古年金事務所	027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	0193-62-1963
25	仙台東年金事務所	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111
26	大河原年金事務所	989-1245	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111
27	石巻年金事務所	986-8511	宮城県石巻市中里4-7-31	0225-22-5115
28	古川年金事務所	989-6195	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200
29	秋田年金事務所	010-8565	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392
30	鷹巣年金事務所	018-3312	秋田県北秋田市花園町18-1	0186-62-1490
31	大曲年金事務所	014-0027	秋田県大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296
32	本荘年金事務所	015-8505	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111
33	山形年金事務所	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111
34	寒河江年金事務所	991-0003	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	0237-84-2551
35	新庄年金事務所	996-0001	山形県新庄市五日町字宮内225-2	0233-22-2050
36	鶴岡年金事務所	997-8501	山形県鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040

37	米沢年金事務所	992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	0238-22-4220
38	東北福島年金事務所	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	024-535-0141
39	平年金事務所	970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611
40	相馬年金事務所	976-8510	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172
41	郡山年金事務所	963-8545	福島県郡山市桑野1-3-7	024-932-3434
42	白河年金事務所	961-8533	福島県白河市郭内115-3	0248-27-4161
43	会津若松年金事務所	965-8516	福島県会津若松市追手町5-16	0242-27-5321
44	水戸南年金事務所	310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3278
45	水戸北年金事務所	310-0062	茨城県水戸市大町2-3-32	029-231-2283
46	土浦年金事務所	300-0812	茨城県土浦市下高津2-7-29	029-825-1170
47	下館年金事務所	308-8520	茨城県筑西市菅谷1720	0296-25-0829
48	日立年金事務所	317-0073	茨城県日立市幸町2-10-22	0294-24-2194
49	宇都宮東年金事務所	321-8501	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211
50	宇都宮西年金事務所	320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281
51	大田原年金事務所	324-8540	栃木県大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311
52	栃木年金事務所	328-8533	栃木県栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131
53	今市年金事務所	321-1293	栃木県日光市中央町17-3	0288-88-0082
54	前橋年金事務所	371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1705
55	桐生年金事務所	376-0023	群馬県桐生市錦町2-11-19	0277-44-2311
56	高崎年金事務所	370-8567	群馬県高崎市栄町10-1	027-322-4299
57	渋川年金事務所	377-8588	群馬県渋川市石原143-7	0279-22-1614
58	太田年金事務所	373-8642	群馬県太田市小舞木町262	0276-49-3716
59	浦和年金事務所	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638
60	大宮年金事務所	331-9577	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	048-652-3399
61	熊谷年金事務所	360-8585	埼玉県熊谷市桜木町1-93	048-522-5012
62	川越年金事務所	350-1196	埼玉県川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階	049-242-2657
63	所沢年金事務所	359-8505	埼玉県所沢市上安松1152-1	04-2998-0170
64	春日部年金事務所	344-8561	埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	048-737-7112
65	越谷年金事務所	343-8585	埼玉県越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシティ3階	048-960-1190
66	秩父年金事務所	368-8585	埼玉県秩父市上野町13-28	0494-27-6560
67	新潟西年金事務所	951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008
68	長岡年金事務所	940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	0258-88-0006
69	上越年金事務所	943-8534	新潟県上越市西城町3-11-19	025-524-4113
70	柏崎年金事務所	945-8534	新潟県柏崎市幸町3-28	0257-38-0568
71	三条年金事務所	955-8575	新潟県三条市興野3-2-3	0256-32-2820
72	新発田年金事務所	957-8540	新潟県新発田市新富町1-1-24	0254-23-2128
73	六日町年金事務所	949-6692	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	025-716-0008
74	長野南年金事務所	380-8677	長野県長野市岡田町126-10	026-227-1284

75	長野北年金事務所	381-8558	長野県長野市吉田3-6-15	026-244-4100
76	岡谷年金事務所	394-8665	長野県岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661
77	伊那年金事務所	396-8601	長野県伊那市山寺1499-3	0265-76-2301
78	飯田年金事務所	395-8655	長野県飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641
79	松本年金事務所	390-8702	長野県松本市白板2-5-1	0263-32-5821
80	小諸年金事務所	384-8605	長野県小諸市田町2-3-5	0267-22-1080
81	千葉年金事務所	260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
82	幕張年金事務所	262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621
83	船橋年金事務所	273-8577	千葉県船橋市市場4-16-1	047-424-8811
84	市川年金事務所	272-8577	千葉県市川市市川1-3-18 SRビル市川 3階	047-704-1177
85	松戸年金事務所	270-8577	千葉県松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517
86	木更津年金事務所	292-8530	千葉県木更津市新田3-4-31	0438-23-7616
87	佐原年金事務所	287-8585	千葉県香取市佐原口2116-1 (※口はカタカナ)	0478-54-1442
88	千代田年金事務所	102-8337	東京都千代田区三番町22	03-3265-4381
89	中央年金事務所	104-8175	東京都中央区銀座7-13-8 第二丸高ビル1・2階	03-3543-1411
90	港年金事務所	105-8513	東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館	03-5401-3211
91	新宿年金事務所	169-8601	東京都新宿区大久保2-12-1 1・2・4階	03-5285-8611
92	上野年金事務所	110-8660	東京都台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル	03-3824-2511
93	文京年金事務所	112-8617	東京都文京区千石1-6-15	03-3945-1141
94	墨田年金事務所	130-8586	東京都墨田区立川3-8-12	03-3631-3111
95	江東年金事務所	136-8525	東京都江東区亀戸5-16-9	03-3683-1231
96	江戸川年金事務所	132-8502	東京都江戸川区中央3-4-24	03-3652-5106
97	品川年金事務所	141-8572	東京都品川区大崎5-1-5 高德ビル2階	03-3494-7831
98	大田年金事務所	144-8530	東京都大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141
99	渋谷年金事務所	150-8334	東京都渋谷区神南1-12-1	03-3462-1241
100	目黒年金事務所	153-8905	東京都目黒区上目黒1-12-4	03-3770-6421
101	世田谷年金事務所	158-8515	東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス10階	03-6880-3456
102	池袋年金事務所	171-8567	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	03-3988-6011
103	北年金事務所	114-8567	東京都北区上十条1-1-10	03-3905-1011
104	板橋年金事務所	173-8608	東京都板橋区板橋1-47-4	03-3962-1481
105	練馬年金事務所	177-8510	東京都練馬区石神井町4-27-37	03-3904-5491
106	足立年金事務所	120-8580	東京都足立区綾瀬2-17-9	03-3604-0111
107	荒川年金事務所	116-8904	東京都荒川区東尾久5-11-6	03-3800-9151
108	葛飾年金事務所	124-8512	東京都葛飾区立石3-7-3	03-3695-2181
109	立川年金事務所	190-8580	東京都立川市錦町2-12-10	042-523-0352
110	青梅年金事務所	198-8525	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410

111	八王子年金事務所	192-8506	東京都八王子市南新町4-1	042-626-3511
112	武蔵野年金事務所	180-8621	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	0422-56-1411
113	府中年金事務所	183-8505	東京都府中市府中町2-12-2	042-361-1011
114	鶴見年金事務所	230-8555	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641
115	港北年金事務所	222-8555	神奈川県横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888
116	横浜中年金事務所	231-0012	神奈川県横浜市中区相生町2-28	045-641-7501
117	横浜西年金事務所	244-8580	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	045-820-6655
118	川崎年金事務所	210-8510	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181
119	高津年金事務所	213-8567	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111
120	平塚年金事務所	254-8563	神奈川県平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515
121	厚木年金事務所	243-8688	神奈川県厚木市栄町1-10-3	046-223-7171
122	相模原年金事務所	252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101
123	小田原年金事務所	250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391
124	横須賀年金事務所	238-8555	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 F l o s 横須賀	046-827-1251
125	藤沢年金事務所	251-8586	神奈川県藤沢市藤沢1018	0466-50-1151
126	甲府年金事務所	400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431
127	竜王年金事務所	400-0195	山梨県甲斐市名取347-3	055-278-1100
128	大月年金事務所	401-8501	山梨県大月市大月町花咲1602-1	0554-22-3811
129	富山年金事務所	930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	076-441-3926
130	高岡年金事務所	933-8585	富山県高岡市中川園町11-20	0766-21-4180
131	魚津年金事務所	937-8503	富山県魚津市本江1683-7	0765-24-5153
132	砺波年金事務所	939-1397	富山県砺波市豊町2-2-12	0763-33-1725
133	金沢南年金事務所	921-8516	石川県金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311
134	金沢北年金事務所	920-8691	石川県金沢市三社町1-43	076-233-2021
135	小松年金事務所	923-8585	石川県小松市小馬出町3-1	0761-24-1791
136	七尾年金事務所	926-8511	石川県七尾市藤橋町西部22-3	0767-53-6511
137	岐阜北年金事務所	502-8502	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364
138	多治見年金事務所	507-8709	岐阜県多治見市小田町4-8-3	0572-22-0255
139	大垣年金事務所	503-8555	岐阜県大垣市八島町114-2	0584-78-5166
140	美濃加茂年金事務所	505-8601	岐阜県美濃加茂市太田町2910-9	0574-25-8181
141	高山年金事務所	506-8501	岐阜県高山市花岡町3-6-12	0577-32-6111
142	静岡年金事務所	422-8668	静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054-203-3707
143	浜松東年金事務所	435-0013	静岡県浜松市東区天龍川町188	053-421-0192
144	浜松西年金事務所	432-8015	静岡県浜松市中区高町302-1	053-456-8511
145	沼津年金事務所	410-0032	静岡県沼津市日の出町1-40	055-921-2201
146	三島年金事務所	411-8660	静岡県三島市寿町9-44	055-973-1166
147	島田年金事務所	427-8666	静岡県島田市柳町1-1	0547-36-2211
148	掛川年金事務所	436-8653	静岡県掛川市久保1-19-8	0537-21-5524

149	富士年金事務所	416-8654	静岡県富士市横割3-5-33	0545-61-1900
150	大曾根年金事務所	461-8685	愛知県名古屋市東区東大曾根町28-1	052-935-3344
151	中村年金事務所	453-8653	愛知県名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200
152	鶴舞年金事務所	460-0014	愛知県名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553
153	熱田年金事務所	456-8567	愛知県名古屋市熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263
154	笠寺年金事務所	457-8605	愛知県名古屋市南区柵下町3-21	052-822-2512
155	昭和年金事務所	466-8567	愛知県名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463
156	名古屋西年金事務所	451-8558	愛知県名古屋市西区域西1-6-16	052-524-6855
157	豊橋年金事務所	441-8603	愛知県豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111
158	岡崎年金事務所	444-8607	愛知県岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637
159	一宮年金事務所	491-8503	愛知県一宮市新生4-7-13	0586-45-1418
160	瀬戸年金事務所	489-8686	愛知県瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412
161	半田年金事務所	475-8601	愛知県半田市西新町1-1	0569-21-2375
162	豊川年金事務所	442-8605	愛知県豊川市金屋町32	0533-89-4042
163	刈谷年金事務所	448-8662	愛知県刈谷市寿町1-401	0566-21-2110
164	豊田年金事務所	471-8602	愛知県豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123
165	津年金事務所	514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112
166	四日市年金事務所	510-8543	三重県四日市市十七軒町17-23	059-353-5515
167	松阪年金事務所	515-8973	三重県松阪市宮町17-3	0598-51-5115
168	伊勢年金事務所	516-8522	三重県伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3601
169	尾鷲年金事務所	519-3692	三重県尾鷲市林町2-23	0597-22-2340
170	武生年金事務所	915-0883	福井県越前市新町5-2-11	0778-23-1123
171	福井年金事務所	910-8506	福井県福井市手寄2-1-34	0776-23-4512
172	敦賀年金事務所	914-8580	福井県敦賀市東洋町5-54	0770-23-9901
173	大津年金事務所	520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	077-521-5045
174	草津年金事務所	525-0025	滋賀県草津市西渋川1-16-35	077-567-2259
175	彦根年金事務所	522-8540	滋賀県彦根市外町169-6	0749-23-1112
176	上京年金事務所	603-8522	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165
177	舞鶴年金事務所	624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165
178	中京年金事務所	604-0902	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル銚田町287	075-251-1165
179	下京年金事務所	600-8154	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	075-341-1165
180	京都南年金事務所	612-8558	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165
181	京都西年金事務所	615-8511	京都府京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170
182	天満年金事務所	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	06-6356-5511
183	福島年金事務所	553-8585	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	06-6458-1855
184	大手前年金事務所	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル6~8階	06-6271-7301
185	堀江年金事務所	550-0014	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	06-6531-5241
186	市岡年金事務所	552-0003	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	06-6571-5031

187	天王寺年金事務所	543-8588	大阪府大阪市天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531
188	平野年金事務所	547-8588	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331
189	玉出年金事務所	559-8560	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	06-6682-3311
190	淀川年金事務所	532-8540	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	06-6305-1881
191	貝塚年金事務所	597-8686	大阪府貝塚市海塚305-1	072-431-1122
192	堺東年金事務所	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
193	堺西年金事務所	592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
194	東大阪年金事務所	577-8554	大阪府東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001
195	八尾年金事務所	581-8501	大阪府八尾市桜ヶ丘1-65	072-996-7711
196	吹田年金事務所	564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401
197	豊中年年金事務所	560-8560	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831
198	守口年金事務所	570-0083	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031
199	枚方年金事務所	573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	072-846-5011
200	三宮年金事務所	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793
201	須磨年金事務所	654-0047	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-12	078-731-4797
202	兵庫年金事務所	652-0898	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0294
203	姫路年金事務所	670-0947	兵庫県姫路市北条1-250	079-224-6382
204	尼崎年金事務所	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町2-17-55	06-6482-4591
205	明石年金事務所	673-8512	兵庫県明石市鷹匠町12-12	078-912-4983
206	西宮年金事務所	663-8567	兵庫県西宮市津門大塚町8-26	0798-33-2944
207	豊岡年金事務所	668-0021	兵庫県豊岡市泉町4-20	0796-22-0948
208	加古川年金事務所	675-0031	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740
209	奈良年金事務所	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371
210	大和高田年金事務所	635-8531	奈良県大和高田市幸町5-11	0745-22-3531
211	桜井年金事務所	633-8501	奈良県桜井市大字谷88-1	0744-42-0033
212	和歌山東年金事務所	640-8541	和歌山県和歌山市太田3-3-9	073-474-1852
213	和歌山西年金事務所	641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660
214	田辺年金事務所	646-8555	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0323
215	鳥取年金事務所	680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	0857-27-8311
216	倉吉年金事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	0858-26-5311
217	米子年金事務所	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111
218	松江年金事務所	690-8511	島根県松江市東朝日町107	0852-23-9540
219	出雲年金事務所	693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0045
220	浜田年金事務所	697-0017	島根県浜田市原井町908-26	0855-22-0670
221	岡山東年金事務所	703-8533	岡山県岡山市中区国富228	086-270-7925
222	岡山西年金事務所	700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163
223	倉敷東年金事務所	710-8567	岡山県倉敷市老松町3-14-22	086-423-6150

224	倉敷西年金事務所	713-8555	岡山県倉敷市玉島1952-1	086-523-6395
225	津山年金事務所	708-8504	岡山県津山市田町112-5	0868-31-2360
226	高梁年金事務所	716-8668	岡山県高梁市旭町1393-5	0866-21-0570
227	広島東年金事務所	730-8515	広島県広島市中区基町1-27	082-228-3131
228	福山年金事務所	720-8533	広島県福山市旭町1-6	084-924-2181
229	呉年金事務所	737-8511	広島県呉市宝町2-11	0823-22-1691
230	三原年金事務所	723-8510	広島県三原市円一町2-4-2	0848-63-4111
231	三次年金事務所	728-8555	広島県三次市十日市東3-16-8	0824-62-3107
232	備後府中年金事務所	726-0005	広島県府中市府中町736-2	0847-41-7421
233	山口年金事務所	753-8651	山口県山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660
234	下関年金事務所	750-8607	山口県下関市上新地町3-4-5	083-222-5587
235	徳山年金事務所	745-8666	山口県周南市新宿通5-1-8	0834-31-2152
236	宇部年金事務所	755-0027	山口県宇部市港町一丁目3番7号	0836-33-7111
237	岩国年金事務所	740-8686	山口県岩国市立石町1-8-7	0827-24-2222
238	萩年金事務所	758-8570	山口県萩市江向323-1	0838-24-2158
239	徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西4-45	088-652-1511
240	徳島北年金事務所	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町12-8	088-655-0200
241	阿波半田年金事務所	779-4193	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	0883-62-5350
242	高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840
243	善通寺年金事務所	765-8601	香川県善通寺市文京町2-9-1	0877-62-1662
244	松山東年金事務所	790-0952	愛媛県松山市朝生田町1-1-23	089-946-2146
245	松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	089-925-5105
246	新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1300
247	今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141
248	宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-43	0895-22-5440
249	高知東年金事務所	780-8556	高知県高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
250	高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町3-70-1	088-875-1717
251	南国年金事務所	783-8507	高知県南国市大桶甲1214-6	088-864-1111
252	幡多年金事務所	787-0023	高知県四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616
253	博多年金事務所	812-8540	福岡県福岡市博多区博多駅東3-15-23	092-474-0012
254	中福岡年金事務所	810-8668	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	092-751-1232
255	西福岡年金事務所	819-8502	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	092-883-9962
256	南福岡年金事務所	815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112
257	久留米年金事務所	830-8501	福岡県久留米市諏訪野町2401	0942-33-6192
258	小倉南年金事務所	800-0294	福岡県北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8873
259	小倉北年金事務所	803-8588	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	093-583-8340
260	直方年金事務所	822-8555	福岡県直方市知古1-8-1	0949-22-0891
261	八幡年金事務所	806-8555	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	093-631-7962
262	大牟田年金事務所	836-8501	福岡県大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294

263	佐賀年金事務所	849-8503	佐賀県佐賀市八丁畷町1-3-2	0952-31-4191
264	唐津年金事務所	847-8501	佐賀県唐津市千代田町2-5-6-5	0955-72-5161
265	武雄年金事務所	843-8588	佐賀県武雄市武雄町大字昭和4-3-6	0954-23-0121
266	長崎南年金事務所	850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	095-825-8701
267	長崎北年金事務所	852-8502	長崎県長崎市稲佐町4-2-2	095-861-1354
268	佐世保年金事務所	857-8571	長崎県佐世保市稲荷町2-3-7	0956-34-1189
269	諫早年金事務所	854-8540	長崎県諫早市栄田町4-7-3-9	0957-25-1662
270	熊本東年金事務所	862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-4-1	096-367-2508
271	八代年金事務所	866-8503	熊本県八代市萩原町2-1-1-4-1	0965-35-6123
272	本渡年金事務所	863-0033	熊本県天草市東町2-2-1	0969-24-2112
273	玉名年金事務所	865-8585	熊本県玉名市松木1-1-4	0968-74-1612
274	大分年金事務所	870-0997	大分県大分市東津留2-1-8-1-5	097-552-1211
275	日田年金事務所	877-8585	大分県日田市淡窓1丁目2番7-5号	0973-22-6174
276	別府年金事務所	874-8555	大分県別府市西野口町2-4-1	0977-22-5111
277	佐伯年金事務所	876-0823	大分県佐伯市女島字源六分9-0-2-9-5	0972-22-1970
278	宮崎年金事務所	880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-2-3	0985-52-2111
279	高鍋年金事務所	884-0004	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5-1-0-5-1	0983-23-5111
280	延岡年金事務所	882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2-9-7-8-2	0982-21-5424
281	都城年金事務所	885-8501	宮崎県都城市一万城町7-1-1	0986-23-2571
282	鹿児島南年金事務所	890-8533	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-2-5	099-251-3111
283	鹿児島北年金事務所	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311
284	川内年金事務所	895-0012	鹿児島県薩摩川内市平佐町2-2-2-3	0996-22-5276
285	加治木年金事務所	899-5292	鹿児島県始良市加治木町諏訪町1-1-3	0995-62-3511
286	鹿屋年金事務所	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿3-8-1-9	0994-42-5121
287	奄美大島年金事務所	894-0035	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	0997-52-4341
288	那覇年金事務所	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1111
289	浦添年金事務所	901-2121	沖縄県浦添市内間3-3-2-5	098-877-0343
290	コザ年金事務所	904-0021	沖縄県沖縄市胡屋2-2-5-2	098-933-2267
291	名護年金事務所	905-0021	沖縄県名護市東江1-9-1-9	0980-52-2522
292	平良年金事務所	906-0013	沖縄県宮古島市平良下里7-9-1	0980-72-3650
293	石垣年金事務所	907-0004	沖縄県石垣市登野城5-5-3	0980-82-9211

都道府県労働局照会先一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局総務部労働保険徴収課	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階	011(709)2311(代表)
青森労働局総務部労働保険徴収室	030-8558	青森市新町二丁目4番25号 青森合同庁舎5階	017(734)4145
岩手労働局総務部労働保険徴収室	020-8522	盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019(604)3003
宮城労働局総務部労働保険徴収課	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階	022(299)8842
秋田労働局総務部労働保険徴収室	010-0951	秋田市山王6丁目1番24号 山王セントラルビル6階	018(883)4267
山形労働局総務部労働保険徴収室	990-8567	山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8225
福島労働局総務部労働保険徴収室	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5階	024(536)4607
茨城労働局総務部労働保険徴収室	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎5階	029(224)6213
栃木労働局総務部労働保険徴収室	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028(634)9113
群馬労働局総務部労働保険徴収室	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階	027(896)4734
埼玉労働局総務部労働保険徴収課	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15階	048(600)6203
千葉労働局総務部労働保険徴収課	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2階	043(221)4317
東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課	102-8307	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階	03(3512)1628
神奈川労働局総務部労働保険徴収課	231-0015	横浜市中区尾上町5-7-2 馬車道ウエストビル9階	045(650)2803
新潟労働局総務部労働保険徴収課	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025(288)3502
富山労働局総務部労働保険徴収室	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076(432)2714
石川労働局総務部労働保険徴収室	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4422
福井労働局総務部労働保険徴収室	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階	0776(22)0112
山梨労働局総務部労働保険徴収室	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055(225)2852
長野労働局総務部労働保険徴収室	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026(223)0552
岐阜労働局総務部労働保険徴収室	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058(245)8115
静岡労働局総務部労働保険徴収課	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054(254)6437
愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15階	052(219)5503
三重労働局総務部労働保険徴収室	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3階	059(226)2100
滋賀労働局総務部労働保険徴収室	520-0806	大津市打出浜14番15号	077(522)6520
京都労働局総務部労働保険徴収課	604-0846	京都市中京区両替町通池上ル金吹町451	075(241)3213
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課	540-0028	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル17階	06(4790)6340
兵庫労働局総務部労働保険徴収課	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階	078(367)0791
奈良労働局総務部労働保険徴収室	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0203
和歌山労働局総務部労働保険徴収室	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階	073(488)1102
鳥取労働局総務部労働保険徴収室	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857(29)1702
島根労働局総務部労働保険徴収室	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852(20)7010
岡山労働局総務部労働保険徴収室	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2012
広島労働局総務部労働保険徴収課	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館4階	082(221)9246
山口労働局総務部労働保険徴収室	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0366
徳島労働局総務部労働保険徴収室	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1階	088(652)9143
香川労働局総務部労働保険徴収室	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8917
愛媛労働局総務部労働保険徴収室	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089(935)5202
高知労働局総務部労働保険徴収室	780-8548	高知市南金田1番39号 高知労働総合庁舎	088(885)6026
福岡労働局総務部労働保険徴収課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階	092(434)9835
佐賀労働局総務部労働保険徴収室	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	0952(32)7168
長崎労働局総務部労働保険徴収室	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル4階	095(801)0025
熊本労働局総務部労働保険徴収室	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096(211)1702
大分労働局総務部労働保険徴収室	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097(536)7095
宮崎労働局総務部労働保険徴収室	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985(38)8822
鹿児島労働局総務部労働保険徴収室	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099(223)8276
沖縄労働局総務部労働保険徴収室	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098(868)4038

平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から実施）。

平成30年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

2. 募集内容および応募資格

(1) 募集内容

児童虐待問題に関し、上記の趣旨を簡潔に表現し、国民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

平成30年4月20日（金）から6月19日（火）

※郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- 作品は一人につき1作品応募可能です。
※ 2作品以上応募の場合は無効です。
- 応募作品は、返却いたしません。
- 指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

郵便はがきに作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記の宛先へ郵送してください。

電子メールによる応募も可能です。その場合、記入いただく内容は、郵便はがきによるものと同様です。

(3) 学校などで複数人の作品をまとめて応募する場合

(学校以外でまとめて応募することも可能です)

① 郵送で応募する場合

1 作品ごとに必ず学校名、学年、氏名、年齢を記入してください。

作品を書いた紙(応募数分)と、連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載した紙(1枚)を同封のうえ下記宛先まで郵送してください。

② 電子メールで応募する場合

作品を一覧表にまとめ、メールで送付してください。一覧表には作品ごとに学校名、学年、年齢、氏名を記入してください。一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載してください。

(4) 応募宛先

厚生労働省から委託を受けた児童虐待防止推進月間標語募集事務局へ応募してください。

※ 個人情報は本標語選定以外の目的には利用しません。

① 郵送の場合

※ 住所 〒310-0004

茨城県水戸市青柳町 3896 番地

※ 宛名 東水戸データサービス株式会社 標語募集担当 宛

② 電子メールの場合

※ gekkan-hyougo@e-hds.com

・メールの題名は「標語の応募」としてください。

・ファイルを添付する場合は、Word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

5. 選 定

1 作品を最優秀作品(厚生労働大臣賞)として決定します。

6. 発 表

最優秀作品は、9月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表彰

10月28日（日）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」（宮城県仙台市）で、賞状を授与します。（予定）

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 問合せ先

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室
TEL：03-5253-1111（内線：4898）

（参考）過去の標語最優秀作品（平成17年度より実施）

平成17年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成18年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成19年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成20年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成21年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成22年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成23年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成24年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成25年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成26年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
平成27年度	「もしかして」 あなたが救う 小さな手
平成28年度	さしのべて あなたのその手 いちはやく
平成29年度	いはやく 知らせる勇気 つなぐ声

日本赤ちゃん学会 第18回学術集会

発達の子兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～

会長：遠藤利彦（東京大学大学院教育学研究科 教授）

主催：東京大学大学院教育学研究科 附属
発達保育実践政策学センター（Cedep）

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
akachan_cedep@p.u-tokyo.ac.jp

演題募集
ポスター発表・
ラウンドテーブル
4.27(金)
まで

2018.7.7(土)～8(日)

プレコンGRES6日(金)

東京大学
本郷キャンパス
メイン会場：安田講堂

大会企画リレー講演

発達の子兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～

- 小西行郎（同志社大学赤ちゃん学研究センター，小児神経学）
- 柴田悠（京都大学大学院人間・環境学研究科，社会学）
- 秋田喜代美（東京大学 発達保育実践政策学センター長，保育学）



日本赤ちゃん学会第18回学術集会

《大会テーマ》

- 発達の予兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～

《開催概要》

- 日 時：2018年7月7日(土)・8日(日)
※プレコングレス6日(金)夕方
- 会 場：東京大学本郷キャンパス(メイン会場：安田講堂)
- 大会長：遠藤利彦(東京大学大学院教育学研究科・教授
同附属発達保育実践政策学センター・副センター長)
- 主 催：東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター

《企画》

- プレコングレス
保育施設の音環境を考えるー赤ちゃんと子どもの聴力を守る保育室とはー
- 大会企画リレー講演
発達の予兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～
[講演者]
小西行郎(同志社大学赤ちゃん学研究センター, 小児神経学)
柴田悠(京都大学大学院人間・環境学研究科, 社会学)
秋田喜代美(東京大学 発達保育実践政策学センター長, 保育学)
[総括コメント]
遠藤利彦(東京大学大学院教育学研究科・大会長, 発達心理学)
- 大会企画シンポジウム
 - I. 赤ちゃんのねむり～乳幼児の睡眠環境を考える～
 - II. 赤ちゃんの生活と育ちを追う～乳幼児の生活と発達に関する縦断研究の挑戦
 - III. 赤ちゃん学から見る乳児保育におけるアタッチメント～子育て・保育における人材育成の観点から～
 - IV. 赤ちゃんと政策～乳幼児の発達を支える～
- 大会企画指定ラウンドテーブル
センシング技術を活用した保育・幼児教育環境の探究
- 企画ラウンドテーブル
 - ① 若手部会による企画ラウンドテーブル(デジタルメディアと赤ちゃん[仮])
 - ② 保育部会による企画ラウンドテーブル
- 一般公募ラウンドテーブル、ポスター発表(演題登録締切:4月27日予定)

《学術集会事務局》

東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター(Cedep)

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

お問い合わせ akachan_cedep@p.u-tokyo.ac.jp

ウェブサイト <https://sites.google.com/view/akachan18-cedep/>



ボランティア活動を文化として根づかせ 持続可能な社会を実現するために ～ボランティア・市民活動シンポジウム2018～

「広がれボランティアの輪」連絡会議

現在、地域では、社会的孤立や貧困、空き家問題に象徴されるように、さまざまな要素が複雑に絡み合った課題が生じています。こうした地域課題に対して、これからのボランティア活動は、多様な価値観や考え方を相互に尊重しつつ、解決に向けて知恵を出し合うことを通して考えていくことが必要です。

誰も置き去りにしない社会は、社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、互いに支え合っていくことができる地域共生社会につながります。そうした社会をつくるのが、私たちの生活、そして地域の持続可能性を高めます。

こうした背景のなかでボランティア活動を考えたとき、ボランティア活動が市民それぞれの日常生活に深く浸透し、生活様式あるいは生活の一部になる＝「文化として根づく」必要があります。本シンポジウムでは、ボランティア活動を文化として根づかせるために必要なことは何か、多様なセクターやボランティア活動に関心のある方々と考え、思いを共有することを目的に開催します。

なお、千代田区社会福祉協議会のご協力により会場を設け、勤労者や企業の社会貢献担当者など、より幅広い方々に本シンポジウムへの参加を呼びかけます。

1. 主催 「広がれボランティアの輪」連絡会議
共催：社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会
3. 日時 2018年6月6日（水）15時30分～18時00分
4. 会場 千代田区立高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ「ひだまりホール」
東京都千代田区九段南1-6-10 最寄駅 東京メトロ・都営地下鉄九段下駅徒歩5分
5. 対象 ボランティア・市民活動推進機関・団体関係者、活動実践者（ボランティア・NPOスタッフ等）、企業の社会貢献担当者、その他活動に関心のある方等
5. 定員 180名
6. 参加費 当日、資料代として500円をいただきます。
※本連絡会議の構成団体は参加費無料です。
7. 申込み 5月24日（木）までに、別紙「参加申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにて下記事務局までお申し込みください。なお、お申込み後、事務局よりお送りする資料・ご案内はありません。

＜お問い合わせ先＞「広がれボランティアの輪」連絡会議 事務局〔担当：岸本、千葉〕
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター内
TEL：03-3581-4656 / Fax：03-3581-7858 / E-mail：info@hirogare.jp

ボランティア・市民活動シンポジウム 2018 プログラム

～ボランティア活動を文化として根づかせ 持続可能な社会を実現するために～

15時30分 開会

◆開会あいさつ 上野谷 加代子さん（「広がれボランティアの輪」連絡会議会長）

◆基調説明：「ボランティア活動を文化として根づかせるための4つの視点」

藤田満幸 さん（おもちゃの図書館全国連絡会 事務局長）

「広がれボランティアの輪」連絡会議が提言する4つの視点（①草の根とボランティアリズム、②ひらく＝エンパワメント・主体性、③拠点＝居場所、④つなぐ＝コーディネート・中間支援機能）について説明。

◆実践報告：「4つの視点からボランティア活動と推進の実践を学ぶ」

①「草の根とボランティアリズム」

高沢千明さん（長野県／ボランティアグループ山楽会）

元銀行員メンバーから始めた山登りサークル。現在は、障害児・者、子どもから大人まで参加する自然ふれあい活動を実施。

②「ひらく＝エンパワメント・主体性」

西川 正 さん（埼玉県／特定非営利活動法人ハンズオン埼玉 常務理事）

父親世代の地域活動参加を活発にし、地域住民の交流を図るため、「おとうさんのヤキイモタイム」活動を通じた地域人材の交流の場づくり。

③「拠点＝居場所」

安武邦治 さん（滋賀県／社会福祉法人 GLOW（グロー） 法人本部 人事課 課長）

長浜市の養護老人ホームを拠点に、地域住民の交流の場を提供、またこども食堂の実施、認知症高齢者や引きこもりの若者を対象としたプログラムにより社会参加を支援。

④「つなぐ＝コーディネート」

梅澤 稔さん（東京都／社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 地域協働課）

千代田区の地域性から、ちよだボランティアセンターで進められる、企業や勤労者、学生の活動を推進するため進められるさまざまな「つなぐ」くふう、そして考え方を紹介。

【コメンテーター】 山崎美貴子さん（「広がれボランティアの輪」連絡会議 顧問）

【コーディネーター】 原田 正樹 さん（「広がれボランティアの輪」連絡会議 副会長）

◆ディスカッション ～提言との関連性から、実践報告を紐解く～

◆全体総括 ～提言に込めた思いと実践報告から、ボランティア活動を読み解く～

上野谷加代子 さん（「広がれボランティアの輪」連絡会議 会長）

◆閉会あいさつ

上野谷加代子 さん（「広がれボランティアの輪」連絡会議 会長）

18時 終了

「広がれボランティアの輪」連絡会議

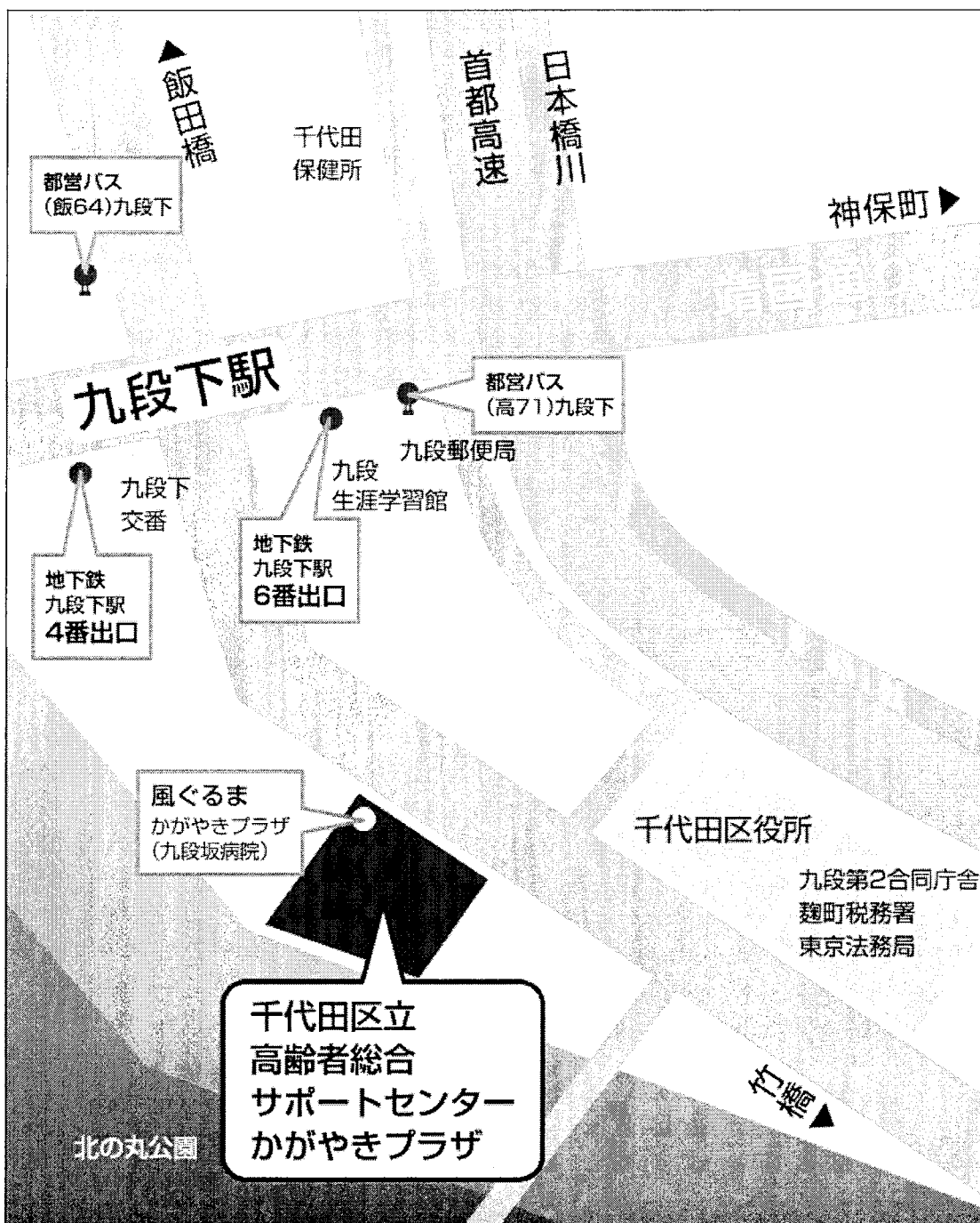
「広がれボランティアの輪」連絡会議は、ボランティア・市民活動への参加促進や、活動の環境整備・質の向上等を図ることを目的として、幅広い関係組織（54 団体）が結集した緩やかな全国連絡組織です。ボランティア・市民活動に関する提言活動や、関係者による懇親会・シンポジウムの開催、全国的な広報・啓発活動等を行っています。

詳細は、ホームページ(<http://www.hirogare.net/>)をご参照ください。

シンポジウム会場 千代田区立高齢者総合サポートセンター かがやきプラザ

東京都千代田区九段南 1-6-10

(東京メトロ東西線／半蔵門線／都営地下鉄新宿線 九段下駅徒歩5分)





FAX 03-3581-7858

ボランティア・市民活動シンポジウム 2018 事務局行

ボランティア・市民活動シンポジウム 2018 参加申込書

日時：2018年6月6日（水）15時30分～18時

会場：千代田区立高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ

氏名		都道府県名	
所属団体名			
電話番号		ファクス番号	
メールアドレス	今後、本連絡会議から催事等のご案内をメールでお送りしてもよろしいですか <input type="checkbox"/> 送ってほしい <input type="checkbox"/> 送らないでほしい (<input type="checkbox"/> いずれかにチェック)		
備考欄	ご参加にあたり、主催者側で事前に準備が必要な事項がありましたら(車椅子利用等)必要とされる内容を記述してください。なお、必ずしも全てのご要望にはお応えできない場合がありますことを予めご了承ください。		

<お申込み先> 「広がれボランティアの輪」連絡会議 事務局
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
(社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター内)
TEL：03-3581-4656/FAX：03-3581-7858/E-mail：info@hirogare.jp

- * 氏名、都道府県名、所属団体名を掲載した参加者名簿を作成し、参加者に配布いたします。
- * その他の個人情報につきましては、本シンポジウムの運営及び記載した内容のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第35回）開催
～新制度における経過措置の項目が提示される…………… 1
- ◆ 2018（平成30）年度 教育・保育施設長専門講座
ぜひご受講ください！…………… 4

◆子ども・子育て会議（第35回）開催 ～新制度における経過措置の項目が提示される

平成30年5月28日、子ども・子育て会議（第35回）が開催されました。

子ども・子育て支援法の附則第2条第4項では、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされています。

検討すべき事項として、次が示されました。

【子ども・子育て会議（第35回）資料3-1 6ページから抜粋】

- (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
 - ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
 - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
 - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
 - ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
 - イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1) 及び (2) を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

その中で「(1) ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」については、次の10点が示されました。

◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例（法律の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

幼稚園の教諭の普通免許状を有する者または保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭または講師となることができる（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 附則第 5 条第 1 項）。

幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭または講師となることができる（同法 附則第 5 条第 2 項）。

旧免許状所持者であって、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、その後に免許管理者による確認を受けていなくても、教育職員となることができる。

◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例（法律の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和し、3 年かつ 4,320 時間の保育士としての勤務経験と、大学等における単位の修得 8 単位で、普通免許状（二種／一種）を取得することができる。また、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する。

平成 28 年度から 29 年度には、保育士資格、幼稚園教諭のどちらか一方のみ保有している人数は増えている。

◎みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

みなし幼保連携型認定こども園の職員配置は、改正前の基準「幼稚園部分：短時間利用児」3～5 歳児は 35：1 とすることができる。

◎幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または、准看護師を、1 人に限って保育士とみなすことができる。

◎新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

新制度移行後も、市町村が定める利用者負担額よりも低い金額を徴収することができる（一定の要件あり）。

◎みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

新制度施行前の幼保連携型認定こども園は、2つの施設・2つの認可であり、施設長が2名いたが、新制度移行後は、単一の施設・1つの認可となり、施設長は1人となるため、経過措置として施設長1人分を給付（現に施設長である者が退職等した時点まで）。

- 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置
- 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置
- 小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格）
- 小規模保育事業C型に係る経過措置（定員上限）
（政省令等の改正が必要）

また、「(1) イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目」は、平成28年、平成29年に地方からの提案のあった項目であり、保育標準時間と保育短時間の統合や、認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直しなどがあります。詳細は、資料をご参照ください。

「(2) ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項」は次の項目が示されています。

【子ども・子育て会議（第35回）資料3-1から抜粋】

2 (2) ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

量の拡充・質の向上	○0.3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。（経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定））
処遇改善	○<略>2019年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））
幼児教育の無償化	○幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については保育の必要性及び公平性の観点から本年夏までに結論を出すこととされている。（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））

本会議には、全保協から佐藤秀樹副会長が出席し、法・政省令等で定められている5年間の経過措置について、引き続き経過措置を延長していただきたいこと、公定価格に関する施設の実態調査については現場の実態をきちんと踏まえていただくこと等について意見表明を行いました。

資料の抜粋を添付いたしますのでご参照ください。資料の全文は内閣府ホームページに後日掲載されますが、それまでの間は全保協ホームページの会員コーナー「全保協ニュースNo.6」のページをご覧ください。

◆2018（平成30）年度 教育・保育施設長専門講座 ぜひご受講ください！

本ニュースNo.18-04 で既報の「教育・保育施設長専門講座」のご案内につきまして、プログラム（3）「保育事業の戦略」（平成30年7月18日～20日開催）の受講者を引き続き募集しております。

「教育・保育施設長専門講座」のプログラム（1）～（3）をご受講されますと、「保育活動専門員」の認定に必要な1,000ポイントを獲得することができます。保育活動専門員は、本会が認定する民間の認定制度です。

今年度、3つのプログラムのご受講が難しい方も、ご受講初年度を含め3年度以内に、すべてのプログラム（順不同）でのご受講により修了できますので、計画的にご受講いただけます。

各プログラムの日程・会場等は以下のとおりです。お申込みにあたっては、全国保育協議会ホームページ（研修会・大会等案内のページ）に掲載の受講案内をご参照ください。ご受講をお待ちしております。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

《講座の概要》

テーマ	日 程	会 場	受講料	
			会 員	会員でない方
プログラム(1) 保育の将来ビジョン	平成30年9月2日(日) ～3日(月)	新横浜プリンスホテル (横浜市)	30,000円	35,000円
プログラム(2) 新たな保育サービスの開発	平成31年1月29日(火) ～31日(木)	新横浜国際ホテル (横浜市)	35,000円	40,000円
プログラム(3) 保育事業の戦略	平成30年7月18日(水) ～20日(金)	東京ベイ幕張ホール (千葉市)	35,000円	40,000円

子ども・子育て会議（第35回）

平成30年5月28日（月）14:00～16:00

於：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の施行状況及び今後の課題について
 - (2) その他
3. 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿 |
| 資料2 | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要 |
| 資料3-1 | 子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について |
| 資料3-2 | 子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について
(参考資料) |
| 資料4 | 公定価格について |
| 資料5 | 企業主導型保育事業について |
| 資料6-1 | 「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び
事故防止対策について |
| 資料6-2 | 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年
次報告 中間報告 |
| 参考資料1 | 子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正 |
| 参考資料2 | 委員提出資料 |

**子ども・子育て支援法の一部を
改正する法律等の概要**

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

概要

1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。
- ※ 平成30年度の拠出金率は、0.29%。（政令で規定）

2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充ててることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。
- ※ 平成30年度は、保育の運営費（0歳～2歳児相当分）のうち、5.75%を事業主拠出金をもって充ててる。（政令で規定）

3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。
- ※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

施行期日

平成30年4月1日

待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

「待機児童対策協議会」

【主な役割（例）】

- 都道府県単位での保育の受け皿確保
 - ・ 市区町村の整備計画の精査
 - ・ 企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
 - ・ 多様な主体の参入促進
- 保育所等の広域利用の推進
 - ・ 市区町村間の利用調整
 - ・ 広域利用のための協定の締結支援
- 保育人材の確保・資質の向上
 - ・ 必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化
- 監査指導の効率化
 - ・ 都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整
- その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年3月29日参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更に当たっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 2 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 3 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査に当たっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 4 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、利用者への情報提供等が可能となるよう配慮すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる一兆円超のうち、消費税財源以外から確保する〇・三兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。
- 6 喫緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。

子ども・子育て支援新制度施行後の動き と見直しの検討について

平成30年5月28日

- 1 新制度施行後の主な動き
- 2 5年後見直しに係る検討について
 - (1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
 - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
 - (2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

1 新制度施行後の主な動き

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
○子ども・子育て支援法 ○基本指針	○市町村計画※1・都道府県計画※2スタート【14】（～H31年度）	○改正子ども・子育て支援法施行【17】（仕事・子育て両立支援事業の創設等） ○改正基本指針※3施行【19】（仕事・子育て両立支援事業の創設等）		○改正子ども・子育て支援法施行【20】（事業主拠出金の率の上限引き上げ等） ○改正基本指針施行【23】（子育て安心プラン等を踏まえた改正）	○市町村計画・都道府県計画（第2期）スタート（H32年度～）
	子ども・子育て支援新制度施行				
○量の拡充・質の向上	○消費税率10%引き上げ時に実施することとしていた0.7兆円メニューは全て実施【25】		○消費税以外の財源により実施する0.3兆円超メニューの、保育人材の処遇改善や放課後児童クラブと社会的養護の職員の処遇改善を実施【26】		
	○待機児童加速化プランの実施（H25年度～H29年度）【27】			○子育て安心プランの実施（H30年度～H32年度）【31】 ※H29年度から前倒し実施	
○利用者負担の軽減	○市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料引き下げ【35】	○年収360万円未満相当世帯の負担軽減【35】（多子軽減に係る兄弟の年齢要件の撤廃、ひとり親世帯の第1子半額、第2子以降無償）	○市町村民税非課税世帯の第2子の保育料完全無償化【35】 ○年収360万円未満相当世帯の軽減拡充【35】	○1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減【36】	

※1 市町村子ども・子育て支援事業計画

※2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

※3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
<p>子ども・子育て支援新制度施行</p> <p>○公定価格</p> <p>○認定こども園</p>		<p>○私立幼稚園の認定こども園等への円滑な移行のための準備支援【53】 (事務経費の補助)</p>	<p>○経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰの改善【38】 (+3%→+5%へ)</p> <p>○技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等加算Ⅱの創設【40】</p> <p>○幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の結果等を踏まえて「公定価格」に関する議論の整理」をとりまとめ【44】</p>	<p>○改正認定こども園法^{※1}施行【55】 (認定こども園(幼保連携型以外)の認定等の指定制度への権限移譲)</p> <p>○新たな幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行【56】 (併せて幼稚園教育要領、保育所保育指針施行)</p>	<p>○平成25年度から29年度末までの5年間で合計約11%の改善を実現【47】</p>

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
<p>○地域子ども子育て支援事業等</p>	<p>子ども、子育て支援新制度施行</p>	<p>○幼稚園における待機児童の受入れ促進【60】(一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算の充実(※一部自治体)及び職員要件の柔軟化)</p>	<p>○幼稚園における待機児童の受入れ促進【60】(一時預かり事業(幼稚園型)における長時間加算の充実の全国適用及び長期休業中の単価の充実)</p> <p>○「放課後子ども総合プラン」を「新しい経済政策パッケージ」に基づき前倒しし、平成30年度末までに30万人分の受け皿整備【63】</p>	<p>○幼稚園における2歳児等の受入れ促進【61】(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)の創設等)</p>	
<p>○その他</p>	<p>○放課後子ども総合プランの実施(H27年度～H32年度)【62】</p>	<p>○仕事・子育て両立支援事業の創設【67】(企業主導型保育事業等)</p> <p>○重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知【69】</p> <p>○地方自治体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等を推進【70】(幼児教育の推進体制構築事業の開始)</p>		<p>○従来の「認可移行運営支援事業」・「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」を「保育充実事業」として位置づけ、実施【71】</p>	

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
○関連閣議決定	子ども・子育て支援新制度施行	<p>○ニッポン一億総活躍プラン【73】 (希望出生率1.8に向け保育士の処遇改善、多様な人材の確保)</p> <p>○骨太の方針2016※1【78】 (待機児童の解消等の保育の受け皿等の確保、保育士の処遇改善の実施)</p>	<p>○骨太の方針2017※2【80】 (企業主導型保育事業の活用と多様な保育の受け皿の拡充)</p> <p>○新しい経済政策パッケージ【82】 (幼児教育の無償化、子育て安心プランに基づき保育の受け皿整備の前倒し実施等)</p>		

※1 経済財政運営と改革の基本方針2016

※2 経済財政運営と改革の基本方針2017

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

※ 制度の施行状況を勘案し、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画作成に向けて、基本指針の見直しについて検討が必要

2 5年後見直しに係る検討について

子ども・子育て支援法附則の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 6

2(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
◎ 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【87】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
◎ 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【88】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育職員免許法附則第19項 ・ 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
○ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【91】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
○ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【92】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
○ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【93】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	根拠法令等
○みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置【94】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)
○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置【95】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条
○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置【95】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条
○小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)【95】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条
○小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)【95】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条

◎は法律の改正が必要な項目 ○は政省令等の改正が必要な項目

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（抄）

（職員）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19（略）

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

2～6（略）

附 則（平成24年法律第66号）

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けて、同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

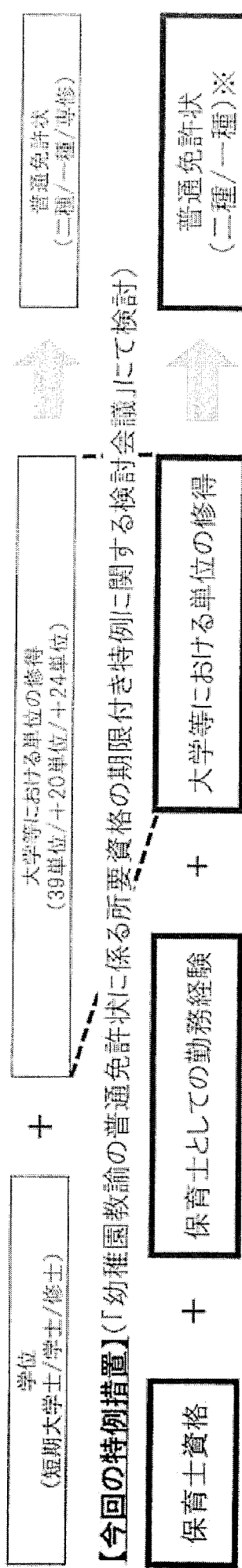
幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)

※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

(メルクマール)

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
- ・教育課程の意義及び編成の方法
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術
- ・幼児理解の理論及び方法

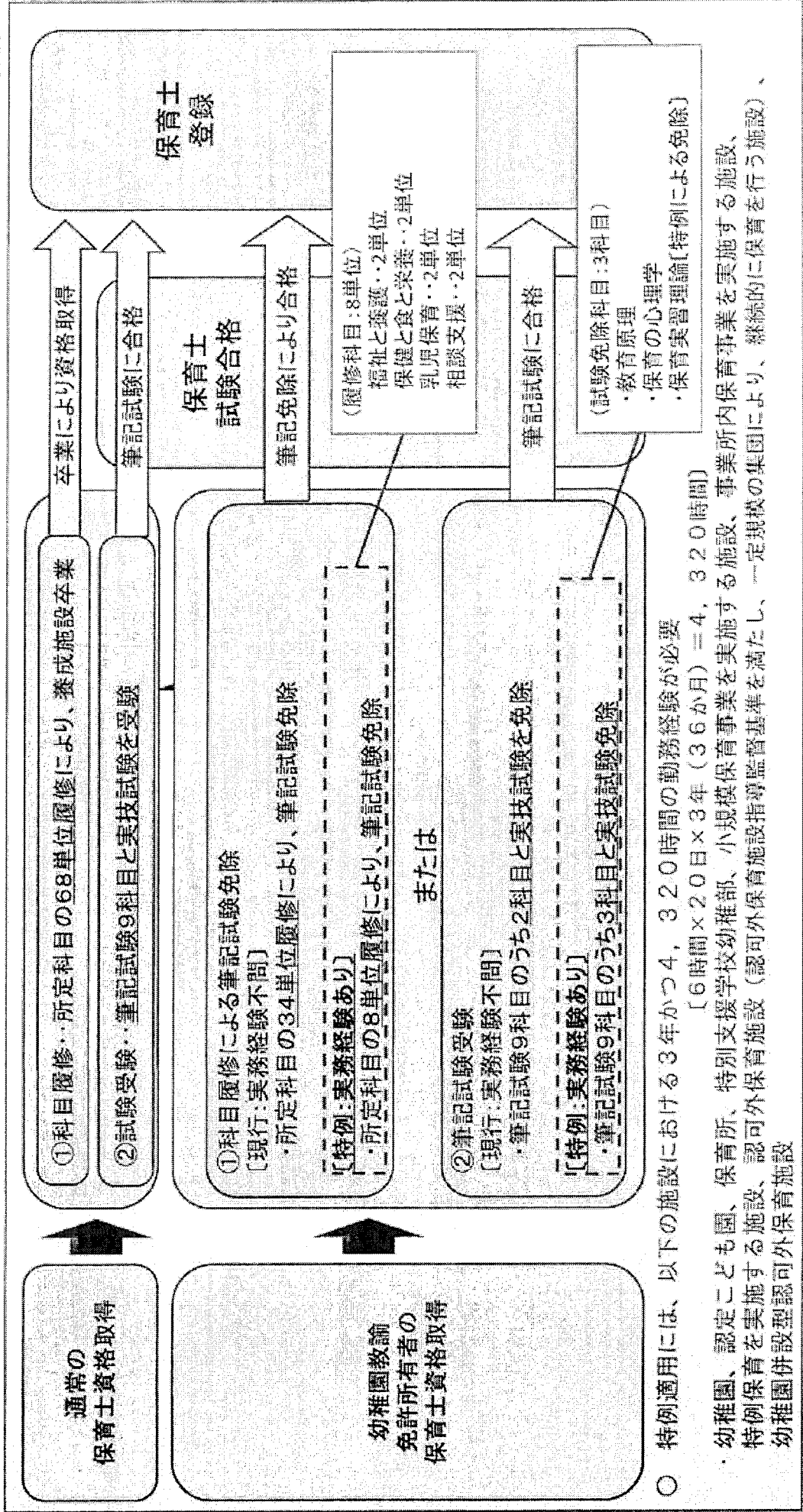
2単位
2単位
1単位
2単位
1単位

保育士資格の取得の特例の概要

○ 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有

※新たな認定ことも園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許及び保育士資格の保有割合

※各年度4月1日現在

保有資格\年度	人数		割合	
	H29年度	H28年度	H29年度	H28年度
両方保有	73,126	54,088	89.2%	87.8%
どちらか一方のみ保有	8,876	7,538	10.8%	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,272	2,104	2.8%	3.4%
保育士のみ	6,604	5,434	8.1%	8.8%
総数	82,002	61,626	100.0%	100.0%

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3,618	2,785

2(1)イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

提 案 事 項	
H28※1	①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲【100】
H28	②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和【101】
H28	③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化【102】
H28	④保育標準時間と保育短時間の統合【105】
H28	⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について【106】
H29※2	⑥認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化【107】
H29	⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し【108】
H29	⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化【110】

※1 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

※2 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

※ いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目的として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

2(2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

<p>量の拡充・質の向上</p>	<p>○0. 3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。 (経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定))</p>
<p>処遇改善</p>	<p>○保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、2017年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p>
<p>幼児教育の無償化</p>	<p>○幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については保育の必要性及び公平性の観点から本年夏までに結論を出すこととされている。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p>
<p>その他</p>	<p>○「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに前倒しすることとし、引き続き放課後児童クラブの受け皿の整備を図る。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p>

公定価格について

平成30年5月28日

平成31年度以降の公定価格の課題及び対応

- **新しい経済政策パッケージについて** (平成29年12月8日閣議決定) **参考1**
さらなる賃金引上げ (+1%、月3000円相当)
- **公定価格に関する議論の整理** (平成30年1月17日子ども・子育て会議取りまとめ) **参考2**
 - 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化
⇒ 「公定価格の設定・経営実態の把握のあり方に関する調査研究」 (内閣府)、「保育所の運営実態等に関する調査研究」 (厚生労働省) 等で検討
 - 教育・保育の質の向上
⇒ 処遇改善等加算の活用状況や給与水準などに関する実態を把握 (内閣府)
※ 「29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定」については、平成29年度補正予算及び平成30年度予算に反映済み (+1.1%)
⇒ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」 (厚生労働省)、「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」 (文部科学省) 等において検討 **参考3**
 - 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題
⇒ 「公定価格の設定・経営実態の把握のあり方に関する調査研究」 (内閣府 (再掲)) で検討
- その他の関連動向として、予算執行調査 (財務省) の今年度の調査対象事案に「子どものための教育・保育給付」が選定 **参考4**

新しい経済政策パッケージについて（抜粋）

参考1

平成29年12月8日
閣議決定

2. 待機児童の解消

（待機児童の解消）

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。

2018年度から2022年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる増収にあわせ2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度（来年度）から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げを行う。

公定価格に関する議論の整理（抜粋）

平成30年1月17日子ども・子育て会議

○運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（今後の方向性）

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

○教育・保育の質の向上

（今後の方向性）

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

○経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

（今後の方向性）

- 調査の設計・方法等に関する検討
 - ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
 - ・ 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
 - ・ 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会開催要綱

1. 目的

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの健やかな育ちを支え、質の高い保育の機会を保障するためには、保育の受け皿整備を進めるとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。

こうした中、保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点が考えられるところ、2018(平成30)年4月から改定保育所保育指針(以下「改定指針」という。)が適用されたことなどを踏まえ、改定指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の確保・向上を図ることが必要である。このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、保育の質を求め、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討することとする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 保育所等における保育の「内容」面に係る質の確保・向上に関すること
(改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し等)
- (2) その他、保育所等における保育の質の確保・向上に関すること

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の職務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

(別紙) 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会構成員名簿

座長代理	大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
座長	古賀 松香	京都教育大学教育学部准教授
	汐見 稔幸	東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
	野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター准教授
	普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
	松井 剛太	香川大学教育学部准教授

(オブザーバー)
五十音順、敬称略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼児教育の実践の質向上に関する検討会実施要項

1 趣旨

幼児教育は、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育の機会が保障されることが求められている。

こうした中で、子供の育ちをめぐる環境の変化等も踏まえながら、幼稚園教育要領等が改訂されており、平成30年4月から実施されている。今後は、この新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上が必要であるため、その方策等について外部の有識者等の協力を得て検討を行う。

2 主な検討事項

(1) 幼児教育の実践の質向上に関すること

(2) その他

3 実施方法

(1) 別紙の委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。

(2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めることができる。

4 実施期間

検討会は、2. の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5 その他

(1) 検討会にかかる庶務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課において処理する。

(2) この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が初等中等教育局長と協議の上、定める。

(別紙) 幼児教育の実践の質向上に関する検討会委員名簿

東 重 満 学校法人東学園美晴幼稚園長

新山 裕之 東京都港区立青南幼稚園長

遠藤 利彦 東京大学大学院教育学研究科 教授

神長 美津子 國學院大学人間開発学部 教授

古賀 松香 京都教育大学教育学部 准教授

佐々木 晃 鳴門教育大学附属幼稚園長

中山 美香 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員

無藤 隆 白梅学園大学大学院 特任教授

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当

厚生労働省子ども家庭局保育課

(五十音順、敬称略)

参考4

(財務省発表資料)

平成30年度予算執行調査対象事業一覧

№	省庁名	調査事業名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 府審局	特別会計 (注3)
1	内閣府	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金		共同	九 国	※1
2	内閣府	実用準天測器システムの開発・整備・運用		本省	—	
3	内閣府	地域少子化対策強化事業		共同	東 国	
4	内閣府	子どものための教育・保育給付		共同	四 国	※2
5	総務省	ローカル10,000プロジェクト		共同	東 国	
6	総務省	W1サービス創出支援事業		本省	—	
7	法務省	更生保護奨励費		本省	—	
8	法務省	人権啓発活動等委託費	第 1 期	本省	—	
9	外務省	日本人学生のインターシップ支援・日本人研究者育成支援事業		本省	—	
10	外務省	独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント委託等		本省	—	
11	外務省	外務省海外旅行費(たびしんじ)	28年度	本省	—	
12	防衛省	防衛省防衛研究所防衛研究費		本省	—	
13	防衛省	防衛省防衛研究所防衛研究費(防衛研究費)		本省	—	
14	文部科学省	独立行政法人国際協力機構が所管する海外研修費	26年度	共同	東 国	
15	文部科学省	独立行政法人国際協力機構が所管する海外研修費		本省	—	
16	文部科学省	研究費の整備・利用に関する調査		本省	—	
17	文部科学省	独立行政法人国際協力機構が所管する海外研修費		本省	—	
18	文部科学省	日本成育能力強化推進事業		共同	東 国	
19	厚生労働省	高齢者福祉の促進等		共同	東 国	
20	厚生労働省	国立高度専門技術研究センターが所管するハイパーバンク推進事業	24年度	本省	—	
21	厚生労働省	高齢者福祉の促進等		本省	—	
22	厚生労働省	介護福祉等に対する経済支援		共同	東 国	※3
23	厚生労働省	障害者福祉サービス等(加齢改善)		本省	—	
24	厚生労働省	法人型・法人型探査・事業探査の介護サービス等の推進等		共同	東 国	
25	農林水産省	水田農業に対する支援の在り方		共同	東 国	

26	農林水産省	農地利用促進に資する及び農業委員会受託金							
27	農林水産省 国土交通省	漁業事業(大規模漁業が創設される地域における漁業経営を基盤とする新規付加)							
28	農林水産省	漁業人材育成総合支援事業(国・都府県漁業就業者総合支援事業)							
29	農林水産省	漁業取締りに従事する船舶の用品交付	24年度						
30	経済産業省	地域中核企業・中小企業等連携支援事業(地域中核企業創出・支援事業)							
31	経済産業省	産業観光イノベーション・センター推進事業							
32	経済産業省	石油備蓄事業増強給付							※1
33	国土交通省	社会資本総合整備事業費(道路事業等)							
34	国土交通省	コンバクト・ブラス・ホットワークの取組							
35	国土交通省	河川防犯設備事業等における治水等の処理に係る経費							
36	国土交通省	直轄河川の堤防整備に係る経費	20年度						
37	国土交通省	社会福祉の発展に対応した住居供給政策							
38	国土交通省	港湾整備事業(船舶・船舶等の整備におけるコスト削減)							
39	国土交通省	防日プロモーション地方連携事業							
40	防衛省	予備自衛官制度の運用	24年度						
41	防衛省	装備品の調達手引き							
42	防衛省	装備品のプロジェクト管理							
43	各府県	自衛隊における大規模災害の活用支援							
44	各府県	多量発生災害に係る郵送料	27年度						
45	各府県	情報システムにおけるヘルプデスク等経費	27年度						

(注1)防衛省は前年度末の防衛費の増減率を算出する。前年度末年度末年度末を比較。
(注2)国土交通省は国土交通省の予算計画上の予算削減が実施される年度。
(注3)防衛省は防衛省の予算計画上の予算削減が実施される年度。
(注4)国土交通省は国土交通省の予算計画上の予算削減が実施される年度。
(注5)国土交通省は国土交通省の予算計画上の予算削減が実施される年度。

企業主導型保育事業について

内閣府子ども・子育て本部

企業主導型保育事業の実施状況及び中小支援策について

平成30年度予算 1,697億円(平成29年度予算 1,309億円)

平成29年度助成決定 (注) 2,597施設 59,703人 (定員)

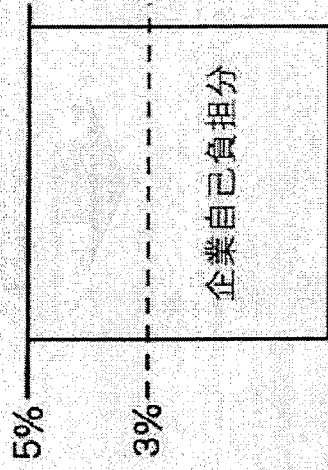
(注) 平成30年3月31日現在 平成28年度からの継続分含む

(参考)平成28年度助成決定 871施設 20,284人分 (定員)

中小企業向けの支援策について

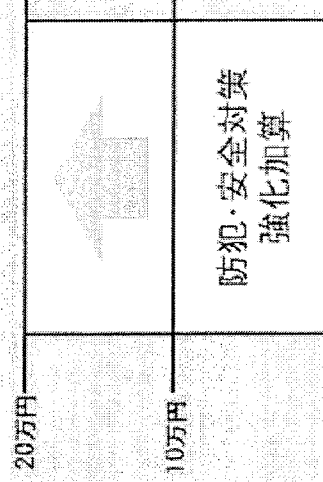
中小企業の活用促進のため、平成30年度において、以下の支援策を実施。

(1) 企業自己負担分(年間運営費に対する割合)を軽減する。
5% ⇒ 3%

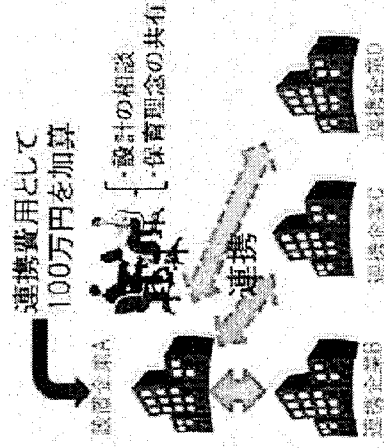


(例)年間運営費4,000万円の施設の場合、年間約200万円→約120万円に軽減

(2) 防犯・安全設備に係る投資促進を図るため、防犯・安全対策強化加算の単価を増額する。
10万円/年 ⇒ 20万円/年



(3) 共同利用・共同設置の際の連携費用として整備費に100万円を加算する。



(4) その他、普及促進の強化を図る。
・ 説明会等の実施
・ 好事例集の作成

企業主導型保育事業における指導・監査の状況について

目的

- 企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な指導監査を行い、もって利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況（上半期分）

- 指導・監査の対象施設

平成29年度中に運営している施設は原則として、立入調査の対象（開所後間もない施設は除く）。

助成年度	助成決定施設数 (平成29年2月28日現在)	平成29年度の 指導・監査対象施設	上半期の実施件数 (平成29年4月～9月)
合計	2,365施設	801施設	432施設

※うち、303施設において指摘事項有。（全ての施設において改善報告書提出済）

※上半期の実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表。

平成30年度 企業主導型保育事業の募集について

募集期間

6月15日（金）～7月31日（火） 17：30まで（期限厳守）

募集枠

2万人分程度（※）

※引き続き企業等の関心が高いことから、応募状況や子育て安心プランの進捗状況を踏まえ、助成決定を行う。

今年度募集の基本的な方針

1. 助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化

○ 従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。

2. 募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定

○ 児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

基本的な方針の具体的内容①

基本的な方針

1. 助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化

- 従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。

以下の事項について、事前確認が出来る申請のみ受付

基本的な方針

- 地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合していること。
- 保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらないこと。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められていること。
- 保育施設の用途変更の必要性を確認していること。用途変更が必要な場合（床面積が100㎡超の場合など）には、用途変更が可能であること
- 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしていること。
- 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしていること。
- 地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っていること。
- 社会保険料（子ども・子育て拠出金等）及び税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を滞納していないこと。

※別途、地方公共団体に協力依頼通知を发出

基本的な方針

2. 募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定

- 児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

具体的な内容

● 審査方法

審査は、今後、児童育成協会内に設置する予定である審査会で実施。

審査会は、個別の申請について、申請された事業の内容等により以下の要領で審査を行った上で、募集枠を踏まえ、選考を実施。

○ 事業内容等審査

共同利用の見込み、事業に要する費用、事業の持続可能性、保育の質の確保など事業計画の妥当性、また、保育事業者設置型にあっては保育事業の実績など、総合的に事業内容等を審査。

なお、審査に当たっては以下の項目を優先的に考慮する項目とする。

○ 優先的に考慮する項目

優先的に考慮する項目	備考
① 多様な働き方に応じた保育の提供	早朝開所（7時以前開所）を実施する。 夜間開所（22時以降開所）を実施する。 休日開所を実施する。
② 待機児童対策への貢献	施設設置予定の市区町村における、認可保育所等への入所申込みを行ったが、入所できなかった人の数の多寡。
③ その他	中小企業による設置（※）（共同利用の相手先が確保されている場合には更に評価） ※中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして協会が定めるものをいう。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告
中間報告が公表される（内閣府）…………… 1
- ◆ 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の準備につ
いて、事務連絡が発出される（内閣府）…………… 2

◆教育・保育施設等における重大事故防止策を考える 有識者会議年次報告 中間報告が公表される（内閣府）

平成30年5月28日、内閣府は、標記中間報告をホームページに公表しました。同日開催の子ども・子育て会議（第35回）においても、資料が提示されています。

標記会議において、教育・保育施設等における死亡事故等について、地方自治体の検証報告をヒアリングしています。そのヒアリングをふまえ、事故の傾向分析、再発防止策等を検討しています。

この中間報告では、死亡事故の詳細として、施設別、年齢別、発生時状況別、入園から日数別、発生時間帯別、死因別の情報をまとめ、0～1歳児の睡眠中、預け始めの時期（入園から30日以内）の事故が多いとしています。負傷等の詳細として、「骨折」が最も多く、発生時の状況は「屋外活動中」が5割以上、事故の誘因は「自らの転倒・衝突によるもの」が4割、「遊具からの転落・落下」が3割を占めています。

最終報告に向けては、「発生時の体制別」「事故防止マニュアルの有無」「職員配置」「施設の安全点検」「対象児の動き」「担当職員の動き」等についても分析を行い、死亡事故等について、事業者・地方自治体・国のそれぞれに向けた注意喚起・提言がとりまとめられる予定です。

また、あわせて平成29年1月1日から12月31日にあった事故についてとりまとめ、『平成29年教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について』を公表しました。

報告件数は1,242件であり、負傷等は1,234件（うち1,030件〔83%〕が骨折）、死亡8件。事故発生場所は、施設内が1,092件で、そのうち592件（54%）は施設内の室外で発生しています。

詳細は、別添資料1・2をご参照ください。

※内閣府ホームページ

内閣府>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

◆市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の準備について、事務連絡が発出される（内閣府）

平成30年5月24日、内閣府は「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」（事務連絡）を発出しました。

平成32年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期支援事業計画）の作成に向けて、利用希望把握調査等を実施することが必要であり、その準備を進めるよう示されています。調査等についての作業の手引きは、7月中を目途に送付される予定とされており、各都道府県から管内市町村に遺漏なく周知するよう求めています。

詳細は、別添資料3をご参照ください。

※内閣府ホームページ

内閣府>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報
>事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/>

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告 中間報告

はじめに

当会議では、教育・保育施設等における死亡事故等についての地方自治体による検証報告を平成 29 年 5 月から平成 30 年 2 月までに 6 件のヒアリングを行ったところである。

この検証報告のヒアリングを踏まえて、事故の傾向分析の他、ガイドラインの改善などの再発防止策について検討している。

I 目的等

1. 目的

この報告書は、全国の施設・事業者、地方自治体及び国における重大事故、特に死亡事故の防止に資するよう注意喚起することを目的として策定している。

2. 事故件数等について

教育・保育施設の死亡事故及び負傷等（治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病）の地方自治体から国への事故報告については、平成 27 年 4 月（子ども・子育て支援法施行）から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の三府省通知により、地方自治体に依頼しているところであり、これにより報告のあった事故件数を毎年集計して公表している。

ここに掲げる死亡事故の件数は、認可保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブは平成 27 年 1 月からのものであり、その他の認定こども園等は平成 27 年 4 月からのものである。

また、死亡以外の負傷等の件数は、分析を行い易くするために報告様式を平成 29 年 4 月から改正しており、それ以降のものである。これらの事故報告の詳細については、「事故情報データベース」として、内閣府のホームページに掲載している。

3. 死亡事故等の検証について

平成 28 年 4 月から、認可権限等に基づき各所管の地方自治体により死亡事故について検証を行うこととしているが、SIDS や死因不明とされた事例も検証をお願いしている。なお、意識不明等で地方自治体が必要と判断された事例についても検証を行うこととされている。

地方自治体による検証報告は、平成 29 年 2 月に初めて国へ提出され、その後平成 30 年 3 月末までに合計 6 件提出されている。当有識者会議においては、これら 6 件

全ての検証報告のヒアリングを平成 29 年 5 月、9 月及び平成 30 年 2 月に実施し、平成 29 年 12 月に速やかに注意喚起すべき事項について、施設・事業者及び行政に対して発信したところである。

II 死亡事故の詳細

死亡件数は、I 2 のとおり、施設類型別によって集計の始期が異なるが、平成 27 年から平成 29 年までの死亡件数は 35 件(平成 27 年 14 件、平成 28 年 13 件、平成 29 年 8 件)であった。

死亡事故で最も多い年齢、発生時状況は、0 歳～1 歳児の睡眠中の場合で、預け始めの時期、具体的には入園から 30 日以内の事故が多かった。

○施設別

平成 27 年から平成 29 年までの死亡件数 35 件について施設別に見ると、その他の認可外保育施設が最も多く 20 件、次いで認可保育所の 9 件、幼保連携型認定こども園は 2 件、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業及び地方単独保育施設が各 1 件であった。

	H27	H28	H29	計	%
幼保連携型認定こども園	1		1	2	5.7%
認可保育所	2	5	2	9	25.7%
小規模保育事業	1			1	2.9%
家庭的保育事業		1		1	2.9%
病児保育事業			1	1	2.9%
地方単独保育施設	1			1	2.9%
その他の認可外保育施設	9	7	4	20	57.1%
計	14	13	8	35	100%

※その他の認可外保育施設は、企業主導型保育施設、地方単独保育施設以外の認可外保育施設。

○年齢別

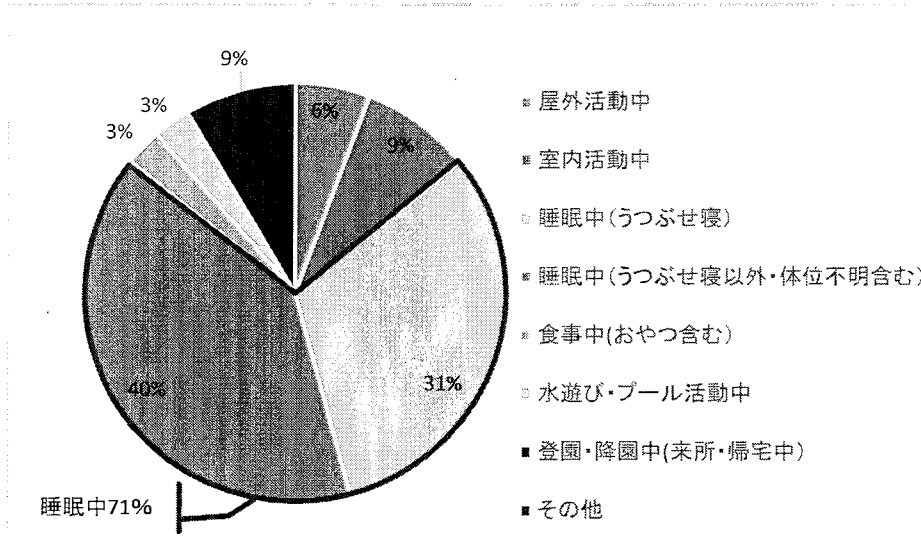
最も多いのが 0 歳児の 16 件、次いで 1 歳児が 11 件、6 歳児が 3 件、2 歳児及び 4 歳児が各 2 件、3 歳児が 1 件となっており、0 歳～1 歳児で 8 割を占める。

		0歳	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
幼保連携型認定こども園	件	0										1					1	2
	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	100%
認可保育所	件	1					1					4		1	1		2	9
	%	11.1%	0%	0%	0%	0%	11.1%	0%	0%	0%	0%	44.4%	0%	11.1%	11.1%	0%	22.2%	100%
小規模保育事業	件	0											1					1
	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100.0%	0%	0%	0%	0%	100%
家庭的保育事業	件	1						1										1
	%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	100%
病児保育事業	件	0													1			1
	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
地方単独保育施設	件	0										1						1
	%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
その他の認可外保育施設	件	14	1	2	2	2	3	2			2	5	1					20
	%	70%	5%	10%	10%	10%	15%	10%	0%	0%	10%	25%	5%	0%	0%	0%	0%	100%
計	件	16	1	2	2	2	4	3	0	0	2	11	2	1	2	0	3	35
	%	45.7%	2.9%	5.7%	5.7%	5.7%	11.4%	8.6%	0%	0%	5.7%	31.4%	5.7%	2.9%	5.7%	0%	8.6%	100%

○発生時状況別

最も多いのが睡眠中※の 25 件、次いで室内活動中が 3 件、屋外活動中が 2 件、食事中及び水遊び・プール活動中が各 1 件、その他が 3 件となっており、睡眠中の死亡事故が全体の 7 割を占めている。また、睡眠中の 25 件のうち、うつぶせ寝の状態だった事例は 11 件であった。

※ 睡眠中は、午睡（お昼寝）及び夜間等の睡眠中も含む。

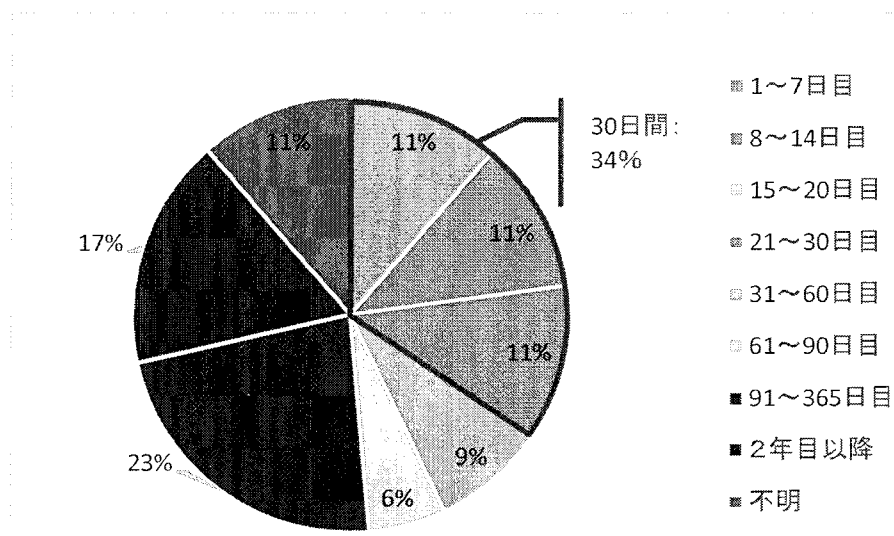


○入園からの日数※別

1～7 日目及び 8～14 日目までが各 4 件、15～20 日目は 0 件、21～30 日目までは 4 件、1～30 日目までの合計は 12 件であった。

また、睡眠中 25 件に関しては、1～7 日目及び 8～14 日目までが各 4 件で、1～14 日目までの合計は 8 件となり、21～30 日目までは 3 件、1～30 日目までの合計は 11 件であった。

※ 入園から事故発生日までの日数には、祝祭日等の登園しない日も含む。



○発生時間帯別

最も多いのが午睡中の19件、次いで夜間・早朝が6件、午後が4件などとなっている。

※ 午睡中はいわゆるお昼寝であり、夜間中の睡眠は含まない。

○死因別

最も多いのが病死の8件、次いで乳幼児突然死症候群（SIDS）が2件、窒息及び溺水が各1件、その他（死因不明等）は23件となっている。

なお、病死8件の内訳は、心筋炎、急性心機能不全、肺炎、敗血症、脳動静脈奇形、心臓病、硬膜下出血、感染症である。その他の内訳は、不明、司法解剖中、SIDSの疑い等である。

Ⅲ 負傷等の詳細

負傷等(治療に要する期間が30日以上)については、詳細な分析を行うため、平成29年4月から報告様式を改正したが、すべての自治体・事業者等に新報告様式が浸透していないことから、平成29年4月報告分から平成30年3月報告分は610件となっている。(※)

平成29年における事故報告集計における負傷等の報告件数1,234件に対し、今回分析したものは一部ではあるが、いずれにおいても、負傷等の種類の中で最も多いケースは「骨折」となっていて、傾向は一致している。負傷部位では「上肢」が最も多く、発生時の状況は「屋外活動中」が5割を占め、事故の誘因としては「自らの転倒・衝突によるもの」が4割、次いで「遊具からの転落・落下」が3割を占めた。

また、事故予防マニュアルの作成・事故予防研修に関しては9割の施設が実施しており、施設の安全点検・遊具の安全点検・玩具の安全点検も9割の施設が実施していた。

(※)新報告様式での報告分のみを分析対象としているため、旧報告様式での報告分も含まれている「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表件数である1,234件とは異なる。

○施設類型別

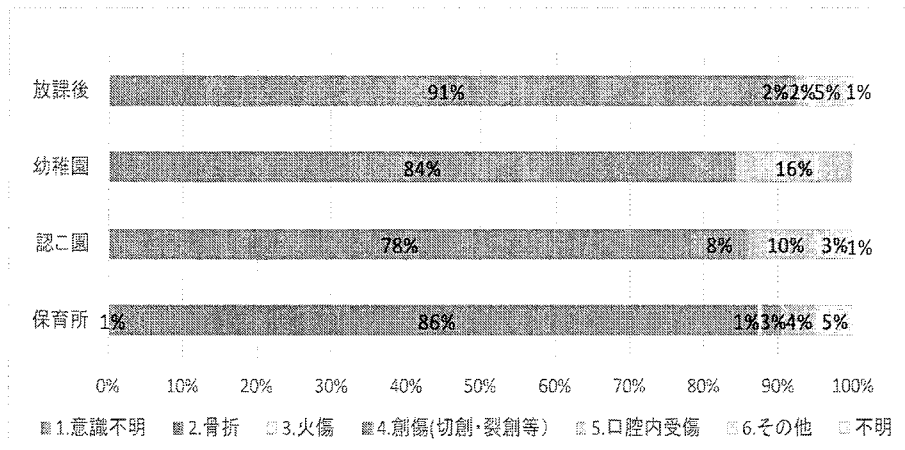
報告が多いのは「認可保育所」、次いで「放課後児童クラブ」、「認定こども園」となっている。

施設・事業所種別	計
認可保育所	316
認定こども園	78
幼稚園	19
放課後児童クラブ	182
地方裁量型認定こども園	1
小規模保育事業	3
事業所内保育事業(認可)	1
一時預かり事業	1
ファミリーサポートセンター	4
企業主導型保育事業	2
その他の認可外保育施設	3
総計	610

※ 認定こども園の類型のうち、幼保連携型は認定こども園として、幼稚園型は幼稚園として、保育所型は保育所として集計。ここに計上されている以外の施設・事業所種別からの報告はない。

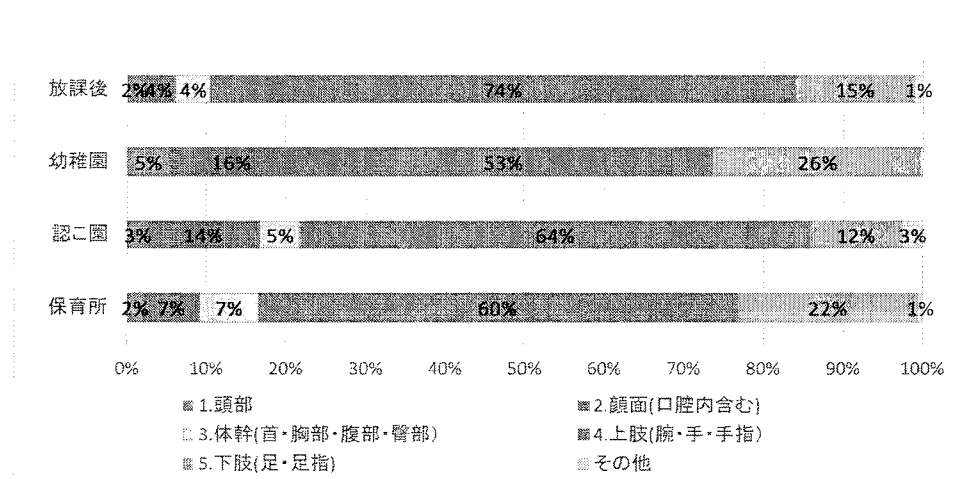
○負傷等の種類別

骨折が最も多く8割以上を占めた。



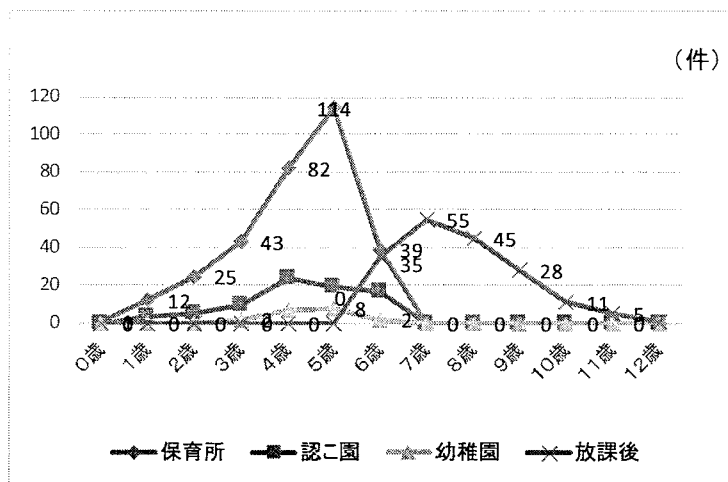
○部位別

上肢が最も多く5割から7割を占め、次いで下肢で2割となっている。



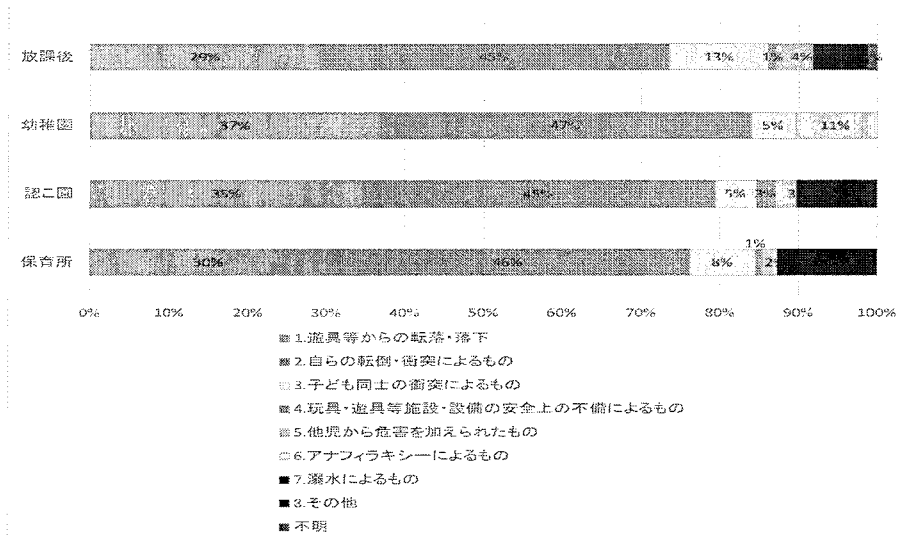
○年齢別

放課後児童クラブにおいては年齢が上がるごとに減少する傾向があり、それ以外の類型では年齢が上がるごとに増加する傾向がある。



○事故誘因別

事故誘因別の事故件数は、「自らの転倒・衝突によるもの」が最も多く、次いで「遊具等からの転落・落下」となっている。



○発生場所別

発生場所別の事故件数は、幼稚園・放課後では施設敷地内（室外）が多く、認定こども園では施設敷地内（室内）が多く、保育所では施設敷地内の室内・室外で同数程度となっている。

○時間別

時間帯別の事故件数は、保育所・認定こども園・幼稚園では午前中が、放課後児童クラブでは夕方が最も多くなっている。

※ ただし、例えば放課後児童クラブでは主な活動時間が午後であるなど、各類型の形態の違いによる影響もあると考えられる。

この他に、

- 発生時の体制別
- 事故予防マニュアルの有無
- 事故予防研修実施状況
- 職員配置
- 施設の安全点検
- 遊具の安全点検
- 玩具の安全点検
- 教育・保育・育成支援の状況
- 対象児の動き
- 担当職員の動き
- 他の職員の動き

などについて分析を行っており、最終報告に向けて調整している。

また、報告の最後には、「IV 注意喚起・提言」として、死亡事故等について、事業者・地方自治体・国のそれぞれに向けた注意喚起・提言をとりまとめることとしている。

具体的には、

- ・事故のリスクが高い場면을把握し、発生予防に取り組むことについて
- ・当園時の子どもの健康状態等の把握について
- ・子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン等の更なる周知徹底について
- ・研修・指導監査等における「子どもの安全」の周知徹底について
- ・保育の質の確保について
- ・検証の意義の周知とサポート体制について
- ・地方自治体が行う検証を実施する場合の留意点の周知徹底について
- ・検証結果の有効活用について

などについて分析している。

また、負傷等における注意喚起・提言について、これまでの有識者会議における再発防止策等として検討した内容をとりまとめることとしている。

(以上)



平成30年5月28日
内閣府子ども・子育て本部

「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

また、教育・保育施設等に係る国、自治体及び事業者についての事故防止対策については、以下のような取組を行っているところです。

1. 事故報告集計について

- 報告件数は1242件あった。
- 負傷等の報告は1234件あり、そのうち1030件(83%)が骨折によるものであった。
- 死亡の報告は8件あった。
- 事故の発生場所は施設内が1092件(88%)であり、そのうち592件(54%)は施設内の室外で起きていた。

2. 事故防止対策について

- 国においては、子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を平成26年9月に開催し、事故の発生やその再発を防止するための措置について検討を行った。
- 平成26年11月の検討会中間取りまとめを受けて、事故報告制度の見直しを行った(新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付け)。

【改正内容】

- ① 報告の対象となる施設・事業の拡大
 - ② 重大事故の範囲の明確化
 - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成27年12月の検討会最終報告を受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故発生時の対応方法等について、各施設・事業者、自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」及び自治体に対して、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を、平成28年3月に自治体宛てに通知した。

- また、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛てに通知し、周知している。あわせて、自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の周知徹底を行っている。
- 平成 29 年 6 月には、プール活動・水遊びが始まるのにあわせ、プール活動等を行う場合の適切な監視・指導体制の確保について、
 - ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントの事前教育を行うこと
 - ・ 保育士等に対して心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること
 - ・ 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくこと
 などの注意喚起を記載した通知を発出し、児童の安全を最優先するという認識を日頃から共有するなど、保育所等における安全への周知徹底を行っている。
 (消費者安全調査委員会より、平成 23 年に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ実態調査結果を踏まえた意見が、平成 30 年 4 月 24 日に出されたところ、「幼稚園等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」(平成 30 年 4 月 27 日付け事務連絡)を内閣府、文部科学省、厚生労働省各担当から発出。)
- 9 月には、一部の自治体において死亡事故等の重大事故の検証が進んでいない状況が見受けられたことから、あらためて検証の実施について周知徹底を行っている。
- これまで、認可外保育施設等については通知により国に報告を求めていたところ、11 月に児童福祉法施行規則を改正し、認可外保育施設のほか、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業について、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。
- 12 月には、有識者会議として事故防止及び検証の実施に当たって速やかに注意喚起すべき事項について取りまとめられている。

3. 国における有識者会議の設置

- 国においては、自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしており、平成 28 年 4 月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策について検討を行っている。
 (詳細は 10 ページを参照。)

※ この他、教育・保育施設等で発生した事故情報について、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、平成 27 年 6 月より、内閣府ホームページで公表をしている。

【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 時末 大揮
 係長 菅 貴博
 TEL : 03-6257 - 1467

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長補佐 小倉 基靖
 係長 稲葉 久美子
 TEL : 03-6734 - 3136

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

室長補佐 齊藤 克也
 係長 滝澤 智史
 TEL : 03-5253 - 1111 (4838)

1. 事故報告概要

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

- * 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認可保育所
 - ・ 小規模保育事業
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 居宅訪問型保育事業
 - ・ 事業所内保育事業（認可）
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
 - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・ 認可外保育施設
 - （企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
負傷等	872	362	1234	99.4%
（うち意識不明）	（9）	（0）	（9）	（負傷等の0.7%）
（うち骨折）	（698）	（332）	（1030）	（負傷等の83.5%）
（うち火傷）	（5）	（0）	（5）	（負傷等の0.4%）
（うちその他）	（160）	（30）	（190）	（負傷等の15.4%）
死亡	8	0	8	0.6%
事故報告件数	880	362	1242	100%

※認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	72	0	54	0	18	1	73	3,618 か所(H29.4.1)
幼稚園型認定こども園	7	0	5	0	2	0	7	807 か所(H29.4.1)
保育所型認定こども園	10	0	9	0	1	0	10	592 か所(H29.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	64 か所(H29.4.1)
幼稚園	24	0	21	0	3	0	24	5,596 か所(H29.4.1)
認可保育所	727	7	587	4	129	2	729	23,410 か所(H29.4.1)
小規模保育事業	6	0	5	1	0	0	6	3,494 か所(H29.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	926 か所(H29.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	12 か所(H29.4.1)
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1	0	1	461 か所(H29.4.1)
一時預かり事業	2	0	0	0	2	0	2	9,494 か所(H28 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	1	1	2,572 か所(H28 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	5	0	5	0	0	0	5	833 か所(市区町村) (H28 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 764 か所 トワイライトステイ 386 か所 (H28 交付決定)
放課後児童クラブ	362	0	332	0	30	0	362	24,573 か所 (H29.5.1)
企業主導型保育施設	2	0	2	0	0	0	2	企業主導型保育施設 694 か所(H29.12.31)
地方単独保育施設	8	0	5	0	3	0	8	認可外保育施設 6,923 か所
その他の 認可外保育施設	7	2	4	0	1	4	11	事業所内保育施設 4,561 か所 (H28.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	80 か所(H28.3.31)
計	1234	9	1030	5	190	8	1242	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの(平成27年は、その後、意識不明の状態が回復したのものを含む。)

※ 「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

※ 「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：認可保育所 2,116,341人(平成29年4月1日現在)

認可外保育施設 177,877人、事業所内保育施設 73,660人(平成28年3月31日現在)

(データ出典) 施設・事業者数

- 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
 - ・・・認定こども園の数について（内閣府子ども・子育て本部調べ（平成29年4月1日現在））
- 幼稚園
 - ・・・文部科学省調べ（平成29年4月1日現在）
- 認可保育所
 - ・・・保育所等関連状況取りまとめ（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成29年4月1日現在））
- 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）
 - ・・・厚生労働省子ども家庭局調べ（平成29年4月1日現在）
- 一時預かり事業、病児保育事業
 - ・・・厚生労働省子ども家庭局調べ（平成28年度実施箇所数）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成28年度実施箇所数）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
 - ・・・厚生労働省子ども家庭局調べ（平成28年度交付決定箇所数）
- 放課後児童クラブ
 - ・・・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成29年5月1日現在））
- 企業主導型保育施設
 - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成29年12月31日現在）
- 認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 - ・・・認可外保育施設の現況取りまとめ（厚生労働省子ども家庭局調べ（平成28年3月31日現在））

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	0 (0)	4 (0)	2 (0)	10 (0)	21 (0)	19 (0)	17 (1)	-	73 (1)
幼稚園型認定こども園	-	-	-	0	4	3	0	-	7
保育所型認定こども園	1	2	1	1	2	2	1	-	10
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	1	-	1
幼稚園	-	-	-	2	4	12	6	-	24
認可保育所	4 (0)	31 (1)	58 (0)	96 (0)	170 (1)	250 (0)	120 (0)	-	729 (2)
小規模保育事業	0	2	4	0	0	0	0	-	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	1	0	0	0	-	1
一時預かり事業	0	0	1	0	1	0	0	-	2
病児保育事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	-	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	1	2	1	0	0	1	5
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	362	362
企業主導型保育施設	0	0	1	1	0	0	0	-	2
地方単独保育施設	0	1	1	1	2	3	0	-	8
その他の認可外保育施設	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	-	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
計	7 (2)	41 (2)	70 (1)	114 (0)	209 (2)	291 (0)	147 (1)	363 (0)	1242 (8)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	37 (1)	26 (0)	10 (0)	0 (0)	73 (1)
幼稚園型認定こども園	3	4	0	0	7
保育所型認定こども園	6	4	0	0	10
地方裁量型認定こども園	1	0	0	0	1
幼稚園	10	13	1	0	24
認可保育所	305 (1)	337 (1)	87 (0)	0 (0)	729 (2)
小規模保育事業	4	2	0	0	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1
一時預かり事業	1	1	0	0	2
病児保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	2	2	1	0	5
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	117	202	43	0	362
企業主導型保育施設	0	1	1	0	2
地方単独保育施設	5	0	3	0	8
その他の認可外保育施設	7 (4)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	500 (7)	592 (1)	150 (0)	0 (0)	1242 (8)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な死因

*平成 29 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0	0
病死	0	1	0	1	2
溺死	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	3	6
合計	2	1	1	4	8

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

*平成 29 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可外 保育施設	合計
睡眠中	1	0	0	4	5
プール活動・ 水遊び	1	0	0	0	1
食事中	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	2
合計	2	1	1	4	8

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年：4月から3月まで
- ・平成21年：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成22年から26年：1月から12月まで
- ・平成27年：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）は1月から12月まで
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は4月から12月まで
 ※認定こども園としては、平成27年度から調査を実施
- ・平成28年から：1月から12月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型 認定こども園	認可保育 所	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	病児保育 事業	認可外 保育施設	合計
H16	-	7件	-	-	-	7件	14件
H17	-	3件	-	-	-	11件	14件
H18	-	5件	-	-	-	8件	13件
H19	-	3件	-	-	-	12件	15件
H20	-	4件	-	-	-	7件	11件
H21	-	6件	-	-	-	6件	12件
H22	-	5件	-	-	-	8件	13件
H23	-	2件	-	-	-	12件	14件
H24	-	6件	-	-	-	12件	18件
H25	-	4件	-	-	-	15件	19件
H26	-	5件	-	-	-	12件	17件
H27	1件	2件	1件	0件	0件	10件	14件
H28	0件	5件	0件	1件	0件	7件	13件
H29	1件	2件	0件	0件	1件	4件	8件
合計	2件	59件	1件	1件	1件	131件	195件

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）。平成28, 29年は0件。

2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

ガイドラインによる事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月）において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（抜粋）

○重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

(1) 睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- * 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- * 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

(参考)

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成 24 年	2名	3名	5名
平成 25 年	2名	7名	9名
平成 26 年	0名	4名	4名
平成 27 年	0名	6名	6名
平成 28 年	2名	2名	4名
平成 29 年	0名	1名	1名

※ 平成 26 年までは地方単独保育施設、その他の認可外保育施設と分類して把握していない。

※ 平成 27, 28, 29 年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は 0 名。

(2) プール活動・水遊び

【注意事項】

- * プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- * 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

※注意すべきポイント

- ・監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中心の選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- * 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- * 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- * 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
 - ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
 - ・子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
 - ・食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ・汁物などの水分を適切に与える
 - ・食事の提供中に驚かせない
 - ・食事中に眠くなっていないか注意する
 - ・正しく座っているか注意する
- * 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

ガイドラインの周知徹底（周知啓発資料等による事故防止の取組の推進）

平成 27 年の「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に 0～1 歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等により、事故防止の取組を推進している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

自治体による検証の実施と有識者会議による再発防止策の検討

平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は事実の把握や発生原因の分析等により検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

国において、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し（平成 28 年 4 月）、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行っており、第 1 回有識者会議を 4 月に開催し、有識者会議が継続して取り組んでいく内容について議論を行い、同年の 10 月には第 2 回の会議を開催し、事故情報データベースの改善や検証報告のあった自治体からヒアリングを行い、重大事故防止策の議論を行った。

平成 29 年 5 月に第 3 回、9 月に第 4 回の会議を開催し、12 月には事故防止及び検証の実施に当たって速やかに注意喚起すべき事項を取りまとめた。

平成 30 年 2 月に第 5 回、5 月に第 6 回の会議を開催し、地方自治体の検証報告等を踏まえて再発防止策を検討した他、事故データベースの分析を踏まえ、今夏を目途に、年次報告をとりまとめる予定である。

事務連絡
平成30年5月24日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

各市町村においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、現在、平成27年度からの5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期支援事業計画」という。）を作成いただいているところです。したがって、平成32年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期支援事業計画」という。）を各市町村において改めて作成いただく必要があります。

第1期支援事業計画の作成に当たっては、各市町村において「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）第三の一3（二）に基づき、利用希望把握調査等（以下「調査等」という。）を実施していただいたところですが、第2期支援事業計画の作成に当たっても、基本指針に基づき調査等を実施していただくことが必要となりますので、各市町村においては、必要な御準備を進めていただきますようお願いいたします。

第1期支援事業計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするため、平成26年1月20日付事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等のための『作業の手引き』について」を発送したところですが、第2期支援事業計画の作成に当たっても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするための手引きを7月中を目途に送付する予定ですので、各市町村においては、こちらをご参照いただき上記の調査等の実施をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏なく周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 付 島田、眞柄 TEL：03-6257-1468 FAX:03-3581-2521
--

(参考)

○子ども・子育て支援法(平24法65)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2～3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平26内閣府告示159)

第一～第二 (略)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1～2 (略)

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4～6 (略)

二～六 (略)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会
報告書が取りまとめられる(内閣官房) 1

◆ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の 対象範囲等に関する検討会 報告書が取りまとめら れる(内閣官房)

平成30年5月31日、標記検討会は第7回を開催し、報告書を取りまとめました。
報告書のポイントは次のとおりです。

【報告書のポイント】※()内は報告書のページ

全保協事務局整理

- ・対象者(2、3、4ページ):
市町村において「保育の必要性があると認定」された子ども。
- ・対象となるサービス(4ページ):
 - ①幼稚園の預かり保育。
 - ②一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする。
(なお、企業主導型保育については、既に「新しい経済政策パッケージ」において無償化が決定されている〔「新しい経済政策パッケージ」2-8ページ参照。〕)
- ・無償化の上限(4、5ページ):
月額3.7万円(住民税非課税世帯の0~2歳児は月額4.2万円)。
幼稚園の預かり保育は、幼稚園の上限月額2.57万円を含めて3.7万円まで。
月額3.7万円の範囲内であれば、認可外の複数サービスの利用可。

- ・無償化の実施方法（5 ページ）：
利用者の申請に基づき、一括して精算できる償還払いを原則。
- ・実費徴収の扱い（5 ページ）：
通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象から除くことを原則。
- ・質の確保・向上（3、5、6 ページ）：
認可外保育施設の届出を義務化し、都道府県等の指導監督の対象とする。
事業所内保育を新たに届出義務の対象とする。
幼稚園の預かり保育に、幼稚園型認定こども園の一時預かり事業と同様の基準を設ける。
- ・実施時期（6 ページ）：
2019 年 10 月から全面的に無償化措置を実施することを検討すべき。
（当初、2019 年 4 月から一部をスタートし、2020 年 4 月から全面的に実施することとされていた。消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、認可、認可外を問わず、2019 年 10 月から全面的に実施すべき。）

本会は、保育三団体協議会において協同して、本検討会のヒアリングにおいて意見表明を行いました（平成 30 年 3 月 9 日の第 3 回検討会。本ニュースNo.17-42〔平成 30 年 3 月 12 日号〕にて既報）。

その中で強く主張した、幼児教育の無償化後における自治体独自の財源のあり方について、報告書では「今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求める」（報告書の 6～7 ページ）と記載されました。

詳細は、別添資料をご参照ください。

※内閣官房ホームページ

内閣官房トップページ>政策課題>幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/index.html

幼稚園、保育所、認定こども園以外の
無償化措置の対象範囲等に関する検討会
報告書

平成30年5月

・第6回（平成30年4月25日）ヒアリングその6（三重県で開催）

- ①幼稚園の預かり保育の利用者
- ②認可外保育施設の利用者
- ③幼稚園
- ④認可外保育施設
- ⑤三重県、三重県津市、三重県志摩市

よりヒアリング

・第7回（平成30年5月31日）

取りまとめに向けた議論

【基本的考え方】

本検討会において幼児教育の無償化措置の対象範囲を検討する背景には、待機児童の問題があり、ヒアリングでもその解消を求める強い声があった。言うまでもなく、待機児童の解消は待ったなしの課題である。政府は「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を行うとしており、無償化に先立って2017年度補正予算から取り組みを始めている。待機児童の解消に当たっては、保育の実施主体である市区町村が待機児童の状況や潜在ニーズを踏まえながら保育の受け皿整備を行うことが重要であり、引き続き取り組みを加速していく必要がある。

また、質の向上も重要である。特に、保育士の処遇改善については、これまで月3万円相当の改善に加え、昨年度には、技能・経験に応じた月最大4万円の処遇改善と月3千円の引上げが行われた。2019年度も月3千円の引上げが予定されているが、引き続き質の向上に向けた取り組みを推進すべきである。

こうした待機児童解消や質の向上に向けた取り組みを着実に進めつつ、併せて幼児教育の無償化を実施することが重要である。「新しい経済政策パッケージ」では、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」、「0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める」とされる一方、それ以外の認可外保育施設・サービス（以下「認可外保育サービス」という。）については、保育の必要性及び公平性の観点から検討することが決定された。

公平性の観点については、ヒアリングでは、園の保育の方針に共感して今の認可外保育施設を利用している、という声があった一方で、好んで認可外を利用しているのではなく認可外が無償化の対象外となれば心外である、認可外保育施設は認可保育所に入れない人の受け皿になっており無償化の対象に含めるべき、夜間の保育を必要とするため認可外保育施設を利用せざるを得ない、との意見が多く聞かれた。認可保育所に入る要件を満たし、かつ、入る希望があるにもかかわらず、認可保育

所に入ることができない認可外保育の利用者が存在している。

また、保育の必要性の観点については、ヒアリングにおいて、無償化の対象は社会的に必要な者に限定すべきであり、対象範囲は保育の必要性の認定（2号認定）と同等にすべきである、との意見があった。

このため、認可施設の利用者との公平性の観点から、認可外保育サービスの利用者についても、無償化の対象とすることが適当であると判断される。この際、無償化の対象となる利用者の要件については、今般の措置が、認可保育所に入ることができない者に対する代替的な措置であることを踏まえ、保育の必要性の要件を満たしていることとすべきである。

ただし、認可外保育サービスであっても「質の確保が重要」という意見が多くあった。質の確保の観点から、認可外保育施設の届出を無償化の要件とし、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の指導監督の対象とするなど、一定の質の担保措置を講ずるべきである。

無償化の金額については、補助に上限を設けるべきであるという意見が多数であった。認可外保育サービスは、基本的に自由価格となっていることを踏まえ、認可と認可外とのサービス利用者間の公平性の観点から、無償化措置に一定の上限を設けることとすべきである。

認可外保育サービスは、認可保育所と比べ、例えば保育士の数が少ないなど質の面が十分でない場合がある。無償化が単に利用者負担を軽減するのみならず、これを契機として認可外保育サービスの質の向上につなげていくことが重要であり、そのための確認、検証や情報公開の仕組みを考える必要がある。あわせて、国は認可を目指す認可外保育施設に対する運営費の補助など、必要な支援に引き続き取り組むべきである。

こうした基本的考え方のもと、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の具体的な対象範囲等については、以下のとおり考える。

【措置の内容】

（1）対象者・対象サービス

対象者は、今般の措置が、認可保育所に入ることができない者に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とすべきである。すなわち、市町村において保育の必要性があると認定された子供（0歳から2歳児については住民税非課税世帯に限る）であって、認可保育所や認定こども園を利用していない者とすべきである。幼稚園の預かり保育の利用者については、幼稚園の教育を受けさせたいというニーズから、保護者の就労等により保育の必要性

があるにもかかわらず、保育の認定を受けていない実態がみられた。この場合においても、改めて保育の必要性がある旨の認定を受けることにより、無償化の対象となるようにすべきである。

対象となるサービスは、質の確保が重要であるとの意見を踏まえ、

- ① 幼稚園の預かり保育¹
- ② 一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等²のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、利用者の公平性の確保及び質の向上を促進する観点から、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けることが適当であるとすべきである³。

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）については、既に「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されている。上述のとおり、認可外保育サービスの無償化の対象は認可保育所や認定こども園を利用していない者とすべきであるが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とすべきである。

なお、企業主導型保育については、既に「新しい経済政策パッケージ」において無償化することが決定されている。

（2）無償化の上限・対象経費

認可外保育サービスの価格は自由に設定できることとなっているため、無償化の対象とする金額については、一定の上限を設けることが必要である。その上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額⁴とすべきである。幼稚園の預かり保育については、利用量に応じ

¹ 幼稚園の預かり保育、幼稚園及び認定こども園が1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当することの認定）の子供に対して行う預かり事業並びに同法に基づく幼稚園の長時間預かりをいう。以下同じ。

² 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設をいう。幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設のうち乳幼児が保育されている実態があるものを含む。なお、厚生労働省の通知によれば、乳幼児が保育されている実態があるか否かについてはその運営状況に応じ判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる、とされている。

³ このほか、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）並びに同法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とすべきである。

⁴ 月額3.7万円（0歳から2歳児については月額4.2万円）。

て支給することとし、幼稚園保育料の無償化上限額⁵を含めて、上述の上限額⁴まで無償とすべきである⁶。

認可外保育サービスに係る無償化の実施方法については、利用者の利便性や事務の効率性の観点から、利用者の申請に基づき一括して清算することができる償還払いを原則とすべきである。

ヒアリングでは、自治体の認証保育施設を主に利用しつつ、補完的にファミリー・サポートを利用するなど、複数の認可外保育サービスを組み合わせる実態がみられた。こうした場合については、上限額の範囲の中であれば、複数サービスを利用していても無償化すべきである。

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(3) 質の確保・向上

認可外保育サービスの質の確保・向上を図ることは重要な課題である。上述のとおり、無償化の対象要件である指導監督の基準を満たすことについては5年間の猶予期間を設けることが適当と考えているが、この間においても継続的に質の向上が図られるようにするとともに、その内容を検証していくことが重要である。

認可外保育サービスの無償化と併せ、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育を新たに届出義務の対象とすることを含め、認可外保育施設の届出を促進し、都道府県等による指導監督を通じた質の確保・向上を図るべきである。

幼稚園の預かり保育については、人員配置や面積に関する基準が定められていないことから、認定こども園で実施されている一時預かり事業⁷と同様の基準を設けることにより、質の確保を図るべきである。また、ベビーシッターやファミリー・サポートなど、居宅での保育を中心としたサービスについては、居宅において1対1の保育が行われるという特性を踏まえ、指導監督基準を見直すなどにより、質の確保を図るべきである。

⁵ 月額2.57万円。

⁶ 例えば、一般的にいう認可外保育施設の利用者負担額は平均で月4.0万円（3歳の場合）であるが、この平均額の場合は月3千円の利用者負担となる。

⁷ 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園型の一時預かり事業。

都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるような体制整備が必要である。ヒアリングでは、自治体の指導体制強化対策への国の支援が必要、との意見もあり、巡回指導を行う職員の配置に対する補助など、国は必要な支援に引き続き取り組むべきである。また、認可を目指す認可外保育施設を支援するため、今般の子ども・子育て支援法の改正によりこうした支援が法定化されたことも踏まえ、国は、認可基準を満たすために必要となる運営費や改修費などに対する補助に引き続き取り組むべきである。

(4) 実施時期

幼児教育の無償化については、当初、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施することとされていた。しかし、本報告書の整理に従えば、無償化措置の対象が認可外保育サービスにも広がることになる。

これにより、無償化措置の実施に当たり、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務、無償化の対象となる認可外保育サービスを把握する事務などが新たに生じることとなる。こうした事務が円滑に行われるためには、制度の具体的内容が決まってから半年程度の準備期間が必要であると考えられる。

他方、無償化措置の財源は、消費税率引上げによる増収分を活用することとされていることを踏まえれば、無償化による恩恵は消費税率引上げとあわせ同時に受けられるようにすることが望ましい。このため、政府においては、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月から全面的に無償化措置を実施することを検討すべきである。

(5) その他

無償化の実施に当たっては、実務を担う地方自治体において混乱が生じないようにすることが重要である。地方自治体からは、地方の意見にしっかり耳を傾け、十分協議を重ねるべき、との意見があった。このため、今後の具体的な制度設計において、地方自治体の意見を十分に聞くことが必要である。

地方自治体によっては、既に独自の取り組みにより無償化や負担軽減を行っているところがある。今回の無償化措置が、こうした自治体独自の取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにすべきである。このため、今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことな

く、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求める。

今般の無償化を契機として、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことにならないようにすべきである。

今般の無償化措置によって、これまで地方自治体が必ずしも把握していない認可外保育サービスの利用者に対する支援が行われることとなる。このため、こうした利用者への新たな制度の周知が重要となる。地方自治体の広報誌や認可外保育サービスの提供者を通じて十分な広報を行うべきである。あわせて、認可外保育施設の届出義務が着実に履行されるよう、施設に対して届出を勧奨すべきである。

幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の
無償化措置の対象範囲等に関する検討会 構成員

林 文子 横浜市長

(座長代理) 樋口 美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長

(座 長) 増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

無藤 隆 白梅学園大学大学院子ども学研究科特任教授

(五十音順、敬称略)